

学 生 便 覧

2020年度

東北医科薬科大学 医学部

目次

大学概要

学校法人東北医科薬科大学 法人役員・評議員一覧	2
本学のあゆみ	3
本学の教育理念と使命	4
3つのポリシー	5
アセスメント・ポリシー	6
本学の沿革	6
本学のキャンパス	8
東北医科薬科大学創設者高柳義一先生記念室	12
本学の組織図	13
学長・附属施設の長等	14
東北医科薬科大学校歌	15
東北医科薬科大学ロゴマーク（大学エンブレム）	16

学生生活

事務局窓口案内	18
学生証（身分証明書）	18
学生割引証	19
通学定期	19
各種証明書の申請	19
証明書自動発行機	19
手数料一覧	21
各種届出書	22
学生への連絡	23
学生用ロッカー	23
遺失拾得物	24
自動車の通学禁止及び自転車バイク通学	24
喫煙・飲酒・違法薬物	25
宿舎（下宿・アパート等）の紹介	25
アルバイト	26
学生相談室	26
保健管理センター	26
保険制度	27
遠隔地保険証	28
緊急連絡システム	28
学内での避難場所	28
学内のAEDの設置場所	29
郵便物	29
課外活動	30
学生食堂（小松島キャンパス）の利用	31
学生食堂（福室キャンパス）の利用	31
授業料及びその他の納付金の納入	31

施設

附属図書館	34
附属分子生体膜研究所	36
薬用植物園	36
クラブハウス等の使用	36
ラジオアイソトープセンター	37
実験廃棄物の処理	37
実験動物センター	38
情報科学センター	39
中央機器センター	40

医学部概要

医学部各種委員会	42
医学教育推進センター	43
医学部卒後研修支援センター	44
地域医療総合支援センター	44
登米地域医療教育サテライトセンター	45
石巻地域医療教育サテライトセンター	45
東北大学白菊会	46
組担任	47
教室教育担当者制度	47
奨学金	48
東北地域医療支援修学資金制度	49
感染症予防対策	50
ノートパソコンの貸与	50

学籍

修業年限及び在学年限	52
休学・復学・退学・除籍	52

教務

授業時間	54
交換・変更・休講・補講	54
授業欠席	54
授業科目の区分	54
単位制度	55
オフィスアワー制度	55
履修計画	55
試験	55
成績評価	56
GPA制度	56
進級と留年	57

諸規則編

東北医科薬科大学学則	60
医学部履修規程	69
東北医科薬科大学学内規程	71
単位互換協定に基づく他大学における授業科目並びに単位の認定に関する規程	74
ハラスメント防止等に関する規程	75
東北医科薬科大学体育施設管理規程	78
東北医科薬科大学体育施設使用規程	79
東北医科薬科大学クラブハウス管理規程	80
東北医科薬科大学駐車（輪）場使用規程	81

図書館利用規程	82
附属薬用植物園規程	84
附属分子生体膜研究所規程	85
修学資金貸与規程	86
医学部授業資料共有フォルダ利用ガイドライン	95

キャンパス・附属病院

小松島キャンパス 建物配置図	98
福室キャンパス 建物配置図	113
東北医科薬科大学 若林病院	132

大学概要

学校法人東北医科薬科大学 法人役員・評議員一覧

本学のあゆみ

本学の教育理念と使命

3つのポリシー

アセスメント・ポリシー

本学の沿革

本学のキャンパス

東北医科薬科大学創設者高柳義一先生記念室

本学の組織図

学長・附属施設の長等

東北医科薬科大学校歌

東北医科薬科大学ロゴマーク（大学エンブレム）

本学は私立学校法に基づき、学校法人東北医科薬科大学が設置管理する。
本法人には、理事、監事および評議員をおき、理事会が運営執行にあたる。

学 校 法 人
東 北 医 科 薬 科 大 学

(令和2年4月1日現在)

法 人 役 員	理 事 長	高 柳 元 明
	理 事	高 柳 和 枝
評 議 員		櫻 田 忍
		和 田 裕 一
		堀 田 徹
		福 田 寛
		近 藤 丘
		柴 田 信 之
		立 花 鐵 夫
		佐 藤 克 巳
		千 葉 信 博
		高 柳 元 明
		鈴 木 征
		櫻 田 忍
		高 柳 和 枝
		安 積 茉莉子
		和 田 裕 一
		一 條 宏
	堀 田 徹	
	福 田 寛	
	柴 田 信 之	
	遠 藤 泰 之	
	井ノ口 仁 一	
	近 藤 丘	
	大 野 勲	
	多 田 晴 観	
	北 村 哲 治	
	渡 邊 善 照	
	原 忠 篤	
	瀬 戸 初 江	

本学のあゆみ

(1) 建学の精神

本学は、昭和14（1939）年、東北・北海道地区唯一の薬学教育機関である東北薬学専門学校として創立され、次いで昭和24（1949）年に東北薬科大学として開学した。

創立について特に誇りとするところは、国が廃止した薬学教育機関を、確固たる教育の理想のもと私学として民間の力で再興したことである。明治時代、政府は仙台に「仙台医学専門学校（東北大学医学部の前身）」を設立し医学科、薬学科を置いたが、大正6（1917）年、医学科だけを残し、薬学科を廃止した。以後約20年間、北日本には薬学教育機関が全く無くなり、この間、北日本の薬学の進歩、薬業界の発展は停滞するばかりであった。ことに薬学を志す者は、東京に出て学ばねばならず、経済的にも負担が大きく、その道に進むことが大変困難な時代が続いていた。当時、仙台市内で内科高柳病院を開業していた高柳義一先生は、かかる現状を憂慮し、また社会の熱い要請を受けて民間の先覚者達と共に努力の末、ついに昭和14（1939）年、東北薬学専門学校を創立した。

しかし、本学の歴史を顧みると、薬学専門学校の創立、そして大学の揺籃から発展へと至る道のりは決して平坦ではなかった。創立当時、長期化していた戦争は次第に厳しさを増し、ひきつづいて第2次世界大戦、そして敗戦という有史以来の激動の時代となり、学生をはじめ法人役員、教職員の苦難は想像を絶するものがあった。戦後、廃校の岐路に立ったこともあったが、高柳義一先生は、ついに幾多の困難を乗り越え、昭和24（1949）年東北薬科大学の昇格設置にこぎつけ、本学の基礎を確立した。

創立にあたり、創設者たちは地域社会に貢献できる薬剤師の養成を最大の目標としつつ、薬学の教育・研究を通じ、広く人類の健康と福祉に貢献することを願い、真理の探究に邁進するという高い志を掲げた。この精神は、大学創設者高柳義一先生の残された「われら真理の扉をひらかむ」という言葉に凝縮され、本学の建学の精神として碑に刻まれ（開真の碑）、今に伝えられている。真理の探究は、まさに大学の使命である教育・研究の原点であり、この建学の精神は今後も我々に教育・研究に真摯に取り組む姿勢と努力を求め続けるも

のといえる。

薬系単科大学としてスタートした本学薬学部は、東北・北海道地区の中では最も歴史が古く、令和元年（2019）年5月に創立80周年を迎えた。本学の同窓生はすでに23,000名を超え、東北・北海道はもとより全国各地で、薬剤師として医療の発展に努め、また教育・研究や行政など様々な分野で数多くの優れた人材が活躍している。

近年、医療の現場では医薬分業の進展、医療技術の高度化や複雑化により、薬剤師を巡る環境が大きく変化し、医療の担い手である薬剤師の質の向上が一段と要求されるようになってきた。また薬学研究は、医学や分子生物学等隣接する諸分野と融合して、学際的な広がりを持つに至っている。こうした背景のもと、本学では21世紀にふさわしい大学のあり方を検討し、平成18（2006）年の薬学教育制度改革を機に、それまでの薬剤師養成と薬学の基礎研究における実績を踏まえ、薬剤師を養成する6年制の「薬学科」と、基礎薬学を土台に医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学の分野で活躍できる人材養成をめざす4年制の「生命薬科学科」を併置した。また、薬学部各学科を基礎にした「大学院薬学研究科」を設置し、一段と高度なレベルで教育と研究の両立を目指している。

さらに6年制薬学教育を効果的に実践するため、本学は平成25（2013）年4月、薬系単科大学としてはわが国初となる附属病院（東北薬科大学病院、現東北医科薬科大学病院）を開設した。附属病院は現在、学部教育での体験学習や臨床教育に、大学院教育では臨床研修に、さらに臨床系教員の現場研修に活用されている。また、病院患者さんのデータや検体を用いた、病院と大学の共同研究が実施されており、研究においても大きな効果をあげている。

(2) 医学部開設と東北医科薬科大学として

あらたなスタート

平成23（2011）年3月11日14時46分、かつて経験したことのないM9.0という巨大地震が発生し、東日本大震災という未曾有の災害がもたらされた。この大災害により東北地方の太平洋沿岸部各地では医療崩壊がもたらされた。

平成25（2013）年11月、震災からの復興、今後の超高齢化社会と東北地方における医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえ、文部科学省より「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針」が発表された。これを受けて、東北地方において、長年の医療人養成の実績を持つ本学にとって、また被災地における大学として、果たさなければならない重要な使命であるとの認識のもと、平成26（2014）年5月、本学医学部の「構想応募書」を文部科学省『東北地方における医学部設置に係る構想審査会』に提出した。平成26（2014）年9月、同審査会より本学の構想が選定され、平成27（2015）年3月、医学部の設置認可申請書を文部科学省に提出し、平成27（2015）年8月、文部科学大臣より医学部設置を認可された。このような背景から、平



開真の碑

成28（2016）年4月1日に開設された医学部医学科は、医師の養成、特に幅広い臨床能力を持つ総合診療医の養成を通

して東北地方の医療を支えていくことを使命としている。

本学の教育理念と使命

教育理念

本学は、自然・人文社会科学分野における真理の探究を原点に、より高度で専門的な知識と能力を培うことを教育・研究の柱としている。特に医学・薬学は、人間とその生命にかかわる学問であり、広い視野と豊かな人間性が求められる。

本学は、「われら真理の扉をひらかむ」という建学の精神のもと、医学・薬学の教育研究を通じて、広く人類の健康と福祉に貢献することを願い、次の3つを教育理念に掲げる。

- 一．思いやりの心と高い倫理観をもち、専門的な知識と能力を兼ね備えた、社会に貢献できる人材を育成します。
- 一．真理の探究を志し、自ら課題を求め自分の力で解決できる人材を育成します。
- 一．友情を育み、人間形成に努めるとともに、国際的視野に立って活躍できる人材を育成します。

（1）教育研究上の目的

- 1 医学部医学科においては、医学に関する高度の専門的知識を修得させ、日々発展する先進的医学を探究するとともに、地域医療に貢献できる医師の養成を主たる教育研究目的とする。
- 2 薬学部薬学科においては、医療人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、先進的な薬物療法を探究するとともに疾病の予防・治療及び健康増進に積極的に貢献する意識と実践力を備えた薬剤師の養成を主たる教育研究目的とする。
- 3 薬学部生命薬科学科においては、薬学・生命科学に携わる人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を探究するとともに高度の専門知識を修得し、健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成を主たる教育研究目的とする。

（2）教育

薬学部

薬学科（6年制）では、近年の医療技術の高度化に対応できる質の高い薬剤師の養成を主たる目的としており、まず医療人として高い倫理観や深い教養に裏付けられた、心豊かな人間性のある人材育成に努める。専門教育では医療薬学系の教育や実務実習の充実を図る目的で、臨床薬剤学実習センター、模擬薬局などを教育研究棟に配置し、実践に即した専門的な知識と技術の修得を目指す。また、医療の現場において自ら課題を見つけ解決していく能力を身に付けさせるため、PBL教育の導入など高学年のカリキュラム内容は十分に工夫されている。

生命薬科学科（4年制）は、従来の基礎薬学を土台にして、ポストゲノム時代における医学と薬学の2つの領域にまたがる基礎専門知識を教授し、大学院への進学を前提に、製薬会社・各種研究機関での研究・開発、医薬品情報提供、販売業など多様な分野で活躍できる人材育成を目的としている。本学科は、東北・北海道の私立大学薬学部では唯一の学科であり、薬学・産業界のみならずこの地域にとっても大きな存在意義を持つものと期待されている。

大学院薬学研究科

本学は、昭和37（1962）年、私立薬科大学では初めての大学院を開設し、50有余年の実績を積み重ねており、医療の現場や企業のニーズに応える、より高度な専門性を身につけた人材育成を行っている。

薬学科（6年制）を基盤とした4年間の「薬学専攻博士課程」は、『臨床』をキーワードとし、医療現場で高度な専門的知識技術を活かす臨床能力と様々な臨床的課題を薬学的な観点から解決できる研究能力を兼ね備えた薬剤師、研究者の養成を目指している。

生命薬科学科（4年制）を基盤とした2年間の「薬科学専攻博士課程前期課程」は、創薬科学コース・生命科学コースの2つのコースに分かれ、薬学分野の研究に必要な基本的知識と技術を修得することにより修士の学位を取得できる。さらに3年間の「薬科学専攻博士課程後期課程」では、より高度な専門知識と技術を修得し、自らの判断で研究開発を遂行できる研究者及び技術者の養成を目的としている。

医学部

医療現場では、各地域の医療ニーズを理解し、疾病の予防から各種疾患の複合状態にも適切に対応でき、病める人を全人的に支えることができる、幅広い臨床能力を持った総合診療医が求められている。本学医学部では、滞在型地域医療教育や災害医療教育等特色あるカリキュラムにより、地域への理解を深めながら、幅広い診療と災害医療に対応できる医師の育成を目指している。

（3）研究

薬学部及び大学院薬学研究科では、これまでの研究実績を基盤として、一段と研究の高度化を推進している。昭和34（1959）年に開設された癌研究所を発展的に解消し、ポストゲノム時代の大きな課題の一つである糖鎖生物学を主な研究テーマとする「分子生体膜研究所」を平成18（2006）年度に設置し、また本学の2本の研究プロジェクトが文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択される等、確固たる研究業績を上げてきた。

医学部では、基礎、社会及び臨床医学の各教室において、医学部教育研究棟の研究施設を中心に、薬学部及び大学院薬学研究科との共同研究を含めて、病態解析や高度医療・治療

薬の開発、医療政策への提言に向けた研究を進めている。また、完成年度を目途に学部学年進行に合わせて、大学院博士課程設置の準備を進めている。

また科学研究費補助金採択件数は、平成27(2015)年度36件、平成28(2016)年度65件、平成29(2017)年度78件、平成30(2018)年度93件、平成31(2019)年度98件ほか、日本医療研究開発機構(AMED)等の受託研究、外部財団からも研究資金の導入が活発に行われ、現在本学は、医療系大学の中でも高いレベルで教育と研究の両立を実現している。

(4) 地域との関連

大学の地域社会との関わりや貢献も本学にとって重要な課題である。本学は、一般薬剤師を対象とした生涯教育やワークショップ、一般市民を対象とした定期的な講座・講演会、また高校生対象の高大連携事業など、地域社会と結びついた様々な事業を行ってきた。また、実地医家と薬剤師との勉強会、医薬連携も積極的に行っている。さらに、仙台圏を中心とした大学等の高等教育機関により組織された学都仙台コンソーシアムの事業等にも参画している。こうした地域に貢献できる活動をさらに充実させ、社会に対する知の還元に努めていく。

地域医療への貢献として、附属病院(東北医科薬科大学病院、若林病院)による地域医療機関と連携した医療の提供を行っている。また、医師不足に悩む地域の診療体制を支援するために、地域医療総合支援センターを窓口として、地域性

や診療科を考慮しながら本学の医師を派遣し、地域医療機関からの要請に添えている。登米市及び石巻市に設置されている地域医療教育サテライトセンターには、医学部教育のために教員医師が常駐している。この教員医師は、教育ばかりでなく、当該地域の医療にも参加し、本学地域貢献の一翼を担っている。

(5) 国際交流

本学は、下記の大学や研究機関と学術・教育・研究に関する協定等を結び、国際交流を行っている。

- 南通大学(中国) • 天津医科大学(中国)
- 大連医科大学(中国) • 嘉南薬理大学(台湾)
- Academia Sinica(台湾)
- モンゴル国立大学(モンゴル)
- サムラトランギ大学(インドネシア)
- 国立マリアーノマルコス大学(フィリピン)
- カラブリア大学(イタリア)
- マーニャ・グレーチャ大学(イタリア)
- ミラノ大学(イタリア)
- ウプサラ大学(スウェーデン)

今後さらに最先端の医学・薬学・生命科学研究を通じて国内外の大学との交流、国際シンポジウムや国外研究者による講演会を開催するなど、医学・薬学・生命科学研究における拠点研究機関として、その成果を継続して国内外へ向けて発信していくことを目指している。また、留学生の積極的な受け入れも進めている。

3つのポリシー

入学者受け入れ方針【アドミッション・ポリシー】

1. 本学の教育理念および本学医学部の使命に共感し、将来、東北地方の地域医療・災害医療に従事して、地域住民の健康を支える使命感に燃えた学生を求めます。
2. 高度で専門的な知識と技能を兼ね備えながら、病める人とその家族の思いに共感できる強い意志と柔らかな心をもった医師を志す学生を求めます。
3. 高等学校等で理科、数学、英語を十分に習得し、論理的に考える姿勢と着実な学習習慣を身につけている学生を求めます。

教育課程の編成・実施方針【カリキュラム・ポリシー】

本学医学部の使命を果たすために、地域の医療ニーズを理解し、多職種および行政と連携しながら医療を提供することにより、地域住民の保健・福祉の向上に貢献できる幅広い臨床能力を有する医師の養成を可能にする教育課程を、医学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠しつつ本学独自のカリキュラムを加えて、編成・実施する。

1. 心豊かな人間性を備え、生命の尊厳について深い理解を持つ医師を育てるために、人文科学から臨床医学へ連続性ある倫理教育を実施する。

2. 病める人を生活者として全人的に捉える広い視野を育むために、講義と地域での体験学習を効果的に連動させる。
3. 地域医療に対する理解を深め使命感を醸成するために、同じ地域を繰り返し訪問し、多職種の医療人および地域の住民や行政と連携しながら学ぶ、地域滞在型教育を行う。
4. 総合診療医を目指すために、地域医療の理解から総合診療力の養成へと段階的に学習する実践的な教育課程とする。
5. 救急・災害医療(放射線災害を含む)に対応できる医師を養成するために、特色ある体験学習や演習科目を編成する。
6. 問題発見能力、問題解決能力、自己研鑽能力を育むために、問題基盤型学習や双方向教育、グループ討論・発表などの主体的・能動的学習を取り入れる。
7. 効果的な修得のために、関連科目間の横断的および縦断的統合を図った教育課程とする。
8. アウトカム基盤型教育と適切な学習評価を実施する。
9. 多様な参加型臨床実習など医学教育の国際化に対応した教育を実施する。

学位授与の方針【ディプロマ・ポリシー】

本学医学部の教育課程を履修して、所定の単位を修得した学生に学位（学士（医学））を授与する。

1. 医療人としての自覚と医師として総合的な臨床能力を身

につけていること。

2. 地域医療、災害医療に貢献する強い意志を持っていること。

アセスメント・ポリシー

東北医科薬科大学では、内部質保証の一環として、ディプロマ・ポリシーを始めとした、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの3ポリシーを踏まえ、学生の学修成果を評価・測定するアセスメント・ポリシーを定めています。本ポリシーに基づく評価・測定を、学生の入学時から卒業時にかけて、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベルの3段階に分けて行い、教育の改善につなげます。

1. 機関レベル（大学）

学生の卒業率、就職率等から学修成果の達成状況を評価します。

2. 教育課程レベル（学部・学科）

学部・学科の所定の教育課程におけるGPA、国家試験合格率等から学修成果の達成状況を評価します。

3. 科目レベル

シラバスで提示された学修目標に対する評価、授業アンケート等の結果から学修成果の達成状況を評価します。

4. 具体的な評価指標

	入学時	在学中	卒業時
機関レベル（大学）	・入学試験	・退学率 ・休学率	・卒業率 ・就職率 ・学位授与数 ・国家試験合格率 ・大学院進学率 ・卒業時アンケート
教育課程レベル（学部・学科）	・入学試験	・退学率 ・休学率 ・GPA [薬] ・進級率（留年率） ・共用試験成績 ・学修ポートフォリオ [薬] ・成績分布 ・DPに関するルーブリック評価 [薬]	・卒業率 ・就職率 [薬] ・GPA [薬] ・学位授与数 ・国家試験合格率 ・大学院進学率 [薬]
科目レベル		・成績評価 ・授業アンケート ・DPに関するルーブリック評価 [薬]	

※ [薬] = 薬学部における評価指標

本学の沿革

- 昭和14年 3月 東北薬学専門学校を設置認可。
- 昭和24年 3月 東北薬科大学薬学部薬学科を設置認可。
- 昭和30年 10月 本学運動場（28,047㎡）完成。
- 昭和32年 8月 教員の資格審査権が本学教授会に附与された。
- 昭和34年 4月 教員免許状取得のための教職課程の設置認可。（高校、中学校の理科・保健の免許状）
- 4月 本学に附属癌研究所を開設。
- 7月 北校舎（地下1階、地上3階建 2,078㎡）完成。
- 昭和37年 4月 大学院薬学研究科修士課程が、我が国の私立薬科大学最初のものとして設置認可。
- 昭和38年 7月 大学院校舎（4階建 2,344㎡）完成。
- 昭和39年 4月 大学院薬学研究科博士課程が、我が国の私立薬科大学最初のものとして設置認可。
- 昭和40年 4月 薬学部衛生薬学科を設置認可。（2学科体制）
- 昭和41年 5月 本館（5階建 5,263㎡）完成。
- 昭和43年 2月 衛生薬学科に教員免許状取得のための教職課程設置認可。（高校、中学校の理科・保健の免許状）
- 3月 南校舎第1期工事（4階建 1,624㎡）完成。
- 昭和44年 6月 南校舎第2期工事（4階建 2,544㎡）完成。
- 10月 体育館（1部2階建 2,496㎡）完成。

- 昭和46年 4月 薬学部製薬学科を設置認可。（3学科体制）
- 7月 東校舎・図書館（5階建 3,699㎡）完成。
- 12月 富谷校地（黒川郡富谷町三ノ関所在151,852㎡）購入。
- 12月 製薬学科に教員免許状取得のための教職課程設置認可。（高校、中学校の理科・保健の免許状）
- 昭和53年 3月 廃水処理施設（2階建 562㎡）、クラブハウス（2階建 450㎡）完成。
- 9月 危険物貯蔵所（平屋建 120㎡）完成。
- 昭和55年 2月 臨床検査技師免許取得のための課程認可。
- 昭和57年 3月 ラジオアイソトープセンター（地下1階、地上3階建 924㎡）完成。
- 昭和59年 3月 実験動物センター（地下2階、地上4階建 1,390㎡）完成。
- 10月 東北薬科大学創設者高柳義一先生記念館（地上4階建 648㎡）完成。
- 昭和61年 3月 駐車（輪）場（地下2階、地上1階建 850㎡）完成。
- 平成2年 3月 薬学部三学科に教員免許状取得のための教職課程再課程の設置認可。（高校、中学校の理

	科一種免許状)		
平成6年6月	仙台校地に仙台市青葉区小松島3丁目(945㎡)購入。		開設された。
平成8年3月	講義棟(地下1階、地上8階建7,121.0㎡)完成。		文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業(癌および加齢性疾患の制御とQOL向上)」に選定された。
平成9年9月	仙台校地に仙台市青葉区小松島4丁目57-2(17,199㎡)購入。	10月	モンゴル・モンゴル国立大学と「学術交流ならびに教育協力に関する協定」締結。
平成14年12月	大学院薬学研究科修士課程の入学定員が10名から30名に変更し許可された。	平成23年12月	台湾嘉南薬理科技大学と姉妹校関係の「覚書」締結。
平成16年1月	仙台校地に仙台市青葉区小松島3丁目40-17(956.86㎡)購入。	平成24年4月	大学院薬学研究科博士課程(薬科学専攻(後期課程)と薬学専攻)が開設された。
平成17年3月	文部科学省の「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」に選定された。	4月	文部科学省の「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業(生体膜糖鎖異常に起因する生活習慣病発症機序の解明と臨床への応用)」に選定された。
平成18年2月	キャンパス整備事業第Ⅰ期工事、教育研究棟(地下1階、地上10階建22,230.92㎡)、ラジオアイソトープセンター(地下1階、地上3階建996.80㎡)、実験動物センター(地下1階、地上4階建1,959.60㎡)が完成。	9月	イタリア・ミラノ大学と「学術交流ならびに教育協力に関する協定」締結。
平成18年4月	新薬学教育制度の下、薬学部薬学科(6年制)と生命薬科学科(4年制)の2学科を設置した。	12月	本学と、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構との間で、東北厚生年金病院を本学に譲受ける契約を締結。
4月	附属癌研究所を新たな研究テーマのもとに再構築し、分子生体膜研究所を開設。	平成25年4月	東北薬科大学病院を開設。
4月	文部科学省の「学術フロンティア推進事業」に選定された。	5月	ロゴマーク制定。
平成19年7月	イタリア・カラブリア大学薬学部と「学術研究協力に関する協定」締結。	平成26年8月	文部科学省の「東北地方における医学部設置に係る構想審査会」において、本学の構想が選定された。
平成20年4月	キャンパス整備事業第Ⅱ期工事、図書館・情報センター(地下1階、地上2階建4,810.04㎡)、学生ホール(3階建3,836.11㎡)完成。	平成27年3月	文部科学省へ医学部設置認可申請提出。
9月	スウェーデン・ウプサラ大学薬学部と「学術研究協力に関する協定」締結。	8月	医学部医学科の設置認可。
10月	インドネシア・サムラトランギ大学と「学術および教育協力に関する協定」締結。	平成28年4月	法人名を「学校法人 東北医科薬科大学」に名称変更。
平成21年3月	キャンパス整備事業第Ⅲ期工事、中央棟(地下1階、地上4階建8,390.27㎡)完成。		大学名を「東北医科薬科大学」に名称変更。「東北薬科大学病院」を「東北医科薬科大学病院」に名称変更。
7月	平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」[テーマB](学生支援推進プログラム)に採択された。		医学部医学科開設。
8月	中国・南通大学と「学術交流および教育協力に関する国際交流協定」締結。		東北医科薬科大学 若林病院を開設。
平成22年1月	イタリア・マーニャ・グレーチャ大学薬学部と「学術研究協力に関する協定」締結。	平成29年2月	医学部第2教育研究棟竣工。
3月	キャンパス整備事業第Ⅳ期工事(環境整備等)完了。	3月	宮城大学と「連携協力に関する協定」締結。
4月	薬学科、生命薬科学科の入学定員を各々330名から300名、50名から40名に変更し、許可された。	9月	東北医科薬科大学 名取守病院を開設。
	大学院薬学研究科薬科学専攻(修士課程)が	平成30年1月	医学部第1教育研究棟竣工。
		10月	中国・大連医科大学と「学術交流及び教育協力に関する国際協定」「大学院学生交流に関する協定」締結。
		平成31年1月	東北医科薬科大学病院新館竣工。
		4月	フィリピン・国立マリアーノマルコス大学と「学術交流及び教育協力に関する国際協定」「大学院学生交流に関する協定」締結。
		令和元年9月	台湾・Academia Sinicaと「学術研究協力に関する協定書」「科学研究合意書」締結。
		10月	中国・天津医科大学と「学術交流及び教育協力に関する覚書」「大学院学生交流に関する協定」締結。

本学のキャンパス

(1) 小松島キャンパス(大学本部・医学部・薬学部)

小松島キャンパスは杜の都、仙台市の中心部「台原」にあり、敷地は約6万平方メートルとゆったりした高台になっている。キャンパス北西の丘には樹齢約650年といわれる銘木「高山樗牛瞑想の松」がそびえている。樹下には土井晩翠作、笹川臨風書による「いくたびかここに真昼の夢見たる 高山樗牛瞑想の松」の詩碑がある。丘の上の展望台に登れば西北に雄大な奥羽の山なみ、東南はるかに太平洋の碧い海、眼下に仙台市の林立するビル群を一望できる。キャンパス一帯は保存緑地で豊かに自然が残っており、四季折々の景観が私たちを楽しませてくれる。一步学外に出ると市街地が広がり、すぐ近くにバス停「東北医科薬科大・東北高校前」、地下鉄南北線「台原駅」、JR仙山線「東照宮駅」があり、通学の点でも、学生生活を送るのにきわめて恵まれた環境である。(98ページからのキャンパスマップ・平面図参照)

「瞑想の松」について

「瞑想の松」は、キャンパス内に存在する仙台の銘木であり、明治の文豪高山樗牛と土井晩翠、笹川臨風の友情のあかしとして広く知られている。“信頼する友、尊敬する師を得よ”とのメッセージを学生に伝えている。青春期の未だ人間として発達過程にある学生が、社会人として巣立つまでの人間の成長と、この時期でなければ得られない生涯に渡っての宝となる“親友と師”を得ることを願っている。



瞑想の松

○講義棟

先進の映像機器を設けた70周年記念講堂を備える7階建の建物。講義のほか、特別講演などのイベントスペースと

しても活用されている。

○中央棟

講義フロアと本部事務フロアがひとつになった建物。180席の大講義室、90席の小講義室が設置されているほか、学生相談に応える事務室、就職情報コーナー、保健管理センターなどがある。

○学生ホール

レストラン、カフェテリアのある憩いと語らいの空間。1階に売店、クラブ・サークルの部室などがある。

○図書館・情報センター

人文科学系から自然科学系まで幅広い専門図書資料を収蔵。2階には、充実のコンピュータ環境を備える情報教室や自習室を設置している。

○教育研究棟(ウェリタス)

学生実習室、各研究室、「中央機器センター」、模擬薬局も設けられた「臨床薬剤学実習センター」などの教育・研究の最先端の施設・設備を整えている。

○実験動物センター

マウスやラットなどの哺乳動物を、24時間温度・湿度が一定のクリーンルームで飼育しながら、P2レベルからSPFレベルまでの様々な実験を行っている。

○ラジオアイソトープセンター

放射線測定的基础実習を行うとともに、放射性同位元素(ラジオアイソトープ)を使った結合試験やDNA合成能測定など、各教室の研究に広く利用されている。

○附属薬用植物園

「生薬」研究の材料供給と同時に、薬用植物に直接触れることのできる施設として活用されている。現在、約350種類の薬用植物が生育している。

○体育館・テニスコート

バスケットボールコート2面分の広さを誇る体育館とテニスコート2面。部活動や体育の授業に利用されている。

○グラウンド

主に体育会系のクラブ・サークルの練習などに利用されている。

○クラブハウス

各クラブ・サークル活動の拠点となるスペース。多目的に利用が可能。

○瞑想の松・展望台

本学の敷地内にある瞑想の松は、樹齢600年以上のクロマツで、市の保存樹木にも指定されている。展望台も整備されており、仙台市内の街並が一望できる。

(2) 福室キャンパス(医学部・附属病院)

医学部開設にあわせ、本学の附属病院である「東北医科薬科大学病院」(本院)に隣接する場所に、医学部の教育研究棟を建設した。主に学生実習等に使用する第2教育研究棟(2階建)は、平成29(2017)年春に完成し、開設2年目から使用。講義室、研究室、図書室、学生ラウンジ等が入る、

第1教育研究棟（7階建）は、平成30（2018）年4月から使用しており、医学部の中心活動拠点になっている。また、開設4年目となる平成31（2019）年4月に本院を増床（+88床）。医学部学生の臨床実習開始に合わせ、病棟の他、最新鋭の放射線治療器やハイブリッド手術室などを兼ね備えた新大学病院棟を増築し、供用開始した。

本院は、仙台市の東側に位置し、仙台市と塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町などを主な診療圏とする。病院の南側には、高さ20m以上のメタセコイアの並木が続き、それと平行する道路に沿って七北田川が流れている。川の干潟には野鳥がみられるなど、静かでゆとりある快適な医療環境の中にある。交通アクセスは、JR仙石線陸前高砂駅から徒歩約7分の距離にあり、病院のすぐ近くには国道45号線や仙台東部高速道路（最寄りインターチェンジ：仙台港IC）が走っているなど、便利な交通環境にある。

教育においては、医学部では1年次「早期医療体験学習」「チーム医療体験学習」、4～6年次「診療科臨床実習」等の実習の他、様々な講義・演習でも利用される。

薬学部は、薬学科1年次「薬学入門演習」、2年次「医療ボランティア実習」、5年次「実務実習」等、主に参加型授業において活用される。さらに、大学院薬学研究科では薬学専攻博士課程1年次「臨床薬学研修」が半年または1年間実施されている。

東北医科薬科大学病院（本院）

○前身

昭和21（1946）年5月 宮城第一病院

昭和57（1982）年10月 新築移転、東北厚生年金病院へ改称

○所在地 仙台市宮城野区福室一丁目12番1号

○病床数 554床（一般508床、精神46床）

○患者数 入院 363人 平成30（2018）年度（1日平均）
外来 816人 //

○職員数 1,081人（令和元年12月1日現在）
※教員兼務者含む

○診療科目 内科（総合診療科）、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腫瘍内科、糖尿病代謝内科、腎臓内分分泌内科、脳神経内科、感染症内科、緩和ケア内科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、脳神経外科、

形成外科、肝胆膵外科、ペインクリニック外科、精神科、血液・リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科

○医療機能

- ・地域医療支援病院
- ・臨床研修指定病院
- ・（財）日本医療機能評価機構認定病院
- ・救急告示病院
- ・災害拠点病院
- ・高次脳機能障害支援拠点病院
- ・宮城DMAT指定病院
- ・認知症疾患医療センター指定病院
- ・仙台市病院群当番制事業協力病院
- ・原子力災害医療協力機関

（3）東北医科薬科大学 若林病院

本学附属病院「東北医科薬科大学 若林病院」（前身 NTT東日本東北病院）は、仙台駅から車で10分、仙台市南東の若林区の住宅地にある。交通アクセスは、地下鉄東西線薬師堂駅から徒歩で10分の距離である。

○前身

昭和54（1979）年12月 日本電信電話公社東北通信病院開院

昭和60（1985）年4月 NTT東北通信病院へ改称

平成11（1999）年7月 NTT東日本東北病院へ改称

○所在地 仙台市若林区大和町二丁目29番1号

○病床数 111床

○患者数 入院 114人 平成30（2018）年度（1日平均）
外来 513人 //

○職員数 288人（令和元年12月1日現在）

○診療科目 内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、血液内科、腎臓内科、外科、乳腺外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、リウマチ科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科、精神科

○医療機能

- ・労災保険指定病院
- ・臨床研修指定病院



小松島キャンパス 中央棟・教育研究棟・学生ホール



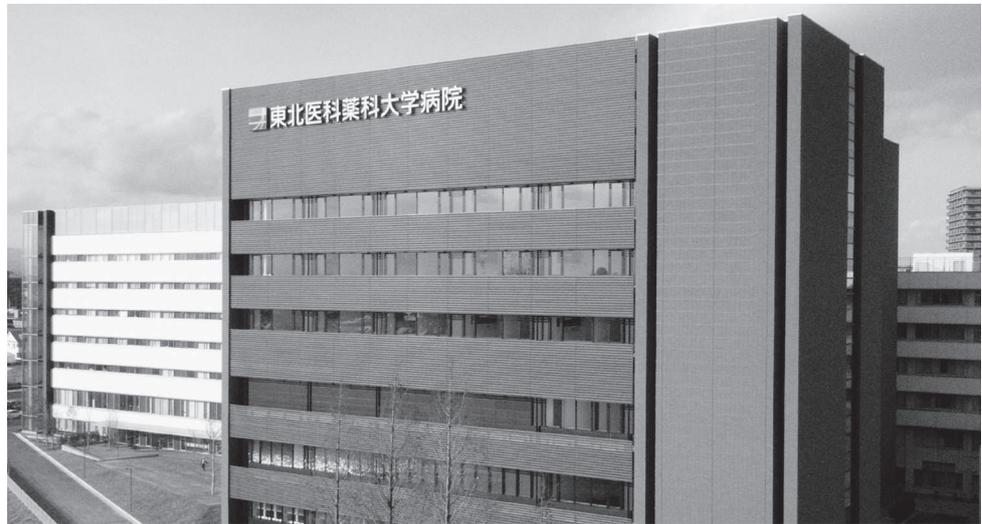
小松島キャンパス 講義棟



福室キャンパス 医学部 教育研究棟



福室キャンパス 東北医科薬科大学病院 本館



福室キャンパス 東北医科薬科大学病院 新館



東北医科薬科大学 若林病院

東北医科薬科大学創設者高柳義一先生記念室

創設者高柳義一先生は、理事長そして学長として、「経教一致」「大学百年の計」を信条とされ、一貫した教育の経営方針を堅持して、東北医科薬科大学の経営と教育研究に多大なご尽力をされた。経営面では、堅実経営を徹底するとともに、教育研究の面では「われら真理の扉をひらかむ」を建学の精神としてその充実発展を図り、本学の基盤の確立とその後の発展に誠に目ざましいご貢献をされた。先生は、その功績により勲二等瑞宝章、勲二等旭日重光章の叙勲の栄に浴し、正四位を贈られた。本記念室は、旧高柳義一先生記念館を図書館・情報センターの地階に移転し、前人未踏と言っても過言ではない先生の偉大なる教育のご功績を、本学は勿論、広く我が国教育界に伝えるべく、本学創立70周年新キャンパス整備事業の一環として整備されたものである。

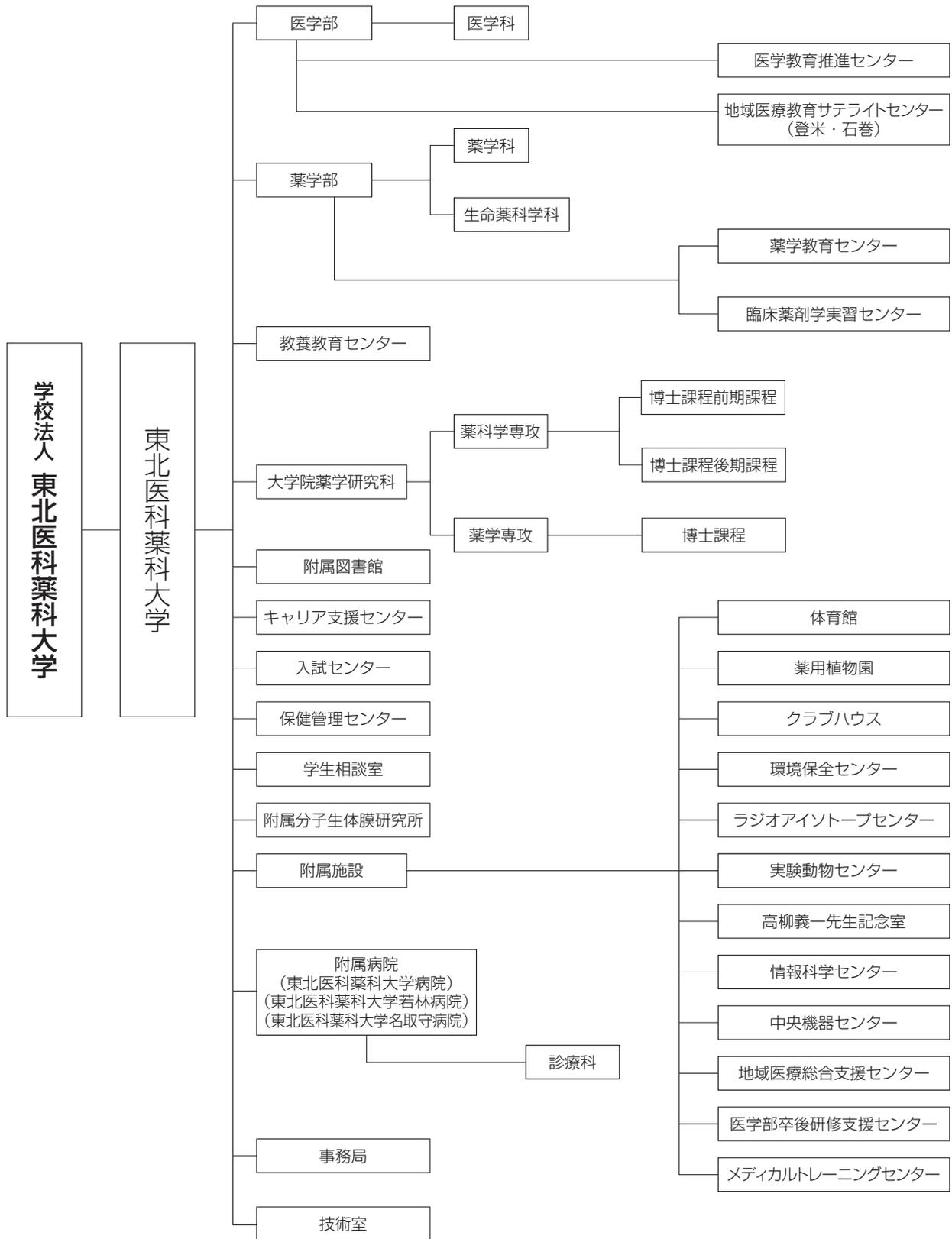
本記念室には、高柳義一先生の半世紀にわたる教育のご功績の史的資料と、医学生時代より美術骨董品にご造詣の深かった先生が蒐集された数多い美術品を収蔵陳列している。これらの品々は、先生が情操教育に役立てて欲しいとの思いから大学にご寄贈されたものも数多くあり、こうした先生の

高邁な精神を体してこれらを本記念室に陳列し、広く皆様に鑑賞していただくことにしたものである。



当記念室は、東北薬科大学の創立70周年キャンパス整備計画に合わせて、大学の70年の歴史を振り返るとともに、創設者であり、発展の最大の功労者である高柳義一先生を顕彰する目的で設置された。

本学の組織図



学長・附属施設の長等

学	長	教	授	高	柳	元	明
副学長・薬学部	長	教	授	柴	田	信	之
副学長・医学部	長	教	授	柴	田	信	寛
薬学研究科	長	教	授	柴	田	信	之
医学部副学部	長	教	授	大	野		勲
教養教育センター	長	教	授	大	野		洋
キャリア支援センター	長	教	授	町	田	浩	一
入試センター	長	教	授	中	村		晃
図書館	長	特任教	授	遠	藤	泰	之
分子生体膜研究所	長	教	授	顧		建	国
薬用植物園	長	教	授	佐々木	健	郎	一
環境保全センター	長	教	授	丹	野	孝	一
ラジオアイソトープセンター	長	教	授	山	本	文	彦
実験動物センター	長	教	授	川	村	俊	介
情報科学センター	長	教	授	渡	部	輝	明
中央機器センター	長	教	授	久	下	周	佐
保健管理センター	長	教	授	大	河	原	一
学生相談室	長	教	授	米	澤	章	彦
薬学教育センター	長	教	授	米	澤	章	彦
臨床薬剤学実習センター	長	教	授	小	嶋	文	良
医学教育推進センター	長	教	授	大	野		勲
地域医療総合支援センター	長	教	授	古	川	勝	敏
登米地域医療教育サテライトセンター	長	准教	授	住	友	和	弘
石巻地域医療教育サテライトセンター	長	准教	授	大	原	貴	裕
医学部卒後研修支援センター	長	教	授	柴	田		近
メディカルトレーニングセンター	長	教	授	小	澤	浩	司
東北医科薬科大学統括病院	長	教	授	小	近	藤	丘
東北医科薬科大学病院	長	教	授	近	藤		丘
東北医科薬科大学若林病院	長			阿	部	達	也
東北医科薬科大学名取守病院	長			関	口	幸	雄

東北医科薬科大学校歌

土井 晩翠 作詞
信時 潔 作曲

Moderato

1. たく いん ちやう の めい ちやう まつ せ
 2. たく りん ちやう の めい ちやう まつ せ
 3. たく りん ちやう の めい ちやう まつ せ

とく いん ちやう の めい ちやう まつ せ
 とく りん ちやう の めい ちやう まつ せ
 とく りん ちやう の めい ちやう まつ せ

rit. (4拍) 1. 2. 3. 4.

せ ん よ の け ん じ の あ つ ま る こ じ ろ
 ん が め こ て せ い じ の ち は お ら し め
 ひ つ と の よ ぼ ち り に は ら ら し め

rit. (4拍)

東北医科薬科大学校歌

作詞 土井晩翠
作曲 信時潔

一、天才橋牛の 瞑想松を
見ぐる丘上 基をおける
東北医科薬科大学校舎
千餘の健児の 集まるところ

二、栗駒蔵下は 雲井のこなた
平原宮城野 統きてあなた
渺々はてなき 巨海のみどり
眺めて青春 血潮は躍る

三、希望は洋々 海見ることし
寸陰惜しみて 勉むる健児
東西二洋の 斯学の精華
一つに集むる 昭和の御代ぞ

四、東亜のいにしえ 病苦を救う
薬工薬師の 理想はいみじ
医学 薬学 我らの使命
勉めよ母校に 栄えあらしめよ

東北医科薬科大学ロゴマーク（大学エンブレム）

◆メインロゴマーク



このマークは、東北医科薬科大学の3つの教育理念と、大学のシンボルである「瞑想の松」の松葉をモチーフに図案化している。横向きの3本のラインは、それぞれが教育理念を表す「柱」とするとともに、大学で成長していく「人」の姿・意思を、グリーングラデーションを背景に、凜と立つ松葉のシルエットで表現している。

◆サブロゴマーク



メインロゴマークとは別に、東北医科薬科大学のこれまで積み上げてきた歴史・思想・ステイタス等を補完するためのマークとして、エンブレムを制定した。大学のシンボルとされる「瞑想の松」を具象的に表現し、歴史ある大学としての誇りを、脈々と継承していく気持ちを込め、紋章（エンブレム）化している。

学 生 生 活

事務局窓口案内

学生証（身分証明書）

学生割引証

通学定期

各種証明書の申請

 証明書自動発行機

 手数料一覧

各種届出書

学生への連絡

学生用ロッカー

遺失拾得物

自動車の通学禁止及び自転車バイク通学

喫煙・飲酒・違法薬物

宿舎（下宿・アパート等）の紹介

アルバイト

学生相談室

保健管理センター

保険制度

遠隔地保険証

緊急連絡システム

学内での避難場所

学内のAEDの設置場所

郵便物

課外活動

学生食堂（小松島キャンパス）の利用

学生食堂（福室キャンパス）の利用

授業料及びその他の納付金の納入

事務局窓口案内

学務部学生課取扱事務

1. 学生証に関すること。
2. 定期健康診断に関すること。
3. 証明書発行に関すること。
4. 届書に関すること。
5. 身上相談に関すること。
6. 課外活動に関すること。
7. 奨学金に関すること。
8. アルバイトに関すること。
9. 学生の宿舎（下宿等）紹介に関すること。
10. 学生割引証に関すること。
11. 学生の郵便物、遺失物に関すること。
12. 施設の使用に関すること。
13. 学生教育研究災害傷害保険に関すること。

学務部庶務課取扱事務

1. 学費収納に関すること。
2. 証明手数料収納に関すること。
3. 学費延納・分納願に関すること。

医学部事務部取扱事務

※ 小松島キャンパスでは、他の課と協同で事務を行います。

1. 入学、進学、休学、復学、退学及び卒業その他身分に関すること。
2. 教育課程に関すること。
3. 学籍及び成績に関すること。
4. 各種証明書の発行に関すること。
5. 医師国家試験に関すること。
6. 学外施設における体験学習・臨床実習に関すること。
7. 学力試験に関すること。
8. 学生の保健管理、就職、生活相談及び厚生補導に関すること。
9. 授業料、授業料免除、徴収猶予及び分納に関すること。
10. 奨学金に関すること。
11. 修学資金に関すること。
12. 講義室等の管理・使用に関すること。
13. 献体に関すること。
14. 卒後研修に関すること。

事務局窓口事務取扱時間

月曜日～金曜日：8時30分から17時15分まで

（昼休み11時50分から12時50分まで）

学生証（身分証明書）

学生証は、東北医科薬科大学の学生であることを証明するものである。常に携帯し裏面記載事項を守り、紛失、汚損のないよう取り扱いには十分注意が必要である。なお、学生証は卒業・退学・除籍などにより、本学学生の身分を離れたときには、ただちに返還しなければならない。

(1) 交付・有効期間・更新

新入生には、入学時に交付する。学生証の有効期間は通常の修業年限とする。なお、留年・休学等で有効期間を超えた場合は事務局で更新手続きが必要となる。

(2) 学生証の提示が必要なとき

- ・ 本学が定める試験を受けるとき。
- ・ 本学のセキュリティ整備がされている施設を使用するとき。
- ・ 本学教職員より学生証の提示を求められたとき。
- ・ 通学定期券や割引証を利用し、交通機関係員より提示を求められたとき。

(3) 再交付

学生証の紛失・破損の場合、ただちに事務局へ届け出て、再交付の手続きをしなければならぬ。再交付手数料は2,000円。

(4) 仮学生証の発行

試験時に学生証を持参しなかった場合のみ、事務局で所定の手続きをとり、当日のみ有効の仮学生証1枚を発行する。

(5) 学籍番号

学籍番号は、8桁で構成されている。入学時に決定され、卒業まで変わらない。また、下図のような意味がある。学籍番号は答案用紙、レポート等に記入したり、事務上の手続きなどに必要なので正しく記憶すること。



注意事項

1. 本証は常に携帯すること。
2. 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
3. 本証は紛失又は破損した場合は直ちに届けること。
4. 本証の記載事項に変更があったときは直ちに届け出ること。
5. 本証は卒業、退学、その他不要になったときは、返却すること。
6. 図書を借りる際は必ずこのカードを持参すること。

東北医科薬科大学 TEL 022-234-4181(代)

小松島キャンパス 〒981-8558 仙台市青葉区小松島4-4-1
 (休日・土曜・夜間 緊急連絡先 警備員室 TEL 022-234-4198)
 福室キャンパス 〒983-8536 仙台市宮城野区福室1-15-1
 (休日・土曜・夜間 緊急連絡先 警備員室 TEL 022-352-1277)

学籍番号（8桁）

〈例〉 2 2 0 2 3 0 0 1 (2020年入学 医学部 医学科 1組1番)



学生割引証

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学割証は学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度である。乗車船区間が片道100kmを超える場合に利用でき、割引率は普通乗車券の2割引である。

学割証の申込・発行

備え付けの「証明書・申請書自動発行機」（P19～20参照）で即時発行できる。

有効期限……発行日より3ヶ月間

発行枚数……1回2枚以内、年間10枚を越えた場合は要申請

通学定期

通学証明書（通学定期券の購入）

通学定期乗車券は、現住所から大学までの最短区間を通学する目的に限って発売される。

従って、通学以外の目的での購入はできない。

JR、宮城交通、仙台市営バス・地下鉄（フリーパスを含む）共通

新規…事務局に申し出て、「通学証明書発行申込書」に必

要事項を記入し、証明書の発行を受け、学生証を持参のうえ、最寄りの定期券発売所にて購入すること。

継続…学生証と以前購入した定期券を持参すれば購入できる。

ただし、年一回（年度初め4月、もしくは初回購入の際）及び区間の変更時には通学証明書が必要となる。

各種証明書の申請

証明書自動発行機

各種証明書および各種の申請は、備え付けの「証明書自動発行機」で発行する。在学証明書、学割については即時発行できる。パスワードの変更および証明書、申請書発行の手順

は下記に従うこと。なお、パスワードの初期値は生年月日の下4桁になっているので、必ずパスワードの変更を行うこと。

証明書の発行手順



①画面に軽くタッチしてください。



②「証明書」を選択してください。



③学生証をリーダーにタッチしてください。



④パスワードを入力してください。初期パスワードは生年月日の月日4桁です。



⑤パスワードを変更しない場合は、「次へ」ボタンを選択してください。



⑥発行したい証明書を選択してください。



⑦部数を選択してください。



⑧証明書の選択が終わったら「発行」ボタンを選択してください。



⑨手数料を入金し、「発行」ボタンを押してください。選択した証明書は一括で排出されます。取り忘れのないようにご注意ください。

パスワードの変更手順



①画面に軽くタッチしてください。



②発行したい内容を選んでください。
例) 証明書



③学生証をリーダーにタッチしてください。



④パスワードを入力してください。
初期パスワードは生年月日の月日4桁です。



⑤「変更」ボタンを選択してください。



⑥新しいパスワードを入力してください。



⑦確認のため再度新しいパスワードを入力してください。



⑧パスワードを変更しましたので、「確認」ボタンを押してください。「確認」ボタンを押すと、②で証明書を選択した場合は、証明書を選択する画面に遷移します。

申請書の発行手順



①画面に軽くタッチしてください。



②申込書（在学生用）を選択してください。



③「学部」または「大学院」を選択してください。



④発行したい申請書を選択してください。



⑤部数を選択してください。



⑥申請書の選択が終わったら「発行」ボタンを選択してください。



⑦手数料を入金し、「発行」ボタンを押してください。
選択した申請書は一括で排出されます。取り忘れのないようにご注意ください。

手数料一覧（医学部）

	種 別	1、2年次 担当窓口	3～6年次 担当窓口	手数料(円)	発 行 日	備 考	
学 部	在 学 証 明 書	学生課	(医)教務課	100	即時	自動発行機にて発行	
	成 績 証 明 書	(医)教務課	(医)教務課	100	即時	自動発行機にて発行	
	卒 業 証 明 書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
	卒 業 見 込 証 明 書	(医)教務課	(医)教務課	100	即時	自動発行機にて発行	
	単 位 取 得 証 明 書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
	調 査 書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
	科 目 等 履 修 生 証 明 書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
	科目等履修生単位認定証明書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
	研 究 生 在 籍 証 明 書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
	研究生研究事項証明書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
	在 籍 期 間 証 明 書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
	国試対策受講生在籍期間証明書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
	退 学 証 明 書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
	学 位 授 与 証 明 書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
	学 生 証 再 交 付	学生課	(医)教務課	2,000	翌日	学生課/(医)教務課窓口にて発行	
	通 学 証 明 書	学生課	(医)教務課	無料	即時	学生課/(医)教務課窓口にて発行	
	学生旅客運賃割引証	学生課	(医)教務課	無料	即時	自動発行機にて発行	
	在 学 証 明 書 (英 文)	学生課	(医)教務課	500	1週間程度	学生課/(医)教務課窓口にて発行	
	成 績 証 明 書 (英 文)	(医)教務課	(医)教務課	500	1週間程度		
	卒 業 証 明 書 (英 文)	(医)教務課	(医)教務課	500	1週間程度		
	卒 業 見 込 証 明 書 (英 文)	(医)教務課	(医)教務課	500	1週間程度		
	単 位 取 得 証 明 書 (英 文)	(医)教務課	(医)教務課	500	1週間程度		
	国 試 関 係 手 数 料	(医)教務課	(医)教務課	500		国試関係書類提出と同時納入	
	再 試 験 料	(医)教務課	(医)教務課	2,000	即時	1科目につき2,000円、自動発行機にて発行	
	追 試 験 料	(医)教務課	(医)教務課	無料		追試試験受験願の理由を付した証明書類と同時提出、(医)教務課にて追試験受験票の発行を受ける	
	健 康 診 断 証 明 書	保健管理センター	保健管理センター	300		自動発行機にて発行	
	大 学 院	在 学 証 明 書	学生課	(医)教務課	100	即時	自動発行機にて発行
		成 績 証 明 書	(医)教務課	(医)教務課	100	2日後	
修 了 証 明 書		(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
修 了 見 込 証 明 書		(医)教務課	(医)教務課	100	即時	自動発行機にて発行	
科 目 等 履 修 生 証 明 書		(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
科目等履修生単位認定証明書		(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
大学院研究員在籍証明書		(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
大学院研究員研究事項証明書		(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
大 学 院 在 籍 期 間 証 明 書		(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
学 位 授 与 証 明 書		(医)教務課	(医)教務課	100	2日後		
学 生 証 再 交 付		学生課	(医)教務課	2,000	翌日	学生課/(医)教務課窓口にて発行	
通 学 証 明 書		学生課	(医)教務課	無料	即時	学生課/(医)教務課窓口にて発行	
学生旅客運賃割引証		学生課	(医)教務課	無料	即時	自動発行機にて発行	
在 学 証 明 書 (英 文)		学生課	(医)教務課	500	1週間程度	学生課/(医)教務課窓口にて発行	
成 績 証 明 書 (英 文)		(医)教務課	(医)教務課	500	1週間程度		
修 了 証 明 書 (英 文)		(医)教務課	(医)教務課	500	1週間程度		
修 了 見 込 証 明 書 (英 文)		(医)教務課	(医)教務課	500	1週間程度		
単 位 取 得 証 明 書 (英 文)		(医)教務課	(医)教務課	500	1週間程度		
健 康 診 断 証 明 書		保健管理センター	保健管理センター	300		自動発行機にて発行	

1. 事務局窓口事務取扱時間

月曜日～金曜日：8時30分から17時15分まで（昼休み11時50分から12時50分まで）

2. 証明書等の発行は、自動発行機その他、窓口で発行する。

窓口発行については、自動発行機に必要な金額を納付後、「証明書・申請書申込書」により窓口申請すること。

3. 医学部1・2年次は小松島キャンパス、3年次～6年次は福室キャンパスにおける窓口となる。

各種届出書

(1) 休学・復学・復籍・欠席・身分の変更・届出等

休学、復学、復籍、欠席等の場合には、学則に従い所定の手続が必要となる。

休学

学則第25条に基づき休学しようとする学生は、「休学願」を医学部事務部教務課に提出しなければならない。休学願は審議の上許可されるので、正当な理由のない場合は許可されない。疾病のため休学しようとする場合には診断書を添付する必要がある。

休学期間中の授業料については、一部免除されることがあるので事前に相談すること。また、休学期間は在学年数に算入されないので十分に注意すること。

復学

学則第26条に基づき、休学していた学生が復学しようとする時には、「復学願」を提出し許可を受けなければならない。疾病のため休学した場合には、完治したことを示す診断書を添えなければならない。

なお、復学の時期は、学期の始めとなる。

復籍

学則第28条第1項第4号で除籍された学生が、学則第28条の2に基づき除籍日を含めて14日以内に授業料等の未納金を納入し「復籍願」を提出した場合には、教授会の議を得て復籍を許可することがある。

欠席

医学部履修規程第4条第2項に基づき、疾病や公共交通機関の不通等特別の事由で授業、実習、試験等を欠席した場合には、その証明となる書類を添えて「欠席届」を科目担当者へ提出しなければならない。

身分の変更

本籍地の変更、改姓、改名をした場合には、証明となる

書類を添えて届け出を行うこと。医師国家試験受験の際に正しい本籍地、氏名が必要となる。

願書・届出用紙

下記の用紙は医学部事務部教務課にあります。

- ・欠席届
- ・休学願……学則第25条
- ・復学願……学則第26条
- ・退学願……学則第27条
- ・復籍願……学則第28条の2

(2) 学生調査票、保証人異動届・宿所変更届等

次の届書は学生課及び医学部事務部教務課で取り扱う。

学生調査票

入学後速やかに届け出るものとする。

保証人異動届

保証人の変更、保証人の住所や電話番号の変更があった場合、速やかに届け出ること。

宿所変更届

学生本人の宿所（下宿・アパート等）や電話番号の変更があった場合、速やかに届け出ること。

(3) その他届出等

次の届書は学生課及び医学部事務部教務課で取り扱う。

- ・事故等チェックシート
- ・修学生 連帯保証人 異動届
- ・学生集会願
- ・対外競技願
- ・合宿願
- ・東北医科薬科大学ロゴタイプ及びロゴマークの使用に関する誓約書

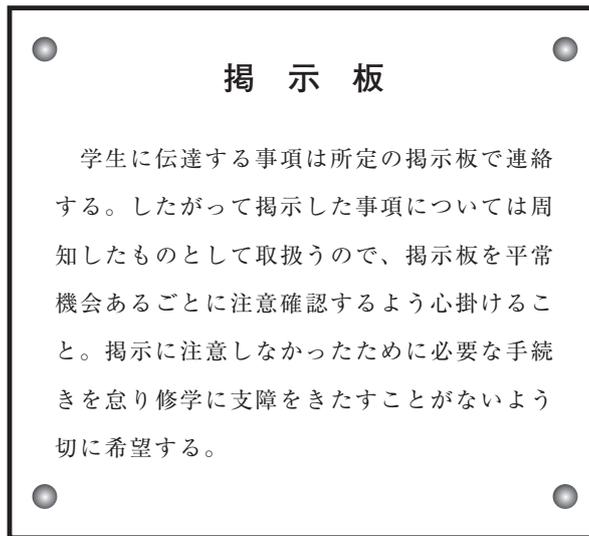
「証明書」・「届出」一覧

種 別	便覧中の項目	備 考
学 生 証	学内規程 第1条の3	通常の修業年限内有効
○ 学 生 証 再 交 付 願	// 第1条の2	発行手数料 2,000円
仮 学 生 証 (証明書)	// 第1条の1	試験時(臨時試験を除く)に学生証を持参しなかった場合のみ発行
通 学 証 明 証		適宜、事務局窓口申し込む。 臨床実習のため定期券購入の場合は特別な申請が必要になる
○ 学 割 証		3ヶ月間有効 1回2枚以内発行 原則として年間10枚まで
○ 在 学 証 明 証		発行手数料 1部100円 (※英文は1部500円)
学 生 調 査 票	学内規程 第2条の1	入学後に提出
保 証 人 異 動 届	// 第2条の3	保証人の変更・保証人の住所や電話番号の変更が生じた場合
宿 所 変 更 届	// 第2条の2	学生本人の宿所(下宿・アパート等)や電話番号の変更が生じた場合

○印は証明書自動発行機による。

学生への連絡

掲示連絡



- ・医学部の1・2年次における伝達事項は、すべて小松島キャンパス講義棟1階の掲示板にて連絡する。
- ・医学部の3年次以降における伝達事項は、すべて福室キャンパス教育研究棟1・2階の掲示板にて連絡する。

ホームページ

本学ホームページ〈学内限定〉には、学生への連絡用として下記の事項が載っているので、随時確認をすること。

- ・事務局からのお知らせ
- ・休講や授業交換などのお知らせ
- ・情報科学センター
- ・保健管理センター

大学公式メール

本学の公式メールアドレスを、学生一人ひとりに付与する。

〈学籍番号@is.tohoku-mpu.ac.jp〉

講義、試験、緊急連絡等の情報を送信するので、一日一回は確認を行うこと。

なお、確認を行わなかったことによる不利益は自己責任となる。

学生用ロッカー

1. 学生には個人用ロッカーを指定し貸与する。
2. 貸与期間は、在学する期間とする。
3. ロッカーの管理は自己責任とする。衛生的に使用すること。
4. 小松島キャンパス（1・2年次）の設置場所は、講義棟1階とする。福室キャンパス（3年次以降）の設置場所は、第1教育研究棟1階とする。
5. 使用時間は授業日の午前8時30分から午後9時までとする。
6. ロッカーの破損などの事項が生じた場合は事務局に速やかに届け、修繕の時、実費を負担すること。
7. 暗証番号は、月に1回はかならず変更し、人に教えたり、見せたりしないこと。
8. 紛失、盗難については責任を負えないため、貴重品は入れないこと。
9. ロッカーは、卒業、退学または事務局より指示のある時は大学に返還すること。

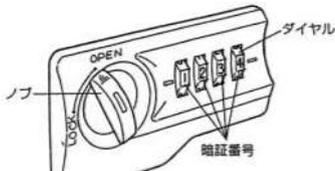
ロッカーの使い方

1. 扉の施錠（閉め方）

操作部のダイヤル数字で4桁の任意の暗証番号が設定できます。ノブを「LOCK」位置に回すと、表示窓の数字が暗証番号として設定されます。

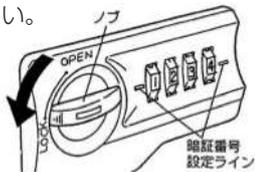
- ①ノブが「OPEN」位置になっていることを確認して、任意の暗証番号（4桁）を、ダイヤルを回して表示窓に出してください。

（例）暗証番号を①②③④にセット

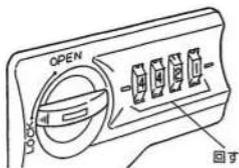


- ②扉を閉めて、ノブを「LOCK」位置に回してください。

※ノブが回らないときは、ダイヤル数字を合わせた位置がズれています。暗証番号設定ラインに数字をそろえてください。



- ③ダイヤルを回して、4桁それぞれを暗証番号以外の数字にかならず設定してください。これで扉は施錠されます。



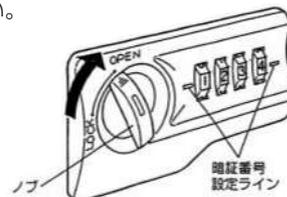
2. 扉の解錠（開け方）

- ①ダイヤルを回して暗証番号の数字を、表示窓に出してください。



- ②ノブを「OPEN」位置に回してください。

※ノブが回らないときは、ダイヤル数字を合わせた位置がズれています。暗証番号設定ラインに数字をそろえてください。



- ③扉を開けてください。

※そのままの状態（ダイヤル数字をさわらない）で、扉を閉めて、ノブを「LOCK」に回すと、同じ暗証番号が設定されます。

遺失拾得物

毎年、相当数量の引き取り手のない教科書、ノートおよび金品等の拾得物がある。万一遺失をした場合は必ず事務局に尋ねること。

拾得物は事務局備付のロッカーに収納し閲覧できるようになっている。

なお、金品、貴重品類の場合は事務局に尋ねること。

遺失物は本人の自覚次第で防ぐことができる。教科書、ノート等には必ず名前を書いておくようにすること。

自動車の通学禁止及び自転車バイク通学

本学では安全のため、学生の学内への自動車の乗り入れおよび駐車を厳禁している。

二輪車については所定の駐輪場に整然と駐輪し、二重ロックをする等盗難防止に努めること。

公道等への放置は本学近隣に対して非常な迷惑となるので、決して行わないこと。

喫煙・飲酒・違法薬物

○喫煙について

本学では平成19年4月1日から敷地内全面禁煙となりました。

平成15年5月に「健康増進法」が施行され、受動喫煙（他人のタバコの煙を吸わされること）などの防止に努めることが、学校などに求められることになった。また、本学は医療人を育成する場であり、健康管理に関して、率先して指導す

る立場に立つ社会人を育てる環境を整備する必要があり、平成19年4月1日より本学敷地内全面禁煙とすることになった。なお、敷地外で喫煙するときは、灰皿を携帯するなどマナーをよく守るようにすること。

小松島公園周辺での喫煙について

小松島公園周辺での喫煙行為により、高校生や近隣住民の皆様へご迷惑をおかけしている状況である。喫煙は自分の健康だけではなく、受動喫煙によって「非喫煙者」の方の健康被害（ガンや喘息などの呼吸器疾患）や「不快感」、「ストレス」等を与えることが指摘されている。小松島公園は小さなお子様をはじめ、高校生や一般の方々が利用する公共施設であるため、本学としては以下の対策を実施する。

学生諸君の協力を切に希望する。

- ・対処内容：禁煙時間を設ける
- ・禁煙時間：7:30～9:00、14:00～17:00
- ・禁煙範囲：本学正門前、小松島公園周辺（詳細な場所は掲示板で確認すること）

※禁煙相談窓口

禁煙したいが、なかなかできない学生の禁煙の方法についてサポートする。

場所……保健管理センター（小松島）

○飲酒について

未成年の飲酒は、法律で禁じられている。特に未成年が多い新生生の皆さんは、このことを十分に理解しておくこと。従って懇談会等でも未成年者は、絶対に飲酒しないように注意すること。また成人となっても懇談会等で行うイッキ飲みは大変危険である。

イッキ飲みで急性アルコール中毒になって命を失う場合もあり、犯罪に発展する可能性のある危険な行為である。飲ま

せた側に対する刑事告訴や民事訴訟が起きている。

また、学内での飲酒は禁止である。

- ☆ 死の危険のあるイッキ飲みは絶対にやめましょう。
- ☆ お酒の強要はやめましょう。
- ☆ お酒の飲めない者は、はっきりと断りましょう。

○違法薬物（大麻も含む）について

最近、学生の大麻乱用、売買事件が相次いで報道されているが、大麻を含む違法薬物の乱用は深刻な社会問題となっている。依存症のある薬物の乱用は個人の健康を著しく傷つけるばかりでなく、社会全体にも深刻な影響を与える。大麻は、大麻取締法で乱用が規制されており、栽培、輸出、輸入した者は、7年以下の懲役、営利目的は10年以下の懲役、所持、

譲受、譲渡は、5年以下の懲役、営利目的は7年以下の懲役とされている。また、薬剤師法では第5条2項、医師法では第4条2項で麻薬、大麻又はあへんの中毒者には免許を与えないと定められている。このように、大きな危険性を含んだ違法薬物には絶対に関わらないよう努めること。

宿舎（下宿・アパート等）の紹介

家庭を離れて入学する学生にとって、住居の問題は、これからの学生生活を有意義で充実したものにする上で不可欠な問題である。大学においてもできる限り希望にそった住居の紹介に努めている。

手続き・紹介等の業務は、本学が業務委託をしている(株)学生情報センターが担当している。ここで扱う紹介物件で家主と直接契約する物件については仲介手数料が無料となる。また、多くの不動産業者も物件の登録を行っており、登録物件に関しては、敷金・礼金等も低くおさえられている。紹介を希望される方は、下記連絡先へ相談すること。

なお、物件選びに関しては、以下の点に注意すること。

1. 入居後のトラブルを防ぐため、必ず建物・部屋の状態や入居条件等を確認する。

2. 賃貸借については、民法および不動産業法上の契約行為として賃借人（学生本人・父母）と賃貸人（家主）にて行われるものであって、大学はこれに責任を持たない。

下宿・アパートに関するご連絡・問い合わせは下記へ

株式会社 学生情報センター 仙台支店 仙台駅前店
〒980-0021

仙台市青葉区中央2-2-5 あおば通駅前ビル8階
(フリーダイヤル) 0120-749-217

アルバイト

本学のカリキュラム編成上、学業とアルバイトの両立はきわめて困難なことであるので、長期休暇を利用して行うことを勧める。

学生相談室

—— 学生生活をより充実したものにするために ——

学生相談室は、学生生活を送る上で遭遇する様々な事柄について、相談員と一緒に話し合い相談できる場所である。人生の主人公であるあなた自身が相談員との対話を通じて、自分自身を深く見つけ、問題や悩みを、あなた自身の力で解決したり、自分らしい生き方を見出したりしていくために、相談員はあなたたちに寄り添い伴走する。

【時間】

小松島：原則、毎週月曜日の16時から18時まで
(1人30分以内)

福室：原則、毎週月曜日の17時半から18時半まで
(1人30分以内)

【場所】

小松島：中央棟1階 相談室内

福室：第1教育研究棟1階 学生相談室

【申込方法】

1. 相談は予約制である。
2. 各相談室前にある申し込み用紙に必要事項を記入し、相談受付ボックスに投函すること。

3. 相談担当者(相談員)は、毎月、各相談室前に貼りだす。相談者の希望があれば、相談員を指名することも可能。

あなた方のプライバシーは絶対に守ります。

〈例えばこんな時に来てください〉

- 友人・異性あるいは家族との関係で悩んでいる
- 不安で気分がすぐれない
- 何もやる気がしない
- サークルのことで困っている
- 進路のことで困っている
- これからどのように生きていくのか迷っている
- 自分の性格が好きになれない
- 学習法がよくわからない
- 先生とどう話していいのかわからない
- 悪質商法の断り方がわからない
- ハラスメントで困っている
- その他

保健管理センター

保健管理センターは学生および教職員の健康の保持・増進を図ることを目的として、各種の健康診断、応急処置、健康相談、カウンセリングなどを行っている。

1) 保健管理センター(小松島)の利用

- ①利用時間 月曜日から金曜日
午前9時より午後5時まで
急患はいつでも対応しますが、不在の時は事務局学生課へご連絡ください。

②学医による健康相談 月・火・木・金曜日
午後3時～午後5時(要予約)

③臨床心理士によるカウンセリング
火・木曜日
午後3時～午後5時(要予約)

2) 保健管理センター(福室分室)の利用

- ①利用時間 月曜日から金曜日
午前8時30分より午後5時15分まで
職員常駐時間 午前9時より午後3時30分
緊急または職員不在の時は、事務局医学部事務部教務課へご連絡ください。

②学医による健康相談
掲示により確認のこと

③精神科医によるカウンセリング

申込方法：1階学生相談室前に設置されたカウンセリング申込用紙に記入し、相談ポストに投函。
実施日時：前期(4～7月) 後期(9～2月)
原則週1回 火曜日
午前9時30分～午前11時30分(要予約)

2) 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、健康上の問題の発見並びに健康の保持増進を目的として毎年年1回4月に実施する。全学生に胸部レントゲン撮影・尿検査・視力検査・血圧測定・身体計測を行うほか、1年生は採血・心電図検査、2～5年生のラグビー部員のみ心電図検査を行う。

定期健康診断の未検者については、大学指定の医療機関で期間を指定して受検してもらう。詳細は掲示板やホームページで確認すること。指定期日を過ぎたり、指定以外の医療機関での受検は自己負担となる。

3) 健康診断証明書

就職等に必要健康診断証明書は自動発行機で発行する(発行の手順は、各種証明書の申請についての項を参照)。定期健康診断を受けていない場合や精密検査を受けていない場合、所定の様式が指定されている場合には発行ができない。

自動発行機で発行されないときには保健管理センターまで来室すること。自動発行開始の時期は掲示板にて知らせる。

4) 健康相談及びカウンセリング

友人との人間関係の悩み、勉強や進路の悩み、気分が不安定、眠れない、食欲がないなどのからだの不調や病気、自分自身の性格や癖が気になるなど、悩んでいる場合には臨床心理士や学医、看護師が相談を受ける。臨床心理士によるカウンセリングや学医の健康相談は予約となっているので、保健管理センターで申し込みをすること。安心して相談ができるように、秘密は厳守する。

5) その他

- ①定期健康診断の結果等から自らの健康問題を認識し、どうしたらより健康的な生活をおくることができるのか、日常の食事や運動、嗜好品等の生活習慣を見直して生活習慣病の予防に努めること。
- ②体調が悪い時は早めに病院を受診すること。親許から離れている場合は健康保険の遠隔地証明を受けて所持しておくこと。
- ③健康面で気になることがあれば、入学前に受診を済ませること。持病や、体調面で不安な点は、保健管理センターへ知らせること。

保険制度

本学においては、下記のAとBの保険について全員加入を原則としており、入学手続時に加入するものとする。尚、Cについては任意加入である。保険の要点は下記のとおりであ

るが、詳細については入学後に配布された各保険の「しおり」を熟読し、不明の点は学生課に問い合わせること。

A. 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）について【全員加入】

本保険は大学における学生の教育研究活動中の災害傷害事故に対する補償制度として、財団法人日本国際教育支援協会と国内損害保険会社6社との契約により昭和51年度から実施されている。

〈1〉保険金が支払われる場合

（学研災普通保険約款第1条、第2条参照）

本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったとき。

教育研究活動中とは次の場合をいう

①正課中

講義、実験・実習（病院など学外実習・見学等含む）、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間。

②学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など、教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③キャンパスにいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。ただし、寄宿舍にいる間、大学が禁じた時

間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除く。

④課外活動中

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。

ただし、山岳登山やハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除く。

⑤通学中等（病院など学外実習先への通学も含む）

大学の正課、学校行事又は課外活動への参加目的をもって、合理的な経路及び方法により住居と学校施設などとの間を往復している間。

学校施設等の相互間を移動している間。

⑥臨床実習中に針刺し事故などで、感染症の病原体に予期せず接触し、感染症予防措置を行った場合。

〈2〉保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線、放射能による傷害、無資格運転、酒酔い運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間等。

B. 医学生教育研究賠償責任保険（略称：医学賠）について【全員加入】

本保険は上記Aの学研災に加入していることが条件となる。

〈1〉保険が支払われる場合

（学研賠普通保険約款第2条、第3条参照）

学生が正課、学校行事中およびその往復、又医療関連実習等で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償責任を負担することになった場合。

〈2〉保険が支払われない場合

◆故意による事故

◆地震・噴火・洪水・津波など天災によって生じた事故

◆受託物の性質、かし等に起因する損害等

※詳しくは、賠償責任保険普通約款、施設所有（管理）者特別約款、受託者特別約款および付帯する特約条項による。

C. 学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）について【任意加入】

本保険は学校内における事故に限らず、24時間補償するものであり学研災に加えて任意で加入できる保険である。本医学部は加入を強く推奨している。

〈1〉補償内容

①ケガ

【死亡・後遺障害保険金】 学生が不慮の事故で死亡または後遺障害を被った場合。

【治療費用保険金】 国内で1日以上通院または入院した場合。

②疾病

【治療費用保険金】 学生が病気を被り国内で1日以上通院または入院した場合。

③賠償責任

学生が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負った場合。

④救済者費用等

学生が航空機や船舶で遭難したり、緊急な捜索・救助を必要とする状態になった場合。

⑤感染予防費用

臨床実習中の事故における、接触感染や院内感染の予防措置を行った場合。

⑥育英・学資費用補償

扶養者が偶然な事故によって亡くなったり、重度後遺障害を被った場合。（あらかじめ扶養者を指定）

●育英費用…育英費用保険金が全額一度に支払われる。

●学資費用…対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用が、支払年度ごとに保険金額を限度に支払われる。

《下宿生用タイプ》上記に加えて以下も補償

⑦生活用動産

国内で学生の生活用品・身の回り品が盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合。

⑧借家人賠償

国内で学生が借用し、かつ使用する戸室を火災等の偶然な事故により損壊した為、家主に対して法律上の賠償責任を負った場合。

〈2〉保険が支払われない場合

◆故意によるケガ、事故、または重大な過失による損害等
※詳しくはパンフレットを参照

遠隔地保険証

自宅外通学生は、「遠隔地保険証」または「健康保険証個人カード」を万一の病気・事故に備えて常に携帯し、医療機関受診の際、受付で提示するようにすること。

なお、「遠隔地保険証」を入手するには、在学証明書の交付を受け、扶養者が加入している健康保険組合へ提出し、交付を受けること。

緊急連絡システム

学生の皆さんが安全かつ安心な学生生活を送れるように、緊急連絡システムを導入している。このシステムは、大規模災害時における安全確認や授業実施の可否などの緊急連絡を、皆さんが使用している携帯端末などの通信機器に対して直接メールで送信するものである。

皆さんのメールアドレス等の個人情報、緊急連絡の目的以外に使用されることはない、特に問題がない場合は登録を行うこと。

詳しくは、大学ホームページ（学内限定→《学生・教職員共通》緊急連絡システムへの登録）に掲載している。

学内での避難場所

地震や火災などの災害は、いつ、どこで起こるかわからない。冷静な行動で対処するために日頃から心の準備が必要である。

〈小松島キャンパス〉

学内での避難場所はグラウンド、第1駐車場、教育研究棟前広場、講義棟前広場、中央棟東側広場及び小松島公園である。災害の状況に応じて、安全な場所に避難すること（小松島キャンパスマップP98を参照）

〈福室キャンパス〉

学内での避難場所は医学部教育研究棟前の駐車場である。

災害時の避難対策について

1. 授業中その校舎に火災が発生したときの避難について
 - 1) まず「あわてないこと」が一番大事である。（あわてて判断を誤り死傷した例が多い）沈着に教員の指示により避難すること。
 - 2) エリア（外廊下）、非常階段および非常口をも利用し避難する。
 - 3) 避難器具による方法は、最悪の場合のみとする。
 - 4) 実習中は各自使用中のガスの元栓と電源を切ってか

ら避難する。

2. 平常より、災害が発生した場合の避難方法の各自検討について

1) 災害時を予想して授業を受けている教室から、避難する場合の出入口、非常口、廊下、階段を考えておくこと。

2) 非常階段および避難器具の備え付け場所について

- ① 非常階段のある校舎 全館
- ② 避難器具の備え付けの場所

	場 所		設置数
緩降機 (オリロー)	小松島 教育研究棟	南2F~10F	9組
	小松島 講義棟	6F~7F	2組
	福室 医学部教育研究棟	2F~7F	1組

3) エレベーター搭乗中での災害時対応を知っておくこと。

災害時のための予備知識

1. 授業中、大きな地震が起きた場合には

パニックにならず、頭上からの落下物に注意すること。また、あわてて外に飛び出さないこと。揺れがおさまったら、先生や学内放送の指示に従い、注意しながら校舎外にすばやく避難すること。

2. 図書館で地震が起きた場合は

時間によって多数の学生が集まる。本や本棚などの下敷きにならないよう、細心の注意を払うこと。まず、机の下

に避難し、揺れがおさまったら外にすばやく避難すること。

3. 学生食堂で災害に遭った場合は

みんなが一斉に出口に殺到したりする。出口が少ない場所では、大パニックになる可能性もある。そんな時にこそ気持ちを冷静にお互いが声を掛け合ってスムーズに避難すること。

4. 校舎上層階で災害に遭った場合は

階段で避難すること。(エレベーターは絶対に使用しないこと。)途中、落下物とともに窓ガラス等がわれている場合もあるので、足下にも十分注意して避難すること。

5. エレベーターの中で地震が発生した場合は

エレベーター稼働中に起こった場合は、すべての階のボタンを押して、止まった階に速やかに降り、階段で逃げる。閉じこめられた時には、非常ボタンやインターホンで外部にすばやく連絡すること。

6. 火災を見つけた場合は

学内で火災が起きた場合、見つけたらあわてず速やかに避難するとともに、教職員または事務室に連絡すること。なお、火災が小規模の場合は、各階に消火器を設置しているので、初期消火活動に協力をお願いする。

7. 避難した後、最初にとる行動は

けが人がいる場合は、可能な限り応急処置をすること。近くに教職員がいた時には、状況を知らせること。逃げ遅れた人や行方不明者がいる場合も同様に連絡すること。

学内のAEDの設置場所

〈小松島キャンパス〉

緊急の場合のAEDを5か所に設置してある。

- 1. 学生ホール2階入口付近 (P99)
- 2. 教育研究棟1階東側エレベーター付近 (P100)
- 3. 講義棟3階のエレベーター付近 (P107)
- 4. 中央棟1階事務室前廊下 (P108)
- 5. 体育館ホール (P110)

〈福室キャンパス〉

- 1. 教育研究棟1階メインエントランス付近 (P114)
- 2. 教育研究棟2階エレベーターホール付近 (P115)

郵便物

学内の各クラブ宛の郵便物は学生課で取り扱う。郵便物は事務局備え付け(学生会)の郵便受けに入れておく。大学の住所を送り先として私用(学生宛)の郵便物を送られると保

管上の責任をもちかねるので、自宅宛に送るよう心掛けてほしい。やむを得ず大学に届いた郵便物については、掲示板および電話にて連絡する。

課外活動

大学教育は広い専門的知識と技能の修得、人間形成にその目的があるが、正課教育の場だけでは必ずしもその目的を達成できるとは限らない。

特に徳育、体育面に関しては、それを補うものとして課外活動の影響は大なるものがあり、学生諸君の人間形成の場として重要な意義をもっている。本学では、学生会が主体となって課外活動を行っており、この課外活動の正常な運営を図るためにクラブ顧問制を設けて、指導・助言を行っている。

課外活動は学生の自主的活動で行われるものであり、諸君が自らの自由な選択意志に基づいて学術、文化、スポーツ等の活動に参加し、その活動を通じてクラブ顧問、先輩、後輩等種々の人間性に触れ、その共通する目標達成のためお互いの立場を相互に理解し、協力、尊重し合うことにより、自主性・社会性・協調性等を培うことに目的があるといえる。

ただし、自主活動といっても課外活動はあくまで大学教育の一端であり、クラブ、サークルの名をかりて政治的、宗教的活動の拠点としたり、他の学生にそれを強要したりする行為があってはならない。まして大学の自治や学問の自由を妨げたり、学生の本分に反し、大学の名誉をそこなうことが許されないのはもちろんのことである。

学生生活を有意義なものにする意味でも、学生諸君はいずれかの課外活動に参加することが望ましいが、学生生活を設計するにあたり、まず、どのような活動に参加するかという選択の問題がある。もちろん、自己の性格や才能、趣味などによって選ぶのであるが、次の点に留意されたい。

①団体勧誘時の態度について

新入生の入部状況により、その年1年間の団体の盛衰が決まるので、各団体とも一生懸命に新入部員を募る。勧誘される諸君が入部の意志がないときは、毅然とした態度で臨むことが大切である。

②課外活動の意義を十分に考え、曖昧な気持ちで参加しないこと

課外活動は“遊びの場”、“時間つぶしの場”ではないので、参加する者がはっきりした目標を持っていないと、他の部員、先輩に多大の迷惑をかけることになる。

③学業とのバランスのうえに考える

課外活動に熱心のあまり、成績低下や留年したというのは課外活動本来の意義を逸脱しており、学生の本分である勉学と課外活動を両立させるよう努力してほしい。

現在、本学には40余の団体があり、学術、文化、スポーツの各分野に幅広く活動している。新入生諸君も課外活動の意義を十分に考え、有意義な学生生活となるよう積極的に参加することを望む。

2020年度 課外活動団体一覧

	団体名	
学生会	学生会	
学術部	有機化学部	
	薬物部	
	薬用植物部	
	衛生化学部	
	環境科学部	
	Tohoku Community Medicine club	
	EMCA	
	医科学研究会	
	IFMSA TMPU	
	文化部	合唱団
軽音楽部		
映画研究部		
明朋部（茶道班・華道班）		
吹奏楽部		
手話部		
写真部		
アンサンブル部		
現代文化研究会		
美術部		
体育部		準硬式野球部
		剣道部
		ワンダーフォーゲル部
	バレーボール部	
	バスケットボール部	
	ソフトテニス部	
	卓球部	
	ラグビー部	
	バドミントン部	
	サッカー部	
	硬式テニス部	
	合気道部	
	ダンス部	
	陸上部	
	スカッシュサークル	
	空手道部	
	スキー部	
	ゴルフ部	
	水泳部	
	格闘技同好会	
	ハンドボール部	
	弓道部	
	漕艇部	
サイクル部		
運営委員会	大学祭実行委員会	
	球技大会実行委員会	
	東日本医科学学生総合体育大会事務局	

学生食堂（小松島キャンパス）の利用

小松島キャンパスの学生食堂は、学生ホール2階にレストラン、3階にカフェテリアがある。

日替わりメニューや定番メニューなどを用意し、できるだけ安くバランスの良い食事ができるよう配慮している。

勉強やコミュニケーションの場など、食事以外の目的で利用する学生も多く、学生達の憩いの場となっている。

各施設の営業時間は以下の通り。

■営業時間

月曜日～金曜日（土日祝休）

2階レストラン 11:00～15:00

3階カフェテリア 8:00～20:00

※学校行事等により、営業時間が変わることがある。

学生食堂（福室キャンパス）の利用

福室キャンパスの学生食堂は、医学部教育研究棟1階にある。

日替わりメニューや定番メニューなどを用意しており、学生・大学教職員のほか、病院職員も利用している。

テラス席もあり、天気の良い日に外で食事を楽しむこともできる。

■営業時間

月曜日～金曜日

1階レストラン 10:00～19:00

土日祝日

1階レストラン 11:00～14:00

※学校行事等により、営業時間が変わることがある。

授業料及びその他の納付金の納入

授業料及びその他の納付金は、所定の期日までに納入しなければならぬ。納付金は第1期（前期）と第2期（後期）に分けて納入することになっている。期日までに納入しない場合は、学則（第28条）により除籍となるので、十分に注意すること。

1. 納入期限

第1期（前期） 5月31日

第2期（後期） 11月30日

新生生の施設設備費（初年度分）は、入学時に納付済みである。次年度より納入すること。

2. 納入方法

納付にあたっては、必ず送付された振込依頼書を使用し、最寄りの銀行などの金融機関窓口で振込みすること。ATM等の自動振込機は納付金未納扱いの原因にもなるので、利用しないこと。大学窓口での納付金の納入は取り扱わない。

振込用紙は、第1期（前期）分は5月上旬、第2期（後期）分は10月上旬までに学費支給者宛に送付する。

振込用紙が届かない場合または紛失した場合は、大学事務局に連絡し、再発行を受けること。

※振込みの際、本人確認書類の提示を求められることがある。

詳細については、全国銀行協会のホームページを参照のこと。

全国銀行協会ホームページ

<http://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/7483/>

3. 延納・分納

やむを得ない事情により期限内に納入できない場合、あるいは期限まで全額納入ができない場合は、延納・分納制度を利用することが出来る。この制度を利用する場合は、速やかに大学事務局に申し出て「延納・分納願」を請求すること。

「延納・分納願」には、学資支給者と連署の上、捺印を要する。

(1) 延納

延納の納入期限は、所定の納入期限より3ヶ月以内とする。

ただし、最終学年の第2期（後期）分は、所定の納入期限より1ヶ月以内（12月31日まで）とする。

(2) 分納

納入回数は3回までとし、分納の最終回納入期限は、所定の納入期限より3ヶ月以内とする。

ただし、最終学年の第2期（後期）分最終回納入期限は、所定の納入期限より1ヶ月以内（12月31日まで）とする。

4. 休学者

納付金は、休学者も納入しなければならない。ただし、前期または後期の全期間を休学した場合は、願い出により一部を免除することがある。

免除願には、学資支給者と連署の上、捺印を要する。

5. 私費外国人留学生

納付金は、規程に基づき、願い出により全額または一部を免除することがある。

※犯罪収益移転防止法に基づく納付金の振込みについて

平成20年3月1日以降、犯罪収益移転防止法に基づき、銀行など金融機関の窓口で現金による10万円を超える振込みなどを行う際には、実際に振込みされる方の本人確認が必要になった。

振込名義人に代わって学費支給者が行う場合は、その学資支給者が本人確認書類を提示しなければならない。

なお、同法改正により、平成25年4月1日から振込名義人と異なる者が振込みを行う場合には、金融機関の窓口で職業、取引を行う目的等について確認が必要となったので、留意されたい。

○現金で振込みを行う場合

窓口にて、運転免許証、健康保険証など本人確認書類を提示のうえ、振込むこと。

○預貯金口座を通じて振込みを行う場合

ATM・窓口いずれにおいても、従来と同様のやり方で振込み可能である。

(本学の納付金振込みは、所定の振込用紙にて窓口で行うこと。ATMは利用しないこと。)

※ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがある。

【提示が求められる本人確認書類】

個人の場合：運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、国民年金手帳、母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）など

法人の場合：登記事項証明書など

施 設

附属図書館

附属分子生体膜研究所

薬用植物園

クラブハウス等の使用

ラジオアイソトープセンター

実験廃棄物の処理

実験動物センター

情報科学センター

中央機器センター

附属図書館

図書館の開館状況と入館方法について

○開館時間

小松島本館

* 月～金曜日 8:30～19:00

〔17:00～19:00は臨時職員が対応する〕

* 土曜日 9:00～15:00

(一時閉館 12:00～12:45)

〔終日臨時職員が対応する〕

福室分館

* 月～金曜日 8:30～22:00

〔17:15～22:00は無人開館となる〕

* 土曜日・日曜日 8:30～17:00

〔終日無人開館となる〕

○休館日

* 小松島本館 日曜日

* 国民の祝日

* その他図書館が必要と認める日

臨時休館はホームページ、掲示にてその都度知らせる。

○入館方法

小松島本館

学生証を図書館入口のカードリーダーにタッチし、認証が終わり次第、ドアが自動的に開く。

福室分館

学生証を館内入館ゲートのカードリーダーにタッチし、認証が終わり次第、ゲートが自動的に開く。

※無人開館時は、学生証を分館入口のカードリーダーにタッチし自動ドアを通過した後、上記の入館ゲートを通る。

図書館ホームページ

図書館のホームページには様々なサービスについての情報を掲載している。

* 図書館ホームページ (PC版)

<http://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/index.html>

* 蔵書検索 (OPAC)

<http://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/intrasite/CARINWEBOPAC.HTM>



* My Library

<http://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/intrasite/CARINUSER.HTM>

My Library にログインすると、利用者ごとに以下のサービスが利用できる。

ログインIDとパスワードは、学内ネットワークへログインする場合と同様。

- ・新着資料案内を電子メールで受け取ることができる。(利用者による登録が必要)
- ・貸出・返却履歴を確認できる。
- ・希望資料申請(複写依頼、貸借依頼、購入依頼)を行うことができ、申請状況を確認できる。
- ・NIIの総合目録データベースを検索できる。

図書館の資料について

○単行本（和・洋図書）

主に自然科学系（化学・生物学・医学・薬学関連）の専門書を所蔵している。

小松島本館 洋図書と利用頻度が低い和図書は地階に配架しているので、利用の際は職員に尋ねること。

○逐次刊行物（和・洋雑誌）

化学・医学・薬学等の専門雑誌を所蔵している。雑誌コーナーには新着雑誌を、書庫にはバックナンバー（製本）を配架している。

* 継続購入和雑誌一覧

<http://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/J-Journal.html>

* 継続購入洋雑誌一覧

<http://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/F-Journal.html>

○参考図書

参考書架には辞典類・目録・地図・年鑑・国試問題集等を配架している。館外貸出は認めていないため、館内で利用すること。

○新聞・一般雑誌

新聞コーナーには全国紙・地方紙・英字新聞・専門紙等を、雑誌コーナーには一般雑誌を配架している。

* 新聞・一般雑誌一覧

<http://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/magazine.html>

○視聴覚資料

小松島本館 AVコーナーでは、ヘッドホン使用の上、当館所蔵のビデオテープ・DVD等を利用することができる。利用希望者は総合カウンターまで申し出ること。

* 視聴覚資料一覧

<http://lib-web.tohoku-mpu.ac.jp/library/AV.html>

○電子資料

本学で利用契約を結んでいる電子ジャーナル・電子ブックは、全文をPCで閲覧することができる。契約タイトルは「電子ジャーナル／電子ブック一覧」で検索・確認することができる。電子ジャーナルについては、合わせて冊子体の所蔵状況の確認が可能である。また、外部データベースの利用も可能である。

* 電子ジャーナル／電子ブック一覧

<http://fn4zy7zy6q.search.serialssolutions.com/>

* 利用可能なデータベース

「SciFinder」、「The Cochrane Library」、「医中誌Web」、「今日の診療Web」、「JCR」、「Visible Body Human Anatomy Atlas 2017」、「Acland's Video Atlas of Human Anatomy」、「OECD iLibrary」等

○東北医科薬科大学学術リポジトリ

本学において作成された教育・研究活動の成果物(教育資源・研究成果等)を収集・整理・保存し、無償で公開している。主な収録コンテンツ

……「東北医科薬科大学研究誌」「東北医科薬科大学教養教育関係論集」「博士論文」

* 東北医科薬科大学学術リポジトリ

<http://tohoku-mpu.repo.nii.ac.jp>

図書館の利用とサービスについて

○貸出及び返却

* 館内での利用は自由である。館外への持ち出しは貸出手續が必要なので、借りたい資料が見つかったら学生証を添えて総合カウンターに持ってくること。

* 希望者には1回に限り貸出期間の延長を認めている。資料と学生証を持参の上、総合カウンターに申し出ること。

* 返却の際は、資料を総合カウンターに持ってくること。

○貸出冊数、期間について

対象	冊数	期間
学部学生	5冊	14日間
大学院生・研究員・研究生	7冊	30日間
本学教職員・病院職員	7冊	30日間

注) 冊数は、小松島本館・福室分館の合計冊数

○文献複写

* 著作権法に基づき、当館所蔵資料に限り複写することができる。複写の際は「複写申込書」に記入の上、総合カウンターに申し出ること。料金は自己負担となる。

* 当館に所蔵のないものは、著作権法の認める範囲で他館から複写して取り寄せることができる。図書館ホームページ「My Library」から申し込むこと。

○多目的ルーム

小松島本館 グループでの学習や、ミーティングなど様々な目的に応じて利用が可能。収容人数は最大18名。

利用希望者は総合カウンターに申し出ること。

○利用時の注意点

* 図書館への入館、貸出は学生証が必要となるので必ず携帯すること。

* 館内では静かにし、他の利用者に迷惑をかけないようにすること。

* 館内での飲食は禁止。

* 席を離れる際は所持品（特に貴重品）を放置せず、必ず携帯すること。

～守ろう！著作権法～

資料には著作権がある。当館では、以下のように著作権法を遵守した複写のみを認めている。

* 図書館所蔵の資料であること。

* 調査研究目的であること。

* 複写部数は一人一部、その著作物の半分以下であること。

* 定期刊行物（雑誌等）は、次号が刊行されるか、発行後3ヶ月を経過したもの。

* 有償無償を問わず再複写、頒布は行わないこと。

著作権法については、文化庁ホームページで詳細を知ることができる。

・文化庁ホームページ <http://www.bunka.go.jp/>

附属分子生体膜研究所

近年の糖鎖生物学の進展により、生体膜に発現する複合糖質とレクチンあるいは糖鎖認識受容体の生理的・病態的意義の重要性が認識され、また特定の糖鎖自身が特別な機能をもつことも多く知られるようになった。そこで、生体膜分子、特に第三の生命鎖といわれる糖鎖の構造や機能の解明は、様々な疾患の診断あるいは治療方法を確立するために非常に重要であり、ポストゲノム時代における糖鎖生物学の重要性がますます高まっている。

このような動向を踏まえ、本学では、1959年に開設された「癌研究所」を、時代の要請に応えるべく進化させ、2006年4月に「分子生体膜研究所」として誕生させた。機能病態分子学、生体膜情報学、細胞制御学、分子認識学の4部門で構成される分子生体膜研究所では、がんや生活習慣病を含む様々な疾患における糖鎖機能の解明と糖鎖構造を基盤とした診断・治療薬の開発を目指す。

研究内容は、機能病態分子学部門では、スフィンゴ糖脂質の発現異常によって起こるマイクロドメインの構造および機能変化を解析することにより、基礎研究データを統合し、マイクロドメイン矯正療法ともいえる新規治療法の実現を行っている。生体膜情報学部門では、糖鎖を認識し、神経細胞ネットワークの構築に関わる神経細胞に存在する糖鎖受容体に着目し、この反応を促進または阻害する物質を探索し、神経機能の回復効果を持つ薬剤の開発を目標としている。細胞制御学部門では、アスパラギン結合型糖鎖の生合成に関わる糖転移酵素に注目して、糖鎖が付加される標的タンパク質の同定

およびその糖鎖による機能制御の解析を基盤として、糖鎖治療薬の開発を目指している。分子認識学部門では、抗腫瘍作用をもつレクチンの細胞増殖抑制作用機構に関する研究を進めている。薬品物理化学部門では、物理化学的手法を用いて糖鎖の立体構造・相互作用を明らかにして、糖鎖多様性の生物学的意義を探索している。

分子生体膜研究所名誉所長である箱守仙一郎博士（米国ワシントン州立大学名誉教授）は、糖質科学の世界的権威として、米国シアトルを拠点に活躍され、これまで数多くの素晴らしい成果を発表してこられた。箱守教授は毎年帰国し、本学での研究の指導に当たり、また学生に生化学特論特別講義を行っている。

分子生体膜研究所から発信される情報・知見が、がん、糖尿病などの生活習慣病、肺気腫など、様々な疾患の治療に大きく貢献することが期待されている。

名 誉 所 長	名 誉 教 授	医 学 博 士	箱 守 仙 一 郎
所 長	教 授	博 士 (医 学)	顧 建 国
(細胞制御学 兼任)			
生体膜情報学	教 授	獣医学博士	東 秀 好
分子認識学	教 授	博 士 (薬学)	細 野 雅 祐
薬品物理化学	教 授	博 士 (薬学)	山 口 芳 樹
(兼務)			
機能病態分子学	特任教授	薬学博士	井ノ口 仁 一

薬用植物園

1939年の開設にまでさかのぼる植物園

附属薬用植物園は「生薬」研究の材料供給と同時に、学生が薬用植物に直接接触する機会をつくることを目指して、昭和14年に設置された。平成7年に大規模な改修工事が行われ、日本薬局方収載生薬の基原植物を中心とした見本区、主に学生実習の材料を提供するための圃場、さらには研究のための栽培柵などが設定、整備された。現在、2437.5㎡の敷地に、約350種類の代表的な薬用植物が生育している。

人類共通の財産である薬用植物

生薬の研究が進むにつれてその薬効が解明され、改めて医薬品としての利用価値があるものとして注目されている植物は少なくない。地球上の様々な民族がそれぞれの地域で育み共有してきた薬用植物は人類共通の文化財であり、後世にまで残して役立てていかなければならない。そしてその指導的立場にある、と社会から認識、期待されているのが薬剤師、薬学者である。

附属薬用植物園は一般市民が見学できる施設として、さらには薬剤師や薬学者の生涯教育機関として、「開かれた大学」のシンボルともなっている。

クラブハウス等の使用

学内の施設（学生ホール・クラブハウス・体育館等）は、講義利用の他、課外活動でも使用可能な場所である。使用したい場合は、施設使用願（様式15）を3日前までに学生課へ提出し許可を得て使用すること。ただし、集会願（様式9）を以って施設使用願にかえることができる。

（1）学生ホール

1階には売店や学生会室、音楽スタジオ、部室1～部室5、委員会室等が設置されています。学生ホールを使用できる時間は、最大午後10時までとしている。

(2) クラブハウス

クラブハウスは課外活動で使用するための部室が設置されている2階建ての建物である。

使用できる時間は原則として下記の時間としている。

月曜日～金曜日 午前9時～午後9時まで

土、日曜日・祝祭日 午前9時～午後5時まで

※詳細は、クラブハウス管理規程（P80）を参照

(3) 体育館

体育館は、体育部（体育系部会の部長会）で利用スケジュール

ルを決め、各課外活動部会で利用している。使用できる時間は原則として下記の時間とする。

土曜日・日曜日・祝祭日を除き午前9時～午後9時まで

※詳細は、体育館施設管理規程（P78）及び体育施設使用規程（P79）を参照

なお、大学行事等のイベントや特別な事項（夏季休暇や年末年始、他）がある場合は、使用を制限することがあるので、掲示板等で確認すること。

ラジオアイソトープセンター

今日、ラジオアイソトープは医学・薬学領域において、放射性医薬品としてがんをはじめとする種々の疾病の診断や治療に広く利用され、今後ますますその重要性が増すものと考えられている。また、ラジオアイソトープは生命科学に関する研究の進展に非常に重要な役割を果たしている。近年、このようなラジオアイソトープ利用の増加に伴い、薬剤師のラジオアイソトープ関連業務が拡大している。そこで、本学でもこれらの社会の要請に応えるべく、平成18年（2006年）2月に新ラジオアイソトープセンターが竣工した。本センターは、ラジオアイソトープの利用と取り扱いに関する教育の一環として学生実習に供されるとともに各教室の研究にも広く利用されている。

本センターは地下1階、地上3階、総床面積996.8㎡で、その設備は充実している。地階は貯蔵室、廃棄物保管室、排

水処理室、暗室、低温室、1階は管理室、実習室-1、汚染検査室、除染室、2階は実習室-2、測定室、無菌室、動物飼育室、3階は排気処理室、処理室、廃棄作業室からなっている。なお、1階の管理室を除く区域は放射線管理区域となっており、ラジオアイソトープに関する十分な教育訓練を受け、業務従事者として認定された者以外は、許可なく立ち入ることができないことになっている。

本センターには十分な安全管理設備が導入され、公共安全が確保されている。また、センター利用者のラジオアイソトープの取り扱いを規制し、かつ放射線障害を防止するため、放射線障害予防規程やその他の細則を設けるとともに、ラジオアイソトープセンター長、放射線取扱主任者および放射線安全管理担当者を置き、安全なラジオアイソトープの使用と円滑なセンターの運営を図っている。

実験廃棄物の処理

実験、実習により発生する廃棄物は多種多様であるが、これらの廃棄物の中には人の健康や環境に被害を及ぼす重金属、化学物質、有機溶媒などがあり、種々の法律によって規制を受けている。これらの有害物質を含む廃棄物は、環境汚染防止の立場から、たとえ微量でも環境に排出することのないよう適切に処理されることが必要である。

本学では、学内から発生するこれらの実験廃棄物を別表に掲げる「実験廃液分類法」により回収し、各々の性質に応じて最も適切な処理を行っている。したがって、**廃液のポリタ**

ンクへの分別回収は、必然的に実験者ひとりひとりにゆだねられることになるので、各人の責任と自覚が不可欠であり、不注意はもちろん誤操作や事故によっても有害物質を排出することのないよう十分注意を払わなければならない。

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など地球レベルでの環境破壊が叫ばれている今、われわれは薬学を学ぶ者として、まず身の回りから環境汚染防止に取り組み、生活環境の保全に寄与しなければならない。

別表

実験廃液分類法

分類	廃液の種類	容器
1	酸・重金属系 ① 重金属（Pb, Cr, Cu, Zn, Cd, Fe等）の化合物を含む廃液 ② キレート剤（EDTAを除く）200ppm以下の廃液 ③ キレート剤（EDTAを除く）200ppm以上の場合クロム酸混液を用いて分解したのち保管する ④ クロム酸混液 ⑤ 重金属を含まない酸廃液は中和してから流しにする	ポリタンク 白 20ℓ ステッカー青

分類	廃液の種類	容器
2	アルカリ・シアン・ヒ素系 ① 塩基性 (pH12以上) であることを確かめ保管する ② 難分解性錯化合物 (フェリ・フェロシアン化合物等) は、他の廃液と混合しないよう保管し、その旨を明記しておく ③ 重金属, シアン, ヒ素を含まないアルカリ廃液は中和してから流しにする	ポリタンク 白 20ℓ ステッカー赤
3	水銀 水銀を含む化合物……3次洗浄水まで回収する	ポリタンク 白 20ℓ ステッカー黒
4	特殊廃液 ① キレート剤 (EDTA等), 有機物を多量に含んだ重金属廃液は、その旨を明記し、他と区別して保管する……フェーリング液等 ② 写真廃液……現像液と定着液は別にして保管する ③ その他、他の分類に属さないもの	ポリタンク 白 20ℓ ステッカー緑
5	石炭酸廃液 フェノール類を含むもの	ポリタンク 白 20ℓ ステッカー緑
6	特殊廃棄物 鉄シアン化合物の結晶, 有害物質をろ過したろ紙等は、別途ポリエチレン袋に保管し、その旨を明記しておく	ポリエチレン袋
7	廃油・油性混合物 真空ポンプ, コンプレッサー, 油浴等のオイル類	ポリタンク 白 20ℓ または 缶
8	有機廃溶媒 ① 可燃性廃溶媒……自燃性を有するもの ② 難燃性廃溶媒……含塩素系溶媒, アルコール等の水溶液, ホルマリン等	ポリタンク 白 20ℓ

実験動物センター

近年、生命科学の進歩はめざましく、それに伴い遺伝子組換え動物を含む実験動物の果たす役割は極めて重要なものとなってきている。特にヒトの疾病解明および医薬品、医療用機器等の開発過程における動物実験は、必要不可欠であり、その重要性は年々増している。医療系大学においても教育・研究に実験動物を用いる機会が多くなってきており、本学もその例外ではない。また、実験動物の飼育および取り扱いには動物愛護法等の関連法規に従い、適正環境のもとで科学的かつ人道的に行う必要がある。そこで学内で使用されている実験動物の中央飼育化を計り、人獣共通感染症も含めて研究者・学生への安全の確保と、通年変わることのない適正環境下での、良質な実験動物による再現性の高い実験成績を得る目的で実験動物センターが建設された。

本センターは、小松島キャンパス内に延床面積が約1,970㎡の地下1階、地上4階の独立棟および福室キャンパス内(医学部第1教育研究棟7階内)に延床面積が約250㎡の動物室で構成されている。使用区分は実験目的により明確に分けられており、独立棟は基本的に微生物学的に汚染度の高いものを地階に封じ込め、上層階に行くほど清浄度が高まるようになっている。すなわち、地階：排水浄化室・P2実験室、1階～3階：検疫室・遺伝子組換え動物検査室・洗浄室・手術室・分析室・シールド室・SPF (Specific Pathogen Free) 動物飼育室・クリーン動物飼育室・同実験室、4階：空調機械室等を配置している。一方、動物室は構造上から微生物学的に清浄度の高い環境を限定とし、SPF区域：動物飼育室・滅菌室、クリーン区域：動物飼育室・生体イメージ



(1) 飼育室



(2) 天井階メンテナンススペース

ング室・行動解析室・洗浄室・機械室等をコンパクトに配置している。また、各飼育室・実験室は、超高性能（HEPA）フィルターを介して給気を行い、温湿度は年間を通して23±1℃、52±2%に保たれている。室内排気は特殊脱臭装置で処理後、排気の一部循環方式により排気熱の回収を行い、加えて各飼育室には一方向性気流方式の飼育機等（1）を導入して省エネルギー、動物アレルギー対策も講じている。さらに諸設備の維持・メンテナンスのため、各天井階には作業スペース（2）を設けて通年稼働可能なシステムをとっている。このように、設備内容などに関しては十分GLPおよび動物関連法規に対応できるものとなっている。また、年間延べ10,000人を超える利用者に、共同利用施設である当センターを正しくかつ有効に利用してもらうため、利用に関する

講習会を年3回開催している。全般的な運営は運営委員会（委員長：センター長）が行い、実務については専任職員が担当している。

なお、本学では「東北医科薬科大学動物実験規程」が制定されており、これは本学における動物実験が、動物愛護法等の関連法規に則り、科学的および人道上適切に実施されることを目的とし、動物実験委員会が実験計画の審査並びに指導を行っている。この規程は、学内での研究（学外共同研究も含む）、学生実習およびクラブ活動の場におけるすべての動物実験に適用される。さらに、動物実験に関する自己点検・評価も行い、その外部検証結果も含めて本学ホームページにおいて公表している。

情報科学センター

現代社会における急激な変化、そして高度化する情報技術に対応するために、豊かなIT活用能力を身につけることは、卒業後に質の高い医療業務を実践するためにも不可欠である。そのことで患者とのコミュニケーションを充実させ、医療現場を取巻く環境の変化に適切に対応することができると期待される。そのためには、十分な情報リテラシーの学習を通して、オンラインでの医療情報の取り扱いをはじめとする、IT社会における医療業務の基礎となる情報処理能力の会得が望まれる。生命薬科学科ではコンピュータ言語の活用、バイオインフォマティクス（生物情報学）やコンピュータシミュレーションの活用能力育成も行なっている。

情報科学センターは、平成10年4月に講義棟1階にPC80台とサーバを設置したコンピュータ室として開設され、平成14年4月からはPC80台のコンピュータ室2部屋へと拡充された。平成20年9月には図書館の2階に移転し、PC120台のA教室、PC60台のB教室の構成となった。平成27年3月に主要なサーバの仮想化と、PC等のハードウェアの最新機種への更新を行い、教育上の必要に応じてシステムを柔軟にバージョンアップできる体制を実現している。

通常の授業ではA教室とB教室を独立して使用しており、共用試験CBTや3クラス合同実習では、PC180台の大教室として使用することも可能である。最新の医学・薬学教育にふさわしいソフトウェア環境に加え、表示専用モニター90台、プロジェクターと2面の大型スクリーン、AVシステムなどの装備も充実しており、授業や自習時の情報検索などでの活発な利用が行なわれている。平日は8時～22時、土曜日は9時～15時（振替授業がある場合は8時～18時）の時間帯で解放しており、年間を通して多くの学生で賑わっている。

情報科学センターのPCおよび学内ネットワークを利用する上で必要なアカウントとメールアドレスが入学時に全員に配布され、これは卒業するまで使用可能である。また、学生全員に個人フォルダが用意されるため、各自で作成したファイルなどを安全に保管することが可能である。更に教員が作成した授業資料がデジタル教材として共有のフォルダに保存されており、多くの学生がこれを活用している。

画像は、京都薬科大学（京都）と本学の2地点をTV会議システムで繋いだ遠隔授業において、京都の学生と交流する本学1年生の授業風景である。



中央機器センター

近年の分析機器は急速に技術革新が発展しており、多種多様な最先端機器の開発によって得られたデータは教員・学生の研究に活用され、学術論文として数多く専門誌などに発表されている。

本学の教育・研究を推進するために附属機関として、共同利用の目的で中央機器室が設置された。平成2年に中央機器室規定、平成12年に中央機器共同利用の取り扱い要領が制定され、平成19年には附属施設として名称が中央機器センターと変更になった。

多種多様な最新の分析機器を導入し施設の充実を図ることで、本学の生命薬科から創薬科学にわたる最先端の研究を支援している。本センターは教員並びに院生・学生が、研究上および教育上使用する各種設備機器等が円滑に運用できるように環境を整備すると共に、依頼を受けての測定も実施している。具体的にはNMR（600MHz、400MHz、270MHz）の各種測定と、各種イオン化法による質量分析・元素分析を行っている。

○中央機器センターの機器及び施設利用について
中央機器センター施設及び機器を共同利用するにあたり下記の事項を遵守すること。

○施設及び機器の利用資格

1. 本学の教職員、大学院生及び研究生。
2. 1に示した者と同伴の学部学生及び研修生。
ただし、中央機器センター協議会で認めた機器に関しては、当該機器の使用方法を熟知した指導教員による複数回の指導を受けた学部学生の単独利用も可能とする。
3. その他、中央機器センター長が利用を認めた者。

○機器を使用するときの注意点（事前に予約を要する機器あり）

1. 機器には使用簿を常備しているので、それに必要事項を記入した上で機器を使用すること。
2. 機器使用後は、使用前の状態に戻すこと。
3. その他、機器の異常な所見に気づいたときは管理室（担当者）へ報告すること。

中央機器センター所轄施設一覧（教育研究棟地下1階）

所轄施設名		開閉時間
測定室 1	測定室 2	8:00~22:00
質量分析室	元素分析室（天秤室）	
電子顕微鏡室	電子顕微鏡前処理室	
暗室	X線結晶構造解析室	
核磁気共鳴装置 1	核磁気共鳴装置 2	
三次元分子設計室		
管理室	保管室	8:30~17:15
サンプル受付室		9:00~16:00

医 学 部 概 要

医学部各種委員会

医学教育推進センター

医学部卒後研修支援センター

地域医療総合支援センター

登米地域医療教育サテライトセンター

石巻地域医療教育サテライトセンター

東北大学白菊会

組担任

教室教育担当者制度

奨学金

東北地域医療支援修学資金制度

感染症予防対策

ノートパソコンの貸与

医学部各種委員会

◆医学部学生委員会

学生委員会を置き、学生のより良い学習環境づくりのために、生活・健康・勉学に関する事項について審議・対処している。

委員長	河合 佳子	(生理学教室・教授)
副委員長	神田 輝	(微生物学教室・教授)
委員	大野 勲	(教務委員長・医学教育推進センター長・教授)
委員	高木 徹也	(法医学教室・教授)
委員	松坂 義哉	(神経科学教室・教授)
委員	森口 尚	(医化学教室・教授)
委員	岡村 信行	(薬理学教室・教授)
委員	鈴木 映二	(精神科学教室・教授)
委員	森 建文	(内科学第三(腎臓内分泌内科)教室・教授)
委員	鈴木 昭彦	(外科学第三(乳腺・内分泌外科)教室・教授)
委員	吉村 淳	(精神科学教室・准教授)
委員	児山 香	(外科学第一(消化器外科)教室・准教授)
委員	中村 正帆	(薬理学教室・准教授)
委員	畑中 亨	(学務部長)
委員	菅原 健士	(医学部事務部長)
委員	菊池 修	(学務部学生課長)
委員	岡本 功喜	(医学部事務部教務課長)

◆医学部教務委員会

教務委員会を置き、カリキュラムの検討・作成、共用試験・国家試験に関する事項およびその他教務に関する重要事項について審議している。

委員長	大野 勲	(医学教育推進センター長・教授)
副委員長	太田 伸男	(耳鼻咽喉科学教室・教授)
委員	小澤 浩司	(整形外科教室・教授)
委員	上条 桂樹	(解剖学教室・教授)
委員	河合 佳子	(生理学教室・教授)
委員	柴田 近	(外科学第一(消化器外科)教室・教授)
委員	鈴木 映二	(精神科学教室・教授)
委員	中村 晃	(免疫学教室・教授)
委員	中村 保宏	(病理学教室・教授)
委員	古川 勝敏	(地域医療学教室・教授)
委員	松坂 義哉	(神経科学教室・教授)
委員	目時 弘仁	(衛生学・公衆衛生学教室・教授)
委員	亀岡 淳一	(医学教育推進センター副センター長・内科学第三(血液・リウマチ科)教室・教授)
委員	佐藤 賢一	(内科学第二(消化器内科)教室・教授)
委員	森口 尚	(医化学教室・教授)
委員	小丸 達也	(内科学第一(循環器内科)教室・教授)
委員	中村 豊	(医学教育推進センター副センター長・教授)
委員	伊藤 道哉	(医療管理学教室・准教授)
委員	遠藤 智之	(救急・災害医療学教室・准教授)
委員	田村 亮	(放射線医学教室・准教授)
委員	有川 智博	(医学教育推進センター・准教授)
委員	菅原 健士	(医学部事務部長)
委員	畑中 亨	(学務部長)
委員	岡本 功喜	(医学部事務部教務課長)

医学教育推進センター

1. 目的

本学医学部の最も重要な使命は、幅広い臨床能力を持つ総合診療医として地域住民の健康を支える医師の育成である。一方で、我が国の医学教育は、医学教育の国際化に対応すべく、認証評価機構の設置や医学教育分野別評価基準に準拠した教育体制の整備など、大きく変化しつつある。このような背景から、本学の医学教育では、養成する人材像を明確にし、そのために必要とされる能力の確実な修得を目指した学修成果基盤型教育を実施する。このような教育を効果的に実践するためには、各科目の教育内容の充実はもちろん、科目間の連続的・統合的調整、学生の能動的学習の体制作り、さらに地域医療教育では学外施設との協議も重要となってくる。そこで、本学独自の医学教育の確実な実施と向上を目指す組織体制として、医学教育推進センター(以下、センター)が設置されている。

2. 業務内容

教務委員会と連携を図りながら、以下の業務を実施する。

- ①センターが担当する科目(体験学習、演習など)の実施
- ②科目横断・縦断的教育(準備教育、症候学、基礎—臨床統合演習、基本的診療技能、臨床実習、総合診療学演習など)の企画・立案
- ③学外施設(地域医療ネットワーク病院)での体験学習の調整
- ④学外施設(地域医療ネットワーク病院、地域医療教育サテライトセンター)での臨床実習の企画・立案
- ⑤学習の支援および相談
- ⑥授業・実習等の教員および学生による評価の集計・解析
- ⑦教育カリキュラム、シラバスの全体的評価に基づく教育内容及び教育方法等の改善検討

3. 担当教員

- | | | |
|------|--------|---|
| 〈専任〉 | 大野 勲 | (医学教育推進センター長・教授) |
| | 中村 豊 | (医学教育推進センター副センター長・教授) |
| | 有川 智博 | (医学教育推進センター・准教授) |
| | 穴戸 史 | (医学教育推進センター・助手) |
| | 豊島かおる | (医学教育推進センター・助手) |
| 〈兼任〉 | 亀岡 淳一 | (医学教育推進センター副センター長・内科学第三(血液・リウマチ科)教室・教授) |
| | 上条 桂樹 | (解剖学教室・教授) |
| | 河合 佳子 | (生理学教室・教授) |
| | 柴田 近 | (外科学第一(消化器外科)教室・教授) |
| | 古川 勝敏 | (地域医療学教室・教授) |
| | 目時 弘仁 | (衛生学・公衆衛生学教室・教授) |
| | 太田 伸男 | (耳鼻咽喉科学教室・教授) |
| | 岡村 信行 | (薬理学教室・教授) |
| | 大原 貴裕 | (地域医療学教室・准教授) |
| | 住友 和弘 | (地域医療学教室・准教授) |
| | 佐藤 滋 | (地域医療学教室・准教授) |
| | 宮澤イザベル | (地域医療学教室・助教) |

* 地域医療ネットワーク病院担当者

- | | | | |
|-----|------------|-------|----------------------|
| 宮城県 | 石巻赤十字病院 | 大村 拓 | (救急・災害医療学教室・助教) |
| 宮城県 | 登米市立登米市民病院 | 住友 和弘 | (地域医療学教室・准教授) |
| 宮城県 | 栗原市立栗原中央病院 | 大野 勲 | (医学教育推進センター・教授) |
| 宮城県 | 気仙沼市立病院 | 鈴木 貴博 | (耳鼻咽喉科学教室・准教授) |
| 宮城県 | 石巻市立病院 | 大原 貴裕 | (地域医療学教室・准教授) |
| 宮城県 | みやぎ県南中核病院 | 児山 香 | (外科学第一(消化器外科)教室・准教授) |
| 宮城県 | 大崎市民病院 | 西郷 陽子 | (眼科学教室・講師) |
| 宮城県 | 南三陸病院 | 櫻田 久美 | (精神科学教室・助教) |
| 宮城県 | 公立刈田総合病院 | 近藤 史帆 | (内科学第二(消化器内科)教室・助教) |

青森県	青森県立中央病院	石橋 直也 (外科学第二(呼吸器外科)教室・講師)
青森県	八戸市立市民病院	中野 陽夫 (内科学第一(循環器内科)教室・講師)
秋田県	平鹿総合病院	藤盛 寿一 (老年神経内科学教室・准教授)
秋田県	大曲厚生医療センター	佐瀬 友彦 (外科学第一(消化器外科)教室・助教)
岩手県	岩手県立中央病院	菅原 崇史 (外科学第二(呼吸器外科)教室・准教授)
岩手県	岩手県立大船渡病院	古川 勝敏 (地域医療学教室・教授)
山形県	山形市立病院済生館	丹治 泰裕 (内科学第二(糖尿病代謝内科)教室・助教)
山形県	公立置賜総合病院	皆川 忠徳 (心臓血管外科学教室・助教)
福島県	白河厚生総合病院	高須 充子 (内科学第二(消化器内科)教室・講師)
福島県	いわき市医療センター	小川 仁 (外科学第一(消化器外科)教室・准教授)

医学部卒業研修支援センター

1. 目的

- ①卒前教育との連携を図りながら教員や病院所属医師の“卒業研修”(初期・後期研修、専門医研修)を支援し充実させること。
- ②本学卒業生の東北地方定着に向けた支援に関すること。

2. 業務内容

- ①研修医の募集及び任用に関すること。
- ②卒業臨床研修カリキュラムの企画立案及び実施に関すること。
- ③研修医の評価に係る業務に関すること。
- ④研修関連医療機関等との連絡・調整に関すること。
- ⑤学部教育との連携に関すること。
- ⑥専門医等の育成に関すること。
- ⑦地域医師等の生涯教育の支援に関すること。
- ⑧その他卒業臨床研修に関する事項。

3. 担当教員

- 医学部卒業研修支援センター長
柴田 近 (外科学第一(消化器外科)教室・教授)
- 医学部卒業研修支援副センター長
住友 和弘 (地域医療学教室・准教授)
室谷 嘉一 (内科学第三(腎臓内分泌内科)教室・准教授)
- 医学部卒業研修支援センター員
酒井 啓治 (産婦人科学教室・准教授)
北沢 博 (小児科学教室・助教)
植田 寿里 (地域医療学教室・助教)
大村 拓 (救急・災害医療学教室・助教)

地域医療総合支援センター

1. 目的

地域医療総合支援センターは2016年4月、本学医学部が新設されると同時に設立された。地域医療に従事する医師の育成及びその地域定着の支援により、東北地方の医療を支えていくことが、本学医学部の設立の基本理念である。この理念の実現のためには、医学部学生、研修医、更には多くの医師達が地域医療を学び、実践する現場として各地域の病院との連携・協力が必須である。

このような背景から、本センターは地域の各病院との教育及び診療に関する連携・調整を目的としている。

2. 業務内容

- ①地域医療学教室、医学教育推進センター、地域医療教育サテライトセンターおよび卒業研修支援センターとの連携による地域医療教育の充実と推進
- ②地域病院への診療支援の調整

3. 担当教員

- 地域医療総合支援センター長
古川 勝敏 (地域医療学教室・教授)

登米地域医療教育サテライトセンター

1. 目的

本学医学部のミッションは、地域医療に貢献する医師特に総合診療医の育成およびその地域定着の推進を図ることにより、東北地方の医療を支えていくことである。すなわち、震災後の医療資源の状況を客観的に判断し、地域医療に必要なシステムを構築し、運用できる人材の養成である。この理念の実現のために、医学教育、初期・後期研修、地域医療支援および人材育成等を行う拠点として、地域医療の最前線に位置する登米市立登米市民病院に本センターが設置された。登米市は平成の大合併でできた行政区画であり、人口10万人当たりの医師数が宮城県内で一番少ない地域である。医療資源が都市部に比べ少ない地域だからこそ、都市部や大病院では学ぶ機会の少ない職種連携やプライマリ・ケアから高度救急まで、そして病院診療から在宅診療までの横断的診療を経験し学ぶことが可能である。

2. 業務内容

①学部教育

『地域包括医療実習』の実施；大学の機関である医学教育推進センターと地域医療総合支援センターおよび登米市当局、登米市立登米市民病院とその関連施設と連携しながら、病診連携による急性期から慢性期に亘る地域医療実習、介

護・在宅関連の事業所で医師の業務、さらに行政と連携した保健、福祉、医療および介護活動への参加を指導する。『ネットワーク病院としての実習』の支援；僻地・被災地医療体験学習Ⅰ（2年次前期）、介護・在宅医療体験学習（2年次後期）、僻地・被災地医療体験学習Ⅱ（3年次前期）、地域総合診療実習（6年次前期）の実施を支援する。

②地域医療支援：地域医療総合支援センターと連携しながら、医師不足が深刻である登米地域における医療の支援を行う。

③人材養成：卒後研修支援センター、地域医療総合支援センターおよび登米市立登米市民病院のほか地域医療機関等と連携・協力し、医師の卒後・生涯にわたる研修等を行うことで、地域に根ざした医療人の養成を支援する。

④本学と登米市立登米市民病院の相互補完的な連携：高度医療を行っている本学附属病院と、地域中核病院として一次・二次医療レベルの患者を数多く診療している市立病院の機能を、相互補完的に、診療・教育・研修・医師育成に活かすための連携を推進する。

3. 担当教員

登米地域医療教育サテライトセンター長

住友 和弘（地域医療学教室・准教授）

石巻地域医療教育サテライトセンター

1. 目的

本学医学部のミッションは、地域医療に貢献する医師、特に総合診療医、の育成およびその地域定着の推進を図ることにより、東北地方の医療を支えていくことである。すなわち、震災後の医療資源の状況を客観的に判断し、地域医療に必要なシステムを構築し、運用できる人材の養成である。この理念の実現のために、医学教育、初期・後期研修、地域医療支援および人材育成等を行う拠点として、地域医療の最前線に位置する石巻市立病院に本センターが設置された。東日本大震災において甚大な被害を被った地である石巻市において、災害医療や被災地医療の学修や診療支援を通じて、復興を目指した医療のあり方を学ぶセンターとする。

2. 業務内容

①学部教育

『地域包括医療実習』の実施；大学の機関である医学教育推進センターと地域医療総合支援センターおよび石巻市当局、石巻市立病院とその関連施設と連携しながら、病診連携による急性期から慢性期に亘る地域医療実習、介護・在宅関連の事業所で医師の業務、さらに行政と連携した保健、福祉、医療および介護活動への参加を指導する。『ネットワーク病院としての実習』の支援；僻地・被災地

医療体験学習Ⅰ（2年次前期）、介護・在宅医療体験学習（2年次後期）、僻地・被災地医療体験学習Ⅱ（3年次前期）、救急・災害医療体験学習（3年次後期）、地域総合診療実習（6年次前期）の実施を支援する。

②地域医療支援：地域医療総合支援センターと連携しながら、東日本大震災により被災し、医師不足が深刻である石巻地域における医療の支援を行う。

③人材養成：卒後研修支援センター、地域医療総合支援センターおよび石巻市立病院のほか地域医療機関等と連携・協力し、医師の卒後・生涯にわたる研修等を行うことで、地域に根ざした医療人の養成を支援する。

④本学と石巻市立病院の相互補完的な連携：高度医療を行っている本学附属病院と、地域中核病院として一次・二次医療レベルの患者を数多く診療している市立病院の機能を、相互補完的に、診療・教育・研修・医師育成に活かすための連携を推進する。

3. 担当教員

石巻地域医療教育サテライトセンター長

大原 貴裕（地域医療学教室・准教授）

石巻地域医療教育サテライトセンター員

藤川 祐子（地域医療学教室・助教）

東北大学白菊会

東北大学白菊会は、本学医学部及び東北大学医学部・歯学部の学生の解剖学の教育と研究並びに東北大学の医師及び歯科医師の臨床医学教育・研究等のため、天寿を全うした後に、自らの発意で自己の遺体を無償で提供しようと希望する方々により、構成されている。この篤志献体の理念と行為を広く社会に浸透させることや、医学・歯学の教育・研究の発展と充実を通じ、人類の福祉に貢献することを目的としている。

- * 本学医学部は、東北大学白菊会の運営に参画しており、本学医学部の解剖学実習に供するご遺体は東北大学白菊会から提供していただく。

本学と東北大学の合同で以下の行事が行われるので、医学部2年次は、全員出席すること。

- 合同慰霊祭……一年間で正常解剖及び病理解剖に提供された方々の招霊が行われ、参列者一同黙祷を捧げる。また、両大学の学生代表者より、「慰霊のことば」が述べられる。
- 遺骨返還式……故人のご遺志により医学・歯学の教育・研究の進展のため献体を供していただいたご遺族に対し、大学側および解剖学実習に参加した学生から深く感謝の意を表し、御礼を述べるために開催される。したがって学生が主体となって執り行われる。

<白菊会をよく知るために>

◆献体とは

医学・歯学の大学における解剖学の教育・研究並びに医師及び歯科医師の臨床医学教育・研究等に役立たせるため、自分の遺体を無条件・無報酬で提供することをいう。

◆献体の碑

「献体の碑」は、医学・歯学の教育と研究のため献体された東北大学白菊会の成願会員を崇敬し、その遺志を未永く称え、また、医学・歯学に携わる者が、その期待に応える自覚を抱いてもらいたいという願いを込め、平成19年10月に東北大学白菊会事務局が所在する東北大学医学部構内に建立された。

◆東北大学納骨堂

東北大学納骨堂は東北大学が葛岡墓園（仙台市青葉区郷六）に仙台市より永代使用墓地として借り受け、昭和57年3月に竣工された。

東北大学白菊会会員で医学・歯学の教育と研究のために献体された方々が納骨されている。

<東北大学白菊会事務局の所在地>

東北大学白菊会

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町2番1号
(東北大学医学部1号館内)

組 担 任

学生生活を送るにあたって、生活や環境の変化から様々な悩みや問題に直面することがある。本学では、そのような問題(学業、心身の健康、対人関係、進学、その他)について、医学部学生委員会及び組担任が中心となり、相談に応じている。

学生自身が解決できないような問題でも、誰かに相談することで解決方法が見つかることも多くある。一人で悩むことなく気軽に相談していただきたい。

なお、相談内容等個人情報厳守される。

◆2020年度 組担任一覧

医学部医学科 1年	
学年主任	石田 雄介(組織解剖学教室)
組担任	上村 聡志(医化学教室)
	佐藤 倫広(衛生学・公衆衛生学教室)
	武田 和也(免疫学教室)
	直野 留美(組織解剖学教室)
副担任	小島 良一(英語学教室)
	深瀬友香子(体育学教室)

医学部医学科 2年	
学年主任	岡村 信行(薬理学教室)
組担任	坂本 一寛(神経科学教室)
	尾形 倫明(医療管理学教室)
	長沼 史登(薬理学教室)
	矢島美彩子(微生物学教室)
	森本 幸子(心理学教室)

医学部医学科 3年	
学年主任	森口 尚(医化学教室)
組担任	生田 和史(微生物学教室)
	山本 由似(解剖学教室)
	林 もゆる(生理学教室)
	高井 淳(医化学教室)

医学部医学科 4年	
学年主任	鈴木 昭彦(外科学第三(乳腺・内分泌外科)教室)
副学年主任	神田 輝(微生物学教室)
組担任	石塚 正人(整形外科教室)
	東海林 史(耳鼻咽喉科学教室)
	中野 陽夫(内科学第一(循環器内科)教室)
	松浦 智徳(放射線医学教室)

医学部医学科 5年	
学年主任	森 建文(内科学第三(腎臓内分泌内科)教室)
組担任	大原 貴裕(地域医療学教室)
	児山 香(外科学第一(消化器外科)教室)
	遠藤 克哉(内科学第二(消化器内科)教室)
	阿南 剛(泌尿器科学教室)

教室教育担当者制度

1. 目的

各教室と医学教育推進センター、教務委員会及び医学部卒業研修センターの連携体制を構築し、学生や研修医に対する教育を円滑に行うため、教室に教育担当者を配置している。

2. 業務内容

①教室担当科目の授業に関すること。

②教室に配置された成績不振者及び原級者への学修支援に関すること。

③授業科目間の水平的及び縦断的統合に関すること。

④授業科目の資料共有フォルダの管理に関すること。

⑤共用試験(CBT及びOSCE)の準備・実施に関すること。

⑥臨床実習の準備・実施に関すること。

⑦卒後研修に関すること。

奨 学 金

独立行政法人日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は、優れた学生生徒で経済的に修学が困難な人に学資の貸与を行うことにより、国家および社会に有為な人材を育成するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とする独立行政法人である。

奨学金を希望する人は、日本学生支援機構法に基づいて定められた奨学規定、奨学生推薦基準等により選考の上「奨学生」に採用される。

奨学生の出願（申込）資格・条件、出願（申込）手続き、採用後の手続き、奨学生の心得、返還の義務等、これらの点を十分理解して出願（申込）されたい。

1. 奨学金の種類

- ①第一種奨学金（無利子貸与）
- ②第二種奨学金（有利子貸与）

2. 貸与月額（2020年度入学者）

- ①第一種奨学金

貸 与 月 額	
自宅通学	自宅外通学
20,000円 30,000円 から選択 40,000円 54,000円	20,000円 30,000円 40,000円 から選択 50,000円 64,000円

- ②第二種奨学金

貸 与 月 額	
20,000円 } 左記の中から希望する 120,000円 月額を選択 (10,000円刻み)	

※増額貸与

希望により、次の増額分を加えた貸与月額を受けることができる。（月額120,000円を選択した場合のみ）

増額月額
40,000円

※第一種奨学金と第二種奨学金を併せて借りること（併用貸与）ができる。

3. 貸与期間

原則として貸与開始の月から卒業（修了）するまでの最短期間。

留年した年度は、奨学金が停止する。

4. その他

- (1) 家計急変のため、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合は、緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）の制度を適用することができる。
- (2) 出願（申込）資格・採用基準・返還等その他詳細については募集説明会時に説明する。

※すでに他の大学で日本学生支援機構の奨学金を借りたことのある人は、条件からはずれる場合があるので事務局に確認すること。

日本学生支援機構奨学金「在学届」・「進学届」

在 学 届

入学前に在学していた学校において日本学生支援機構奨学生であった人は、「在学届」を提出すれば在学中の返還が猶予される。指定の期日（掲示板で通知）まで学生課に提出すること。届出用紙は日本学生支援機構から交付されている「返還のてびき」と同じものであるが、紛失した場合は学生課へ申し出ること。

2020年度採用候補者の進学届手続

高校（大学入学者）在学時に日本学生支援機構奨学生採用候補者（予約採用）として採用が内定している人は、「2020年度大学等奨学生採用候補者決定通知」（進学先提出用）を指定の期日（掲示板で通知）まで事務局に提出し、「ユーザID」および「パスワード」の配布を受けインターネットを利用して進学届の手続きが必要である。

なお、「採用候補者決定通知」を紛失した場合も速やかに学生課に申し出ること。

地方公共団体および民間育英団体奨学金

これらの奨学金は、出願資格や選考基準が異なり、大学を通して募集するものと、直接募集するものがある。大学を通して募集するものは、その都度掲示で知らせるので希望する人は注意すること。

※出身の都道府県・市区町村に直接問い合わせることも必要である。

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

入学時や在学中に必要な資金を融資する公的制度として、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」がある。

年間収入条件：扶養している子供の人数により世帯年収の上限が異なる。

詳しくは、下記記載のホームページを参照。

融 資 額：学生・生徒1人につき350万円以内

返済期間：15年以内（交通遺児家庭、父子家庭、母子家庭または世帯年収200万円（所得122万円）以内の方または申込者の世帯で扶養している子どもが3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方は18年以内）

措置期間：在学期間以内で元金返済を据え置くことができる。（据え置き期間は利息のみの返済となる）

保 証：(財)教育資金融資保証基金または連帯保証人1名

利 率：年1.66%・父子家庭、母子家庭または世帯年収200万円（所得122万円）以内の方または申込者の世帯で扶養している子どもが3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方は年1.26%（令和元年11月1日現在）

取扱窓口：日本政策金融公庫の各支店また、インターネット、郵送でも申込可能。

<詳しいことは>

○教育ローンコールセンター

電話：0570-008656

○日本政策金融公庫ホームページアドレス

<http://www.jfc.go.jp/>

東北地域医療支援修学資金制度

本学の医学部は、東日本大震災後の東北地方の復旧・復興に貢献し、東北地方の地域医療を支える医師の養成を目指している。「東北地域医療支援修学資金制度」は、卒業後の東北地方への定着を促進し、学生を経済的に支援するための制度であり、卒業後医師として東北の地域医療に一定期間従事することで貸与金額が全額返還免除となる制度である。

1. 修学資金・資金循環型（宮城県枠・東北5県枠）

(1) 貸与対象者

修学資金枠A方式に合格した者

(2) 対象人数

宮城県 30名、

青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県 各1名

(3) 貸与金額

1年次～6年次 500万円/年

（6年間貸与総額3,000万円）

種 類	貸与する額
1 授 業 料	年額 3,000,000円
2 施設設備費	年額 500,000円
3 教育充実費	年額 1,500,000円

※「修学資金貸与規程」（宮城県枠P86、東北5県枠P89参照）に基づき、貸与契約を締結する。

(4) 生命保険

原則として貸与期間および義務年限期間中は、入学後に貸与対象者を被保険者、連帯保証人である親権者

を保険金受取人とする生命保険（保険金額：3,000万円）への加入を義務付ける。

保険への加入を確認するため、貸与対象者は5月29日までに生命保険証券の写しを提出すること。

また、毎年4月末までに、保険契約の継続を確認できる資料（払込受領証の写し、保険料の口座振替が確認できる箇所の通帳写し等）を提出すること。

(5) 返還免除（義務年限）

宮城県：卒業後2年の間に医師免許を取得し、宮城県知事が指定する医療機関に、医師として10年間勤務（初期臨床研修2年間を含まない）することで期間終了時に貸与金額が全額返還免除となる。

宮城県以外の東北5県：卒業後2年の間に医師免許を取得し、理事長が当該県の意見を勧告のうえ指定する医療機関に8～10年間勤務（初期臨床研修2年間を含まない）することで期間終了時に貸与金額が全額返還免除となる。

2. 修学資金・資金費消型（東北5県枠）

(1) 貸与対象者

修学資金枠B方式に合格した者

(2) 対象人数

青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県 計20名

(3) 貸与金額

1年次～6年次 250万円/年

(6年間貸与総額1,500万円) + 各県の修学資金
(各県の修学資金制度の詳細はそれぞれのウェブサイト
を参照すること)

種 類	貸与する額
1 授 業 料	年額 1,500,000円
2 施設設備費	年額 250,000円
3 教育充実費	年額 750,000円

※「修学資金貸与規程」(P92参照)に基づき、貸
与契約を締結する。

(4) 生命保険

原則として貸与期間および義務年限期間中は、入学
後に貸与対象者を被保険者、連帯保証人である親権者
を保険金受取人とする生命保険(保険金額:1,500万
円)への加入を義務付ける。

保険への加入を確認するため、貸与対象者は5月29
日までに生命保険証券の写しを提出すること。

また、毎年4月末までに、保険契約の継続を確認で
きる資料(払込受領証の写し、保険料の口座振替が確
認できる箇所の通帳写し等)を提出すること。

(5) 返還免除(義務年限)

1) 宮城県以外の東北5県の各県が修学資金制度で定
める医療機関に一定期間勤務すること(義務年限
は各県の修学資金制度により定められている。)で
貸与金額が全額返還免除となる。

卒業後の医師免許取得期限は、各県の制度による。

2) 東北5県の修学資金制度に採用されず(追加募集
含)、本学の修学資金のみとなった場合は、卒業後
2年の間に医師免許を取得し、宮城県以外の東北
5県いずれかの県で、各県と協議のうえ本学が指
定する医療機関において6年間勤務(初期臨床研
修2年間を含む)することで貸与金額が全額返還
免除となる。

感染症予防対策

本学カリキュラムにおいては、1年次前期より6年間を通
して病院等の医療関連機関を頻繁に訪問する。医療現場に関
わるということは、患者や患者検体から感染することもあり、
また抵抗力の弱い小児・高齢者などへの感染源ともなり
うる。その結果、自己の健康を害して学業に支障が出るだけ
ではなく、他者にも迷惑をかけてしまうことになる。

そこで、本学医学部では、入学時に麻疹・風疹・流行性耳
下腺炎・水痘・B型肝炎の5種類について、全員の抗体価検
査結果を確認している。抗体価が基準に満たない者に対して
は、各自が医療機関において該当するワクチン接種および抗
体検査を行うことを推奨する。また、結核の検査をあわせて
実施する。

ノートパソコンの貸与

低学年から高学年まで、実験実習や地域医療体験学習、さ
らに滞在型臨床実習など多くの科目において、レポートやプ
レゼンテーション用資料、報告書などの作成・提出が必要と
なる。また、学習や大学生活に関する情報はIT環境下でも
提供される。学内には、情報科学センターにパソコン等が設
置してあるが、本学医学部では、自宅や学外施設でも、この
ような作業を可能にするために、医学部の学生に対して6年
間、ノートパソコンを貸与する。

スムーズに取扱いができるよう、「情報オリエンテーショ

ン」において、ノートパソコンの取扱いから学内無線LAN
の接続方法等の基本的な事項について説明する。さらに、1
年次前期必修科目「情報科学」「情報科学実習」において、
ワープロ・表計算ソフトの操作や情報倫理等、医学生として
必要な情報リテラシーを教育する。

貸与するノートパソコンは、学生本人の責任で管理する。
故障や盗難があったときは、自己負担となるため大切に扱う
こと。

学

籍

修業年限及び在学年限

休学・復学・退学・除籍

修業年限及び在学年限

修業年限及び在学年限【学則第3条】

修業年限とは、医学部の教育課程修了に必要な期間のことで、休学期間を除き6年である。また、在学年限とは、学生

として在籍することのできる期間のことで、休学期間を除き12年を超えることができない。

休学・復学・退学・除籍

休学【学則第25条】

病気その他やむを得ない事由により修学することができない場合は、休学願（所定用紙）をもって休学を願い出ることができる。病気の場合は医師の診断書が必要となる。

休学期間は、3ヶ月以上1年以内となるが、特別の事由がある場合は1年を超えて許可することがある。また、在学年限に算入せず、その期間は通算して6年間を超えることはできない。

なお、手続において、願い出の前に組担任及び保証人と綿密な相談が必要となるため留意すること。

復学【学則第26条】

届け出た休学期間が過ぎると、復学願（所定用紙）を提出のうえ復学することとなる。病気の場合は、医師の診断書が必要である。

継続して休学する場合には、同様の手続が必要となるので、組担任に必ず事前に相談すること。

退学【学則第27条】

事情により退学を希望する場合は、退学願（所定用紙）をもって願い出なければならない。この場合も、休学と同様に組担任及び保証人との綿密な相談が必要となる。

除籍【学則第28条】

学生が次のいずれかに該当する場合には、除籍されることがある。

1. 休学期間が通算6年間に達しても復学できない場合。
2. 在学年限が通算12年間を超えても卒業できない場合。
3. 同一学年に2年在学し、なお修了できない場合。
4. 授業料、その他の納付金を所定の期日までに納付しない場合で、なおかつ督促を受けてから30日以内に納付しない場合

教 務

授業時間

交換・変更・休講・補講

授業欠席

授業科目の区分

単位制度

オフィスアワー制度

履修計画

試 験

成績評価

GPA 制度

進級と留年

授業時間

授業は、1コマ70分です。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	第7時限
9:00 ～ 10:10	10:20 ～ 11:30	11:40 ～ 12:50	13:40 ～ 14:50	15:00 ～ 16:10	16:20 ～ 17:30	17:40 ～ 18:50

交換・変更・休講・補講

大学又は各授業科目の担当者にやむを得ない事情が発生した場合、下記のとおり取り扱うことがある。掲示及びWeb (Campusmate-J) において通知するので、随時確認すること。

<交換>

授業同士の実施日時を入れ替えること。

<変更>

授業を時間割表・授業日程表に定められていない日時において実施すること。

<休講>

担当教員の急病や悪天候等によって、授業の実施をとり止めること。原則、補講を実施。

<補講>

休講になった授業および科目担当教員が必要と判断した授業を時間割表・授業日程表以外の日時に実施すること。

授業欠席

学生は履修する全ての授業に出席しなければならない(医学部履修規程第4条1項)が、やむを得ない事情で授業を欠席する(した)場合、欠席届を必ず担当教員に直接提出すること(同2項)。所定用紙は、事務局窓口にて配付している。提出は、欠席届裏面に記載されている書類を添付の上、原則欠席した日から3日以内に行うこと。また、欠席が長期に及

ぶ時は、無断で何度も授業を欠席すると受験資格がなくなってしまうので、必ず組担任に連絡すること。

学外の施設訪問を伴う実習においても、直ちに担当教員に連絡すること。グループを組んで訪問することがほとんどであり、定められた出発時間に遅れると周りに多大な迷惑がかかる。

授業科目の区分

本学医学部の授業科目は、次のような区分によって構成されている。

- ・基礎教養 [26科目・26単位]
- ・準備教育 [9科目・7単位]
- ・基本事項 [7科目・10単位]
- ・社会医学 [11科目・10単位]
- ・基礎医学 [24科目・35単位]
- ・臨床医学 [32科目・46.5単位]
- ・前臨床実習 [3科目・24単位]
- ・臨床実習 [4科目・76単位]
- ・統括講義 [1科目・36単位]

合計 [117科目・270.5単位]

また、その性質において、次の2種類に分類される。

<必修科目(必)>

必ず修得しなければならない科目。

<選択必修科目(選必)>

区分された一定の科目群の中から選択し、履修登録のうえ、定められた単位数を修得しなければならない科目。

・基礎教養

1年次後期に配当されている「哲学」「経済学」「法学」「科学と歴史」「人と文化」「文章論」「からだと健康」の7科目(7単位)のうちから4単位以上修得しなければならない。

・基礎教養(語学)

1年次前期及び後期に配当されている「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」「フランスⅠ・Ⅱ」「中国語Ⅰ・Ⅱ」の6科目(6単位)のうちから2単位以上を修得しなければならない。ただし、最低限修得しなければならない2単位においては、同一の語学でなければならない。

・臨床医学

4年次前期に配当されている「臨床分子遺伝学」「移

植医療学」の2科目のうち1単位以上を修得しなければならない。

単位制度

本学医学部の教育課程は、単位制度が採用されている。所定の授業科目を履修し、各授業科目ごとに定められた単位を修得し、最短6年の在学年限のうちに卒業に必要な単位数(必修科目255.5単位、選択必修科目7単位 合計262.5単位)を修得しなければならない。

単位の計算方法【学則第7条】

各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準としている。

授業の方法により、教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して、医学部では次の基準により単位数を定めている。なお、1時限の授業時間(1コマ)は70分である。

(1) 講義及び演習については、授業時間15コマ(1050分)

をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、授業時間32コマ(2240分)をもって1単位とする。

ただし、「45時間の学修」には、授業時間のほかに、予習・復習の自習時間があらかじめ含まれていることに留意すること。この授業時間以外の学習については、シラバスの学生へのメッセージ(準備学習(予習)・復習)の項目に記載されており、また毎回の授業時に担当者から具体的に指示されることもある。

大学での勉学は、皆さんの積極的で自主的な姿勢が不可欠であることを忘れないように。

オフィスアワー制度

オフィスアワーとは、各教員が授業内容についての疑問やわからない点などの相談を受け付ける制度である。

原則として定期試験期間(含追再試験)、夏季・冬季休暇、

大学行事等の日は行わない。医学部授業資料共有フォルダに、シラバスの各科目・教員の連絡先を掲載するので、有効に活用すること。

履修計画

本学医学部の場合、ほとんどの授業科目は必修である。しかし、選択必修科目については、年度初めに配付されたシラバスの内容を参照して、定められた履修登録期間内に登録を行い、各学年における必要な単位数を修得しなければならない

い。(選択必修科目は1年次と4年次に配当されている。)

登録した科目については、単位を修得すべく責任をもって最後まで履修を続けることを求めるので、よく考えて登録を行うこと。

試験

試験の種別【医学部履修規程第6条】

医学部においては、試験は定期試験、追試験及び再試験に分けられる。ただし、定期試験の受験には受験資格が必要である。

受験資格【学則第10条及び医学部履修規程第8条】

定期試験(主に、講義・演習試験において行われる筆記試験)の受験には、各授業科目の総授業実施時間数の内、3分の2以上の出席が必要となる。この基準を満たさない科目がある場合、定期試験を受験できず、その科目は不合格となってしまうので注意すること。

各授業科目における受験資格の無い者については、全授業回数終了後に掲示板にて通知するので、確認すること。

定期試験【医学部履修規程第8条】

前期・後期の各学期末において、期間を設けて実施する。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。採点は、100点満点換算で行われる。試験に臨むにあたっては、前述の受験資格を得ていることが前提である。

追試験【医学部履修規程第9条】

定期試験において、疾病その他止むを得ない事由のため試験を欠席した科目を対象に行われる試験である。再試験と同期間に実施され、成績は100点満点を限度とする。ただし、追試験とするためには、追試験受験願及び証明となる書類の提出を試験実施から1週間以内に事務局にて行うこと。

再試験【医学部履修規程第10条】

定期試験における不合格科目を対象に行われる試験である。ただし、評価は100点満点換算で60点を限度とする。なお、再試験受験にあたっては受験票（1科目あたり2,000円）が必要となる。中央棟1階（小松島）、医学部教育研究棟1階（福室）の自動証明書発行機で購入すること。

※追試験及び再試験の追・再試験は実施しない。

不正行為

試験時に不正行為を行った学生には、停学や退学等の懲戒処分が科される。また、当該期間中の全科目を零点とする。

成績評価

授業科目の単位修得の可否は、100点満点で、60点以上（秀・優・良・可）が「合格」、59点以下（不可）は「不合格」となる。成績の評語の点数区分は、次の基準である。

秀 100～91点 優 90～81点 良 80～71点
可 70～60点 不可 59～0点

成績評価は、学業成績表により通知されるが、点数か評語

どちらを採用するかは判断は、科目担当責任者が行う。なお、受験資格が無い科目は「資」、定期試験やレポートを課す科目で、未受験や未提出の場合は、「欠」と成績表に記載される。

なお、評価の基準については、科目ごとに授業内容や計画等と一緒にシラバスに記載されているので、必ず確認すること。

GPA 制度

本学医学部では、令和2年度よりGPA（Grade Point Average）制度の導入を行いました。

GPA制度とは、各授業科目の成績を5段階のグレード「S（秀）、A（優）、B（良）C（可）、F（不可）」で評価し、各成績評価段階（評点）に4～0のGPを付与して、1単位あたりの評定平均値（GPA）を算出する制度です。

GPAは修得単位数という「量」だけでなく、成績評価に基づく「質」を表しています。

GPAの導入により、学期毎の学修成果と学修の状況がより明確になり、学修意欲の向上、無理な履修計画や安易な履修登録の自己規制につながることを目的としています。

●成績評価（区分、グレード、評点、GP）

区 分	グレード	評 点	GP
合 格	S（秀）	100点～91点	4
	A（優）	90点～81点	3
	B（良）	80点～71点	2
	C（可）	70点～60点	1
不 合 格	F（不可）	59点～ 0点	0
	欠席	—	
	資格無	—	

●対象授業科目

GPA算出の対象授業科目は、履修登録を行った全授業科目とします。

●GPA算出対象外科目

- (1) 入学前に修得した単位認定科目
- (2) 他大学との単位互換により修得した科目

- (3) 履修年度中に履修取り消した科目

- ※①履修取り消しできる期間は、年2回を予定しています。
- ※②履修取り消しをしなかった場合、GPは0となります。

●GPAの種類と算出方法

GPAの種類と算出方法は、次に掲げるとおりとし、計算値は小数点第4位を四捨五入し小数点第3位までの数値を表記します。

(1) 学期GPAの計算式

$$\frac{\text{(当該学期に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数) の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた科目の総単位数 (不可, 欠席, 資格無の単位数を含む)}}$$

(2) 年間GPAの計算式

$$\frac{\text{(当該学年に評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数) の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた科目の総単位数 (不可, 欠席, 資格無の単位数を含む)}}$$

(3) 累積GPAの計算式

$$\frac{\text{(評価を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数) の合計}}{\text{評価を受けた科目の総単位数 (不可, 欠席, 資格無の単位数を含む)}}$$

●GPAの通知

GPAは、学業成績表に当該学期GPA、年間GPA及び累積GPAを表記します。

●退学勧告

学期GPAが2期連続で0.750以下の場合、退学を勧告する場合があります。

●学修指導

学期GPAが0.750以下の場合、面談にて学修指導を行います。

進級と留年

進級及び卒業については、医学部履修規程第12条から第15条に記載されているとおりである。各学年によって条件が異なるので、進級後の年度初めには必ず確認すること。

なお、残念ながら留年や卒業できなかった場合には、不合格科目を再履修してもらうとともに、医学部長から特別な学修についての指示があることがある。

諸 規 則 編

東北医科薬科大学学則

医学部履修規程

東北医科薬科大学学内規程

単位互換協定に基づく他大学における授業科目
並びに単位の認定に関する規程

ハラスメント防止等に関する規程

東北医科薬科大学体育施設管理規程

東北医科薬科大学体育施設使用規程

東北医科薬科大学クラブハウス管理規程

東北医科薬科大学駐車（輪）場使用規程

図書館利用規程

附属薬用植物園規程

附属分子生体膜研究所規程

修学資金貸与規程

医学部授業資料共有フォルダ利用ガイドライン

東北医科薬科大学学則

昭和35年4月1日制定	昭和38年4月1日改正
昭和39年4月1日改正	昭和40年4月1日改正
昭和41年4月1日改正	昭和42年4月1日改正
昭和46年4月1日改正	昭和46年9月1日改正
昭和55年4月1日改正	昭和55年9月1日改正
昭和58年4月1日改正	昭和60年4月1日改正
昭和61年4月1日改正	昭和63年4月1日改正
平成2年4月1日改正	平成3年4月1日改正
平成3年12月1日改正	平成4年4月1日改正
平成5年4月1日改正	平成6年4月1日改正
平成7年4月1日改正	平成8年4月1日改正
平成9年4月1日改正	平成10年4月1日改正
平成11年4月1日改正	平成12年4月1日改正
平成14年4月1日改正	平成15年4月1日改正
平成16年4月1日改正	平成17年4月1日改正
平成18年4月1日改正	平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正	平成21年4月1日改正
平成22年4月1日改正	平成23年4月1日改正
平成24年4月1日改正	平成25年4月1日改正
平成26年4月1日改正	平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正	平成30年4月1日改正
令和2年4月1日改正	

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 東北医科薬科大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学及び薬学に関する理論と応用の教授研究を行い、専門的な知識と能力及び高い倫理性を身につけた高度医療を支える医師及び薬剤師並びに医学と薬学の領域にまたがる生命科学に関する高度の専門知識を有する研究者及び技術者を養成することを目的とし、医学及び薬学の進展を図り、人類の福祉と地域医療の充実等に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価等)

第1条の2 本大学は、その教育研究の水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、これらを実施するため自己点検・評価委員会を設置するものとする。
- 3 自己点検・評価規程及び自己点検・評価委員会規程は、別に定める。
- 4 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(組織・収容定員)

第2条 本大学に、医学部医学科並びに薬学部薬学科及び薬

学部生命薬科学科を置き、それぞれの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	学 科	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	100名	600名
薬 学 部	薬 学 科	300名	1800名
	生命薬科学科	40名	160名

- 2 本大学に、大学院を置く。
- 3 大学院に関する学則は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第2条の2 医学部医学科（以下「医学科」という。）においては、医学に関する高度の専門知識を修得させるとともに、日々発展する先進的な医学への探求心を育み、地域医療に貢献できる医師の養成を主たる教育研究目的とする。

- 2 薬学部薬学科（以下「薬学科」という。）においては、医療人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、先進的な薬物療法を探究するとともに疾病の予防・治療及び健康増進に積極的に貢献する意識と実践力を備えた薬剤師の養成を主たる教育研究目的とする。
- 3 薬学部生命薬科学科（以下「生命薬科学科」という。）においては、薬学・生命科学に携わる人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を探究するとともに高度の専門知識を修得し、健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成を主たる教育研究目的とする。

(修業年限・在学年限)

第3条 医学科及び薬学科の修業年限は、6年とする。ただし、12年を超えて在学することはできない。

- 2 生命薬科学科の修業年限は、4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

(学年・学期・休業日)

第4条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 学年を、次の二期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 休業日は、次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

春季休業 3月1日から4月5日まで

夏季休業 8月1日から9月15日まで

冬季休業 12月15日から翌年1月6日まで

4 休業日において、必要があるときは、授業を行うことがある。

5 春季、夏季及び冬季の休業期間は、必要により変更することがある。

6 臨時休業は、その都度定める。

第2章 教育課程・授業科目・履修方法

(教育課程)

第5条 本大学の教育課程は、その授業科目を次のとおり定める。

医 学 科 基礎教養科目、準備教育科目、基本事項、社会医学、基礎医学、臨床医学、前臨床実習、臨床実習及び統括講義

薬 学 科 総合科目、基礎薬学科目、医療薬学科目、実習科目及び卒業研究

生命薬科学科 総合科目、化学系薬学科目、生物系薬学科目、医療系薬学科目、実習科目及び卒業研究

(授業科目・履修単位)

第6条 授業科目を、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

2 授業科目及び履修単位は、医学科にあつては別表1-1、薬学科にあつては別表1-2、生命薬科学科にあつては別表1-3の教育課程年次別単位配当表のとおり定める。

(単位計算の基準)

第7条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 臨床実習及び実務実習を除く実験、実習及び実

技については、学修はすべて実験室、実習室等で行われるものとし、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 臨床実習及び実務実習は、病院及び薬局等を行うものとし、単位は前号の基準によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第8条の2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業の方法)

第8条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修単位)

第9条 在学中に履修しなければならない単位は次のとおりとする。

〈医学科〉

基礎教養科目 19単位以上

準備教育科目 7単位

基本事項 10単位

社会医学 10単位

基礎医学 35単位

臨床医学 45.5単位以上

前臨床実習 24単位

臨床実習 76単位

統括講義 36単位

総計 262.5単位以上

〈薬学科〉

総合科目 37単位以上

専門科目 154単位以上

総計 191単位以上

〈生命薬科学科〉

総合科目 35単位以上

専門科目 89単位以上

総計 124単位以上

- 2 履修方法等については、医学科にあつては医学部教授会が、薬学科及び生命薬科学科にあつては薬学部教授会が別に定める。

第3章 試験・卒業・学位

(試験及び単位修得の認定)

第10条 各科目の授業実施時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格の成績を得たときは、その授業科目の単位を修得したものとす。ただし、教授会が必要と認めるときは、平常の課題等の成績をもって試験に代えることができる。

- 2 試験及び単位修得の認定については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った大学以外(短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修)の教育施設等における学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学、転科等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

- 4 前3項に関する必要な事項は、別に定める。

(試験の時期)

第11条 授業科目の試験は、学期末に行う。

(成績の評価)

第12条 成績は、秀、優、良、可、不可の順とし、可以上を合格、不可は不合格とする。

(卒業の認定)

第13条 本大学に、医学科及び薬学科は6年以上、生命薬科学科は4年以上在学し、第9条に定める所定の単位を修得した者は卒業と認定し、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第14条 本大学の卒業生には、次のとおり学位を授与する。

- (1) 医学科卒業生には、学士(医学)を授与する。
(2) 薬学科卒業生には、学士(薬学)を授与する。
(3) 生命薬科学科卒業生には、学士(薬科学)を授与する。

第4章 教員組織・教授会

(職員組織)

第15条 本大学に、次の職員を置く。

学長、教授、准教授、助教、助手
事務局長、部長、課長、係長、主任、書記、事務員、
技術員、司書、用務員

- 2 前項のほか、副学長、講師その他必要な職員を置くことができる。

- 3 病院の職員組織は、別に定める。

(教授会)

第16条 本大学の医学部及び薬学部、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び学部、に所属する教授をもって組織する。

- 3 教授会は、必要に応じ他の職員を教授会に出席させることがある。

- 4 教授会は、学長が定める次の事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 教育課程及び試験に関すること。

(4) 学生の賞罰に関すること。

(5) 教授、准教授、講師及び助教の資格審査に関すること。

(6) 学則に関すること。

(7) 前号までに掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

- 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 6 教授会は、学長又は学部長が必要と認めるとき、若しくは構成員の3分の2以上の要求があったとき、これを開く。

- 7 本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉称号)

第17条 本大学に、名誉学長および名誉教授を置くことができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学・編入学・休学・復学・退学・転学・転科・除籍・復籍

(入学期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（出願手続）

第20条 入学を志願する者は、入学願書およびその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

（選考）

第21条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者にその旨を通知する。

- 2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

（編入学）

第22条 次の各号の一に該当する者が、本大学（医学科を除く。）に編入学を願いつたときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学又は短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

- 2 編入学に関する内規は、別に定める。

（入学手続）

第23条 入学、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに保証人を定め、学則及びその他の諸規則を固く守ることを誓約しなければならない。ただし、保証人は、学生の学費支出に責任を有する父母若しくは縁故者に限る。

- 2 前項の誓約等については、別に定める。

（入学許可等）

第24条 前条第1項に定める手続及び第30条の入学金等の納付が完了した者に入学を許可する。

- 2 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に列席しなければならない。

（休学）

第25条 疾病その他の事由で引き続き3か月以上修学ができない者は、休学を願い出ることができるものとし、その期間は、在学年数に算入しない。

- 2 前項により休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 前2項にかかわらず、本大学が、疾病その他特別の

事由があると認める者に休学を命ずることがある。

- 4 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、1年を超えて許可することがある。
- 5 休学の期間は、通算して医学科及び薬学科においては6年間、生命薬科学科においては、4年間を超えることができない。

（復学）

第26条 休学中の者が復学をしようとする場合は、学長に願いつてその許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は、医師の診断書を添えなければならない。

（退学・転学・転科）

第27条 退学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。

- 2 他の大学に転学をしようとする場合には、前項の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 3 本大学において、転科を希望する場合には、選考のうち、許可する場合がある。ただし、定員に欠員のある場合に限る。

（再入学）

第27条の2 前条第1項においてやむを得ない理由により退学した者が、1年以内に再入学を願いつたときは、選考の上、これを許可することができる。

- 2 再入学の学年は、退学時の学年とし、再入学時期は、学年の始めとする。
- 3 退学前の在学年数と休学期間は、累積通算されるものとする。

（除籍）

第28条 次の各号の一に該当する者は、除籍することがある。

- (1) 第25条第5項に定める休学期間に達しても復学できない者
- (2) 第3条に規定する在学年限を経てなお所定の課程を修了できない者
- (3) 同一学年に2年在学しなお修了できない者
- (4) 授業料、その他の納付金を所定の期日までに納付しない者で、なおかつ督促を受けてから30日以内に納付しない者

（復籍）

第28条の2 前条第4号により除籍された者が14日以内に復籍を願いつたときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

第6章 入学検定料・入学金及びその他の納付金・授業料

（入学検定料）

第29条 入学、編入学を志願する者は、願書に添えて別表2-1及び別表2-2に定める入学検定料を納付しなければならない。

（入学金及びその他の納付金）

第30条 入学試験、編入学試験に合格した者は、所定の期

日までに別表2-1及び別表2-2に定める入学
金及びその他の納付金を納付しなければならない。
ただし、第27条の2に定める者については、免除
することがある。

(授業料及びその他の納付金)

第31条 授業料及びその他の納付金は、別表2-1及び別表
2-2に定めるとおりとし、次の2期に分納するこ
とができる。

第1期 4月1日から5月31日まで

第2期 10月1日から11月30日まで

2 授業料は、休学者も納付しなければならない。ただ
し、事由を付して保証人連署の願書を提出した場
合には、特に必要があると認めるときは、一部を免除
することがある。

3 第22条に定める者は、新入学生に準じて納付しなけ
ればならない。

(納付金の返付)

第32条 前条にかかる既納の納付金は、いかなる理由があっ
ても返付しない。

第7章 委託研究生・科目等履修生・研究生・ 特別聴講学生・外国人特別学生

(委託研究生)

第33条 公共団体その他の機関から、本大学の特定科目につ
き研究従事の委託をされた者がある場合は、選考の
上、委託研究生として入学を許可することがある。

2 委託研究生が研究に従事した特定科目につき、その
研究事項について証明を願い出た場合は、証明書を
交付する。

(科目等履修生)

第34条 本大学の学生以外の者で、本大学において開設する
一又は複数の授業科目の履修を志願する者がある
場合には、本大学の教育研究に支障のない場合に限
り、選考の上、科目等履修生としてその入学を許可
することがある。

2 科目等履修生規程は、別に定める。

(研究生)

第35条 本大学において、特定の専門事項について研究する
ことを志願する者がある場合には、本大学の教育研
究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生とし
て入学を許可することがある。

2 研究生規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第35条の2 他大学の学生で、本大学において授業科目を履
修することを志願する者があるときは、単位互換協
定に基づき特別聴講学生として科目の履修を許可
することができる。

2 本大学学生が特別聴講学生として他大学において修
得した科目については、本大学における授業科目の履
修により修得したもものとして認定することができる。

3 他大学の特別聴講学生については、単位互換協定に

基づき試験の上、単位を与えることができる。

4 本大学の特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人特別学生)

第36条 第19条に定める入学資格のない外国人で、外務省
在外公館又は本邦所在外国公館から推薦された者
に限り、高等学校卒業程度でその性行学力を考査の
上、外国人特別学生として定員外に入学を許可する
ことがある。

2 外国人特別学生で所定の課程を修了した場合には、
証明書を交付する。

(納付金)

第37条 委託研究生、科目等履修生及び研究生の納付金は、
別表2-1及び別表2-2のとおりとする。

2 外国人特別学生は、新入学生に準じて納付しなけれ
ばならない。

3 特別聴講学生の納付金は、単位互換協定に基づき徴
収しないものとする。

(学則の準用)

第38条 本章に規定する場合を除き、第4条、第7条から第
12条まで(第9条第1項および第10条の2を除く)、
第18条、第32条、第41条および第42条の規定は、委
託研究生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生及
び外国人特別学生にこれを準用する。

第8章 公開講座

(公開講座)

第39条 本大学において、公開講座を行うことがある。

第9章 附属施設

(附属施設)

第40条 本大学に、次の附属施設を置く。

図書館

薬用植物園

病院

中央機器センター

情報科学センター

医学教育推進センター

薬学教育センター

臨床薬剤学実習センター

ラジオアイソトープセンター

実験動物センター

地域医療総合支援センター

体育館

クラブハウス

保健管理センター

学生相談室

2 前項に関する規定は、別に定める。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第41条 学業成績が特に優秀な者又は特に善行のあった者に対しては、これを表彰することがある。

(懲 戒)

第42条 学則に違反した者及び学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒に処する。

- 2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学の4種とする。
- 3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に科す。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく引続き1年以上欠席した者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 雑 則

(改 正)

第43条 本学則の改正は、教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

- 1 本学則は、昭和35年4月1日から施行する。
附 則 (昭和38年4月1日改正)
- 1 本学則は、昭和38年4月1日から施行する。
附 則 (昭和39年7月1日改正)
- 1 本学則は、昭和39年7月1日から施行する。
附 則 (昭和40年4月1日改正)
- 1 本学則は、昭和40年4月1日から施行する。
附 則 (昭和41年4月1日改正)
- 1 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
附 則 (昭和42年4月1日改正)
- 1 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。
附 則 (昭和46年4月1日改正)
- 1 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。
附 則 (昭和46年9月1日改正)
- 1 本学則は、昭和46年9月1日から施行する。
附 則 (昭和55年4月1日改正)
- 1 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。
ただし、昭和55年3月31日に在籍している者は第5条、第6条、第9条第1項、第25条および第28条の規定に関わらず従前の例によるものとする。尚、従前の学則上学士試験とあるものは卒業論文と読み替え、単位は2単位とする。
附 則 (昭和55年9月1日改正)
- 1 本学則は、昭和55年9月1日から施行する。
附 則 (昭和58年4月1日改正)
- 1 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。
附 則 (昭和60年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。
附 則 (昭和61年4月1日改正)
- 1 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。
附 則 (昭和63年4月1日改正)
- 1 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。
附 則 (平成2年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。
附 則 (平成3年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
附 則 (平成3年12月1日改正)
- 1 本学則は、平成3年12月1日から施行する。
附 則 (平成4年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
附 則 (平成5年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
附 則 (平成6年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
2 第6条および第28条の2の規定は、平成6年3月31日現在の在籍者にも適用する。
附 則 (平成7年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。
2 第7条の規定は、平成7年3月31日現在の在籍者にも適用する。
附 則 (平成8年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
附 則 (平成9年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
附 則 (平成10年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。
附 則 (平成11年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。
附 則 (平成12年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
附 則 (平成14年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則 (平成15年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
附 則 (平成16年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則 (平成17年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 (平成18年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、平成18年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。
附 則 (平成19年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成20年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則 (平成21年4月1日改正)
- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成21年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。

附 則 (平成22年4月1日改正)

- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日改正)

- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日改正)

- 1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日改正)

- 1 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日改正)

- 1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日改正)

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日改正)

- 1 本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日改正)

- 1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表1-1

科目区分	授業科目の名称	必修選択の別	1年		2年		3年		4年		5年		6年		卒業要件
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎 教養 科目	倫理学	必	1												
	心の科学	必	1												
	現代社会と人間	必	1												
	大学基礎論	必	1												
	スポーツ科学 (体育実技)	必	1												
	哲学	選必		1											
	経済学	選必		1											
	法学	選必		1											
	科学と歴史	選必		1											
	人と文化	選必		1											
	文章論	選必		1											
	からだと健康	選必		1											
	数学Ⅰ (基礎編)	必	1												
	数学Ⅱ (応用・統計編)	必		1											
	医学英語Ⅰ	必	1												
	医学英語Ⅱ	必		1											
	医学英語Ⅲ	必			1										
	医学英語Ⅳ	必				1									
	医学英語Ⅴ	必					1								
	医学英語Ⅵ	必						1							
	ドイツ語Ⅰ	選必	1												
	ドイツ語Ⅱ	選必		1											
	フランス語Ⅰ	選必	1												
	フランス語Ⅱ	選必		1											
	中国語Ⅰ	選必	1												
	中国語Ⅱ	選必		1											
小計 (26科目)			10	12	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
準備 教育 科目	基礎物理学	必	1												
	基礎化学	必	1												
	基礎生物学	必	1												
	情報科学	必	1												
	行動心理学	必	1												
	基礎物理学実習	必	0.5												
	基礎化学実習	必	0.5												
	基礎生物学実習	必	0.5												
	情報科学実習	必	0.5												
小計 (9科目)			7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基本 事項	医学概論	必	1												
	医療安全学	必		1											
	医療コミュニケーション学	必		1											
	患者安全・医療倫理学	必						1							
	早期医療体験学習	必	1												
	チーム医療体験学習	必		1											
	課題研究	必						4							
小計 (7科目)			2	3	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	
社会 医学	衛生学	必		1											
	地域医療学	必			1										
	介護・在宅医療学	必				1									
	公衆衛生学	必				1									
	医事法学	必					1								
	医療管理学	必						1							
	法医学	必							1						
	衛生学体験学習	必		1											
	僻地・被災地医療体験学習Ⅰ	必			0.5										
	僻地・被災地医療体験学習Ⅱ	必				0.5									
	介護・在宅医療体験学習	必				1									
小計 (11科目)			0	2	1.5	3	1.5	2	0	0	0	0	0	0	
基礎 医学	細胞生物学	必		1											
	遺伝学	必			1										
	医化学	必		2											
	免疫学	必				1									
	放射線基礎医学	必		1											
	解剖学	必			2										
	神経解剖学	必			1										
	組織学	必			1										
	発生学	必		1											
	微生物学Ⅰ	必			1										
	微生物学Ⅱ	必			1										
	生理学	必				3									
	神経生理学	必				1									
	薬理学	必				2									
	病理学	必					2								
	免疫学実習	必				1									
	医化学実習	必		1											
	放射線基礎医学体験学習	必		1											
	解剖学実習	必			5										
	微生物学実習	必			1										
	組織学実習	必			1										
	薬理学実習	必				1									
	生理学実習	必				1									
	病理学実習	必					2								
小計 (24科目)			0	7	14	10	4	0	0	0	0	0	0	0	

①「ドイツ語Ⅰ」、「フランス語Ⅰ」、「中国語Ⅰ」の中から1単位以上選択必修
②「ドイツ語Ⅱ」、「フランス語Ⅱ」、「中国語Ⅱ」の中から1単位以上選択必修
※同一言語2単位以上

科目区分	授業科目の名称	必修選択の別	1年		2年		3年		4年		5年		6年		卒業要件
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
臨 床 医 学	呼吸器学 (内科・外科)	必				3									
	腎・泌尿器学	必				2									
	循環器学 (内科・外科)	必				3									
	消化器学 (内科・外科)	必				3									
	神経学 (内科・外科)	必						3							
	精神科学	必						1							
	内分泌学・代謝学	必						2							
	産科学・婦人科学	必						2							
	小児科学	必						2							
	整形外科学	必						2							
	全身管理学	必						1							
	麻酔学	必						1							
	臨床免疫・アレルギー学	必							1						
	血液学	必							2						
	皮膚科学	必							1						
	眼科学	必							1						
	耳鼻咽喉科学	必							1						
	放射線医学	必							2						
	災害医療学	必							1						
	環境疾病学	必							1						
	乳房外科学	必							1						
	臨床検査学	必							1						
	感染症学	必							1						
	臨床薬理学	必								1					
	腫瘍学	必								1					
	高齢者医学	必								1					
	救急・災害医療体験学習	必							1						
	被ばく医療演習	必							0.5						
	臨床分子遺伝学	選必								1					1単位以上選択必修
	移植医療学	選必								1					
	救急医療学	必							1						
	医療薬学概論	必							1						
小計 (32科目)			0	0	0	11	16	14.5	5	0	0	0	0		
前 臨 床 実 習	症候学	必							3						
	基礎－臨床統合演習	必							19						
	基本的診療技能	必							2						
	小計 (3科目)		0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	
臨 床 実 習	総合診療学演習	必											6		
	診療科臨床実習	必								64					
	地域総合診療実習	必											2		
	地域包括医療実習	必											4		
	小計 (4科目)										64		12		
講 義 統 括	統括講義	必												36	
	小計 (1科目)													36	
合計 (117科目)			19	24	16.5	25	22.5	21.5	30	0	0	64	12	36	

	基礎教養科目	準備教育目	基本事項	社会医学	基礎医学	臨床医学	前臨床実習	臨床実習	統括講義	合計
卒業要件	19単位以上	7単位	10単位	10単位	35単位	45.5単位以上	24単位	76単位	36単位	262.5単位以上

別表2-1

医学部納付金一覧 (2020年度)

(単位：円)

	新入学生	2年～6年	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料	60,000	—	—	—	—
入 学 金	1,000,000	—	—	—	—
施設設備費	1,000,000	1,000,000	—	—	—
授 業 料	3,000,000	3,000,000	—	—	—
教育充実費	1,500,000	1,500,000	—	—	—

※ 2020年度入学生の施設設備費については、入学手続き時に50万円を徴収しています。

医学部履修規程

平成28年4月1日制定
平成29年4月1日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、本大学医学部の授業科目における履修、試験及び単位修得の認定等の学修に関わる事項について定める。

(授業科目)

第2条 入学から卒業までに履修する授業科目と学年次については、学則第6条第2項の別表1-1のとおりとする。

- 2 授業科目の履修は、原則として配当されている学年次において履修するものとする。

(履修申請)

第3条 選択必修科目及び選択科目を履修するにあたっては、履修届を所定の期日までに事務局医学部事務室に提出しなければならない。

- 2 履修届提出後の変更は、原則として認めない。

(出欠席)

第4条 学生は、履修する全ての授業科目に出席しなければならない。

- 2 疾病その他止むを得ない事由のため授業科目を欠席した場合は、3日以内に担当教員に届出なければならない。ただし、疾病のために欠席した場合は、医師の診断書もしくは病院・診療所を受診した証明となるものを添えることを原則とする。

(単位修得の認定)

第5条 各授業科目の単位修得の認定は、学則第10条の定めによる。

- 2 実験、実習または実技の科目については、平常の課題等の成績をもって単位修得の認定を行うことがある。

(試 験)

第6条 試験は、定期試験、追試験及び再試験に分ける。

(成績の評価)

第7条 学則第12条に基づく成績の評語の区分は、次の基準とする。

秀 100~91 優 90~81 良 80~71

可 70~60 不可 59~0

- 2 評価の方法は、授業科目ごとに、教授要目に明記する。

(定期試験)

第8条 定期試験は、学期末に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 各授業科目の総授業実施時間数の内、出席が3分の2に満たない者は、その科目の試験を受けることができない。
- 3 疾病その他止むを得ない事由のため試験を欠席した者は、速やかに事務局医学部事務室に届出なければならない。ただし、止むを得ない事由を示す書類を

添えることを原則とする。

(追試験)

第9条 前条第3項により定期試験を受けることができなかった場合には、追試験を行うことがある。

- 2 追試験の成績は、100点を限度とする。
- 3 追試験は、原則として1回限りとする。

(再試験)

第10条 定期試験において、不合格の授業科目について、再試験を行うことがある。

- 2 再試験の成績は、60点を限度とする。
- 3 再試験を受ける場合には、1科目2,000円の受験料を納付しなければならない。
- 4 再試験は、原則として1回限りとする。

(試験日程)

第11条 第6条に定める各試験の実施期日その他の事項に関しては、そのつど定める。

(進 級)

第12条 医学部における進級の条件は、次のとおりとする。

(1) 1年次から2年次への進級

- ア. 履修する必修の全ての授業科目の単位を修得すること。
- イ. 履修する選択必修の授業科目のうち、基礎教養の外国語の科目について、同一語学の科目を2単位以上修得すること。
- ウ. 履修する選択必修の授業科目のうち、基礎教養の外国語以外の科目について、4単位以上修得すること。

(2) 2年次から3年次への進級

- ア. 履修する全ての授業科目の単位を修得すること。

(3) 3年次から4年次への進級

- ア. 履修する全ての授業科目の単位を修得すること。

(4) 4年次から5年次への進級

- ア. 履修する必修の授業科目のうち、臨床実習以外の全ての科目の単位を修得すること。
- イ. 履修する選択必修の授業科目のうち、1単位以上修得すること。
- ウ. 履修する臨床実習について、4年次の1月末までの学修成果の評価が、臨床実習成績判定委員会において合格の判定を受けていること。

(5) 5年次から6年次への進級

- ア. 履修する臨床実習について、5年次の1月末までの学修成果の評価が、臨床実習成績判定委員会において合格の判定を受けていること。

- 2 前項各号に定められた全ての条件を満たさない場合は、原級に留める。
- 3 原級に留まった者の既修得単位は、認める。
- 4 進級は、教授会の意見を聴いて、学長が認定する。

(進級の特例要件)

- 第13条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、進級に必要な当該学年配当授業科目の一部の単位について修得することができなかつた者について、特別の事情があると教授会が認めるときは、進級させることがある。
- 2 前項の取扱い及び進級時に未修得であった単位の修得については、別に定める。

(再履修・再受講)

- 第14条 原級に留まった者は、単位未修得の科目を再履修しなければならない。
- 2 学部長は、原級に留まった者に対して、教務委員会の議を経て、必要と認める授業科目について、再受講を命ずることができる。
この場合、再受講した授業科目の成績が単位認定の基礎となった成績を上回ったときは、当該授業科目の成績について再評価することができる。
 - 3 再受講した授業科目における試験及び成績評価の取扱いについては、第6条から第10条を準用する。
 - 4 次条において、卒業を認められなかつた者は、6年次の全ての授業科目を再履修しなければならない。ただし、臨床実習の科目の既修得単位は認める。

(卒業)

- 第15条 卒業の認定は、本学に6年以上在学し、学則第9条に規定する単位を全て修得した者に行う。
- 2 卒業は、教授会の意見を聴いて、学長が認定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

東北医科薬科大学学内規程

昭和36年4月1日制定
昭和41年4月1日改正
昭和44年4月1日改正
昭和56年4月1日改正
昭和58年4月1日改正
昭和63年4月1日改正
平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成28年4月1日改正

第1条 学生証の携帯

- 1 学生は、学生証（様式1）の交付を受けて必ず携帯し、本学教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 2 学生証を紛失し、又はその有効期間が経過したときは、直ちに学長に届け出て再交付を受けなければならない。（様式2）ただし、紛失のために再交付を受けようとするときは、金2,000円を納付するものとする。
- 3 学生証は、卒業、退学、除籍の場合又は有効期間が経過したときは、直ちに学長に返納しなければならない。

第2条 宿所、保証人の届出

- 1 学生は、入学後速やかに学生調査票（様式3）を学長に届け出るものとする。
- 2 前項により届け出た宿所を変えたときは、直ちに宿所変更届（様式4）を学長に届け出るものとする。
- 3 第1項により届け出た保証人に異動があった場合は、直ちに学長に届け出なければならない。（様式5）
- 4 学生の戸籍に異動を生じたときは、戸籍抄本を添えて、直ちに学長に届け出なければならない。（様式6）

第3条 健康診断

- 1 学生は、毎年1回本学が実施する健康診断を受けなければならない。
- 2 学長は、健康診断の結果必要と認められた者について、治療のため欠席又は休学を命ずることができる。

第4条 団体組織および集会

- 1 学生が団体を組織しようとするとき、又は学外の団体に加入しようとするときは、目的及びその構成を明記した願書（様式7）を学長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を得た団体は、役員名簿を作成して学長に届出るものとする。
- 3 学生は、すべての教室外活動について、部及び会を組織する場合、その目的、規約、役員名、会員名など（様式8）を学長に願い出て、承認を受けなければならない。
- 4 前項の組織には、原則として本学教授、准教授、講師、助教の中から顧問を委嘱するものとする。

- 5 学生が集会をしようとするとき、または学外団体の集会に参加しようとするときは、その責任者から集会の目的、日時、場所、参加数等を詳記した所定の願書（様式9）を3日前までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、活動のため平常借用している場所で借用目的の範囲内で集会する場合は、届出を要しない。
- 6 学生が、学外で本学に関係ある名称を使用して各種の催物を開くとき、及び他の主催する催物に参加するとき、又は一般を対象として金銭の収受を伴う行為をするときは、あらかじめ学長に届出て承認を受けなければならない。
- 7 学生又は学内団体が学外から団体指導者、講演者等を招聘しようとするときは、その期日の10日前までに学長に届け出て（様式10）、許可を受けなければならない。
- 8 10人以上を以って組織する旅行は、あらかじめ目的、コース、日時等（様式11）を学長に届け出るものとする。ただし、登山については、すべて届出るものとする。
- 9 毎年4月末日現在で、学内団体名簿（様式12）を更新し、この際届出のない団体は、解散したものみなす。
- 10 本条各項において特に大学の機能を害し、学内の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、禁止又は解散を命ずることがある。

第5条 掲示、印刷物、その他

- 1 学生が掲示をしようとするときは、その掲示物の写を添えて学長に提出し、その認印を得て所定の場所に5日以内掲示することができる。ただし、掲示用紙は、日本規格B3版（新聞紙1頁大）以内とし、責任者の氏名を記入するものとする。
- 2 学生が、印刷物の配布その他一般を対象とする行為をしようとするときは、あらかじめ学長に届け出て、その承認を得なければならない。この場合、一般を対象とする行為とは、本学教職員、学生又は外来者等を対象とする行為のことであって、印刷物その他物品の配布、掲示、デモンストレーション、署名運動、投票、世論調査、吊幕、プラカード及び拡声器の使用等これに類似する行為が含まれる。
- 3 印刷物に学外から広告を取ろうとするとき、又は寄

付を受けようとするときは、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

- 4 新聞、雑誌等を発行する場合は、学長の承認を得て、教授、准教授、講師、助教の中から顧問を定め、その指導を得て発行配布するものとする。
- 5 本条各項において特に不相当と認めたときは、禁止又は保留することがある。

第6条 対外競技並びに合宿

- 1 学内の部及び会で対外競技を行おうとするときは、責任者は、種類、日時、場所、参加校等を詳記した願書（様式13）を学長に提出して、その許可を得なければならない。
- 2 学内の部及び会で合宿を行おうとするときは、責任者は、種類、日時、場所、名簿等を詳記した願書（様式14）を学長に提出して、その許可を得なければならない。ただし、学内で合宿しようとするときは、合宿所の施設使用願を以て合宿願に代えることができる。
- 3 クラブハウスの使用については、クラブハウス使用規程の定めるところによる。

第7条 施設の使用

- 1 学内の施設を使用しようとするときは、使用願（様式15）を3日前までに提出し、許可を得て使用するものとする。ただし、集会願を以て施設使用願に代えることができる。

第8条 改正

- 1 この規程は教授会の意見を聴き、学長が改正する。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日）

- 1 この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日）

- 1 この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日）

- 1 この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

課外活動に関する願書・届書

種 別	便覧中の 条 項	摘 要	提 出 期 日
課外活動団体組織願	学内規程 4条の1	団体を組織または学外の団体に加入する場合	新設団体随時
課外活動団体継続願	// 4条の3	教室外活動として部および会を組織する場合 (※継続する部・会は毎年3月に提出)	継続団体3月
団体部会員名簿	// 4条の9	毎年5月で更新提出(大幅に会員変更があった 場合随時提出)	継続団体5月 新設団体随時
学 生 集 会 (開 催・参 加) 願	// 4条の5	授業以外で学生が集会活動をする場合	開催日の3日前まで
外 部 指 導 者 等 招 聘 願	// 4条の7	学外からの団体指導者、講演者等を招聘するとき	期日の10日前まで
旅 行 届	// 4条の8	10名以上の場合(登山の場合はすべて届出ること)	事前に
印 刷 物 (掲 示・配 布) 願	// 5条の1 5条の2	掲示物を添えて提出(B3版以内) 印刷物その他物品の配布はもちろん署名運動・ 投票などの行為も含まれる	事前に
広 告 取 材 願	// 5条の3	出版物、パンフレット、プログラム等	事前に
販 売 願	// 4条の6	出版物、催物の入場券、飲食券等	事前に
対 外 競 技 願 (報 告 書)	// 6条の1	学内の部・会で対外競技を行う場合	期日の7日前まで
合 宿 願	// 6条の2	学内の部・会で合宿を行う場合	期日の7日前まで
施 設 使 用 願	// 7条の1	学内の施設を使用する場合 (集会願をもってかえることができる)	使用の3日前まで
(物 品) 借 用 願		学内の物品を借用する場合 (集会願をもってかえることができる)	借用日の3日前まで

1 上記願書・届書の用紙は事務局学生課にあります。

2 各願書・届書の提出は顧問印(組担任など)並びに学生会(長)の認印を受け事務局学生課へ提出すること。

単位互換協定に基づく他大学における授業科目並びに単位の認定に関する規程

平成17年4月1日制定
平成28年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、本学学則第35条の2に基づき単位互換協定に基づき、薬学部における他大学において履修した授業科目及び単位の認定に関する必要事項を定めるものとする。

(協定の締結)

第2条 この規程による他の大学又は短期大学における履修は、対象とする他の大学又は短期大学（以下「協力校」という）と本学との間に締結する協定に基づいて行われる。

2 前項の協定には、次の事項を含めるものとする。

- (1) 授業科目に関すること。
- (2) 履修期間に関すること。
- (3) 受入学生に関すること。
- (4) 単位取得に関すること。
- (5) 授業料等に関すること。

(派遣学生)

第3条 協定校において履修を希望する本学の特別聴講学生を派遣学生という。

(派遣資格)

第4条 派遣を志願することのできる学生は、1年次から3年次学生までとする。

(出願手続)

第5条 派遣学生を希望する学生は、所定の手続により、学長に派遣許可申請書を提出しなければならない。

(派遣の許可)

第6条 派遣の許可は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

(授業科目の履修)

第7条 協定校における授業科目の履修については、当該校の定めによるものとする。

(単位及び成績評価の認定)

第8条 協定校で修得した単位については、20単位を限度として本学授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 協定校における授業科目の履修が修了した場合、派遣学生は、所定の期日まで当該校が交付する当該科目についての成績（単位修得）証明書（成績評価基準を示す内容を含む）を教務課に提出しなければならない。
- 3 協定校において履修した授業科目について修得した単位及び成績評価は、教授会の議を経るものとする。
- 4 成績評価の認定については、本学の評価基準に準ずるものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改正及び廃止に関することについては、教授会の議を経て決定するものとする。

(その他)

第10条 本規程に定めのない事項については、教授会で審議決定するものとする。

附 則

本規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

ハラスメント防止等に関する規程

平成21年4月1日制定
平成22年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成31年4月1日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人東北医科薬科大学（以下「法人」という。）において学生及び教職員等の構成員が個人として尊重され、快適な環境のもとで教育、研究、診療、学習及びその他の業務が遂行されるよう、ハラスメントに適切に対応することを目的とする。

(定 義)

第2条 ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為（以下「ハラスメント」という。）をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- イ 学生又は教職員等が意図すると否とにかかわらず、性的な言動によって、相手を不快にさせる行為
- ロ 学生又は教職員等が利益若しくは不利益を与えることを利用して、又は利益を与えることを代償として、相手に性的な誘い又は要求をする行為
- ハ 学生又は教職員等が性差別的若しくは性的な言動又はわいせつな図画若しくは文書の掲示若しくは配布（電子媒体によるものを含む。）により、教職員の就業上又は学生の修学上の環境を害する行為

(2) アカデミック・ハラスメント

- イ 学生又は教職員等がその地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、教育研究上、著しい不利益を与える行為
- ロ 学生又は教職員等が不適切な言動又は差別的な取扱いにより、教育研究上の環境を害する行為

(3) パワー・ハラスメント

- イ 教職員等がその地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、就業上、著しい不利益を与える行為又は業務を妨げる行為
- ロ 教職員等が不適切な言動又は差別的な取扱いにより、就業上の環境を害する行為

(4) その他のハラスメント

学生又は教職員等による前各号に準ずる行為

2 この規程において、ハラスメントに起因する問題とは、次の各号に掲げることをいう。

(1) ハラスメントのため、教職員等の就業上又は学生の修学上の環境が害されること。

(2) ハラスメントへの対応に起因して、教職員等が就業上又は学生が修学上の不利益を受けること。

(適用範囲)

第3条 この規程は、学生及び教職員のほか、法人の指揮監督を受けて研修、実習又は職務に従事する学外者にも適用する。

第2章 ハラスメント防止委員会

(ハラスメント防止委員会)

第4条 ハラスメントの発生を未然に防止し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に必要な措置を迅速かつ適切に実施するため、大学（附属病院を除き、法人を含む）、東北医科薬科大学病院及び東北医科薬科大学若林病院それぞれにハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

- 2 防止委員会の委員は、大学においては学長が、附属病院においてはそれぞれの病院長が委嘱する。
- 3 防止委員会の委員長は、大学においては学長が、附属病院においてはそれぞれの病院長が任命する。
- 4 必要に応じて、副委員長を置くことができる。副委員長は、防止委員会委員長が指名する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 防止委員会が必要と認めるときは、委員以外の教職員又は専門家等に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 防止委員会は、次の各号に掲げる活動を通して、それぞれの所属におけるハラスメントの防止等の措置を講ずるものとする。

(1) ハラスメントの防止に関する情報収集、研修、啓発活動

(2) ハラスメントに関する相談業務

(3) ハラスメントに関する事実確認、調査及び異議申し立てに関する再調査

(4) ハラスメントに関する調査結果に基づく意見具申

(5) 防止委員会の活動報告

(6) その他ハラスメント防止等に関する事項

8 大学の防止委員会は、法人全体のハラスメント防止に関し統括し、それぞれの防止委員会は前項に定める活動を大学の防止委員会に報告するものとする。

第3章 ハラスメントに関する相談及び措置

(相談員)

第5条 ハラスメントに関する苦情及び相談に対応するため、相談員を置く。

- 2 相談員は、前条第1項に規定する防止委員会の設置場所毎に複数名置き、大学においては学長が、附属病院においてはそれぞれの病院長が委嘱する。
- 3 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談員等の公表)

第6条 相談員の所属、氏名、連絡先は法人内に公表する。連絡先は、相談員の所属部署等を原則とし、相談員本人が了承した範囲において、その他の連絡方法も表示するものとする。

(相談窓口)

第7条 相談窓口は、各相談員とする。

- 2 学生又は教職員等からの相談が相談員以外にあった場合は、相談を受けた者は、速やかに相談員の紹介等を行うものとする。
- 3 前項に関わらず必要に応じて、相談者等が各防止委員会へ直接相談することができるものとする。

(相談員の職務)

第8条 相談員は学生、教職員又は学外者からハラスメント相談を受けた場合には、相談者のプライバシーに十分留意し、立場と状況及び相談環境に十分配慮して、相談者に必要かつ適切な助言を与えるものとする。

- 2 相談員は、必要により当該事案について他の相談員と相談できるものとする。
- 3 相談員は、対応した苦情・相談の事案に関する相談記録兼報告書(様式)を作成し、速やかに所属する防止委員会委員長に報告するものとする。
- 4 委員長は、必要に応じて、相談員の全体会議を開催し、これを主宰することができる。

(防止委員会の対応)

第9条 防止委員会は、第7条第3項の相談及び前条第3項の報告に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置を講ずるに際して、委員長が必要と認められた場合には、防止委員会内に調査のための調査委員会を置く。
- 3 調査委員会は、委員長が指名する3名以上の委員(相談に関与した相談員を除く)をもって構成し、必要に応じて専門家等を加えることができる。

(調査委員会の業務)

第10条 調査委員会は、当該事案に係るハラスメントの有無について関係者への事情聴取を含めた事実関係の調査を行い、その結果について、防止委員会に文書で報告するものとする。

- 2 事情聴取等実態調査を行うに当たっては、被害者及び加害者とされる者(以下、「当事者」という。)のプライバシーに十分留意するとともに、迅速に対処

しなければならない。

3 調査委員会による調査に当たっては、当事者の申し出により、付添人を付けることができる。

4 調査委員会による調査は、原則として、同委員会設置後2週間以内に完了するものとする。ただし、止むを得ない事由が生じたときは、相当期間延長することができる。

5 調査委員会は、次のいずれかに該当するとき解散するものとする。

(1) 調査が完了したとき。

(2) 相談者が、調査の打ち切りを申し出たとき。

6 調査委員会委員は、次の事項に留意するものとする。

(1) 被害者への抑圧やもみ消しになるような言動を行わないこと。

(2) 当事者間の主体的な話し合いが円滑に進むように努め、何らかの解決策を押し付けるようなことを行わないこと。

(調査結果の通知)

第11条 防止委員会は、前条第1項の報告を受けた場合、被申立人及び申立人に調査結果を通知する。

2 被申立人及び申立人は、1回に限り異議申し立てを行うことができる。

3 防止委員会は、前項の申し立てがあった場合には、再調査を調査委員会に命ずるものとする。

(意見具申)

第12条 防止委員会は、前条の手続を経て、関係者に対して懲戒処分又はそれに準ずる措置(以下「懲戒処分等」という。)を講ずることが適切と判断したときには、その内容を付して学長若しくは病院長に意見具申するものとする。

(懲戒処分等)

第13条 学長若しくは病院長は、防止委員会から前条の規定により懲戒処分等の意見具申を受けた場合は、学部学生にあつては教授会、大学院生にあつては研究科委員会に懲戒処分等について諮問のうえ、学則の規定に基づき懲戒処分等を決定するものとする。また、教職員にあつては、理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告があったときは、懲戒委員会に懲戒処分等について諮問のうえ、就業規則の規定に基づき懲戒処分等を決定するものとする。

3 学長、病院長及び理事長は、前2項の公表を行うときは、プライバシーの保護に細心の注意を払うものとする。

(意見具申以外の措置)

第14条 防止委員会は、第11条の規定による意見具申の措置を講ずるに至らない場合であっても、必要がある場合は、委員長名で当事者に対して口頭又は書面による注意を行うことができる。

2 前項の措置を講じた場合には、委員長は、対象者の所属に応じて学長、病院長又は理事長に報告するも

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

のとする。

- 3 防止委員会は、教育上又は就業上適切と認める措置について、学長、病院長又は理事長に対応を要請することができる。

(学外者に対する措置)

第15条 第12条の規定に基づく意見具申において、ハラスメントを行った者に学外者が関与している場合には、理事長は、当該学外者に対し適切な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合において、理事長は、必要があると認めるときは、当該学外者の所属する組織に対して適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(事務)

第16条 ハラスメントに関する事務は、大学においては企画部企画課が、東北医科薬科大学病院においては事務部総務グループが、東北医科薬科大学若林病院においては事務部総務医事グループ総務係が担当する。

第4章 雑 則

(守秘義務)

第17条 防止委員会の委員、相談員及び調査委員会の委員、その他調査に関与した者は、関係者のプライバシーに配慮し、二次的ハラスメント等が起らないよう努めなければならない。

- 2 前項に掲げた者は、知り得た事項を在職中及び退職後も漏洩してはならない。
- 3 防止委員会又は調査委員会の記録は、第16条の部署において厳重に管理保管するものとする。

(不利益取り扱いの禁止)

第18条 ハラスメントに関する苦情又は相談を申し出た者に対し、そのことゆえに不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 ハラスメントに関する苦情の申し出について、調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対しても、そのことゆえに不利益な取扱いをしてはならない。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 東北薬科大学「セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメント相談員規程」、「セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」は廃止する。

附 則 (平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

東北医科薬科大学体育施設管理規程

昭和56年4月1日制定
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正

(目 的)

第1条 本学体育施設（体育館・グラウンド・テニスコート等）及び附属施設（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(管 理)

第2条 本施設に、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、本施設全般の管理運営にあたる。
- 3 本施設に、必要に応じて管理主任及び管理副主任を置くことができる。
- 4 管理主任及び管理副主任は、管理責任者の指示に従い管理業務を補助する。

(使用者の範囲)

第3条 本施設は、本学学生・教職員及びその他学長が許可した者が使用できるものとする。

(優先使用)

第4条 本学の行事に使用する場合は、これを優先する。

(使用規程)

第5条 本施設の使用規程については、別に定める。

(改 正)

第6条 本規程の改正は、管理責任者の発議により学長の承認をもって改正する。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年4月1日より施行する。
附 則（平成27年4月1日）
- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
附 則（平成28年4月1日）
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

東北医科薬科大学体育施設使用規程

昭和45年4月1日制定
昭和56年4月1日改正
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月1日改正

- (目 的) 附 則
- 第1条 本規程は、東北医科薬科大学体育施設管理規程に基づき、本施設の使用について必要な事項を定める。
- 1 この規程は、昭和45年4月1日より施行する。
附 則 (昭和56年4月1日)
- (使用手続)
- 1 この規程は、昭和56年4月1日より施行する。
附 則 (平成27年4月1日)
- 第2条 本施設を使用するときは、原則として使用しようとする3日前までに所定の願書に必要事項を記入し管理責任者に提出する。
- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
附 則 (平成28年4月1日)
- 2 管理責任者は、その諾否を使用責任者に連絡するものとする。
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
附 則 (平成29年4月1日)
- (使用時間)
- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 第3条 本施設を使用できる時間は、原則として次のとおりとする。
- 月曜日～金曜日
午前9時から午後9時まで
土曜日、日曜日・祝祭日
午前9時から午後5時まで
- (遵守事項)
- 第4条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) 使用許可条件(日時・目的)を守ること。
(2) 火災・盗難その他事故防止に留意すること。
(3) 所定の場所以外での飲食をしてはならない。
(4) 照明設備や体育器具は、みだりに使用したり、移動又は搬出してはならない。
(5) 設備・器具の破損や故障が生じたときは、直ちに教職員に申し出ること。
(6) 整理・整頓を旨とし、使用後は、清掃の上原状に復すること。
(7) 退出の際は、火災・電気・施設等の点検を十分行うこと。
(8) その他、教職員の指示に従うこと。
- (損害賠償)
- 第5条 本施設内の設備・器具等を汚損又は紛失した者は、原則としてその損害を賠償しなければならない。
- (許可の取消・使用中止)
- 第6条 次の各号に掲げる場合に管理責任者は、使用許可の取消又は使用中止を命じるとともに、以後の使用申し込みを拒否することができる。
- (1) 第4条、第5条に違反したとき。
(2) 秩序、風紀を乱したとき。
(3) 管理責任者が管理運営上、使用が不相当と判断したとき。
- (改 正)
- 第7条 この規程は、管理責任者の発議により学長の承認をもって改正する。

東北医科薬科大学クラブハウス管理規程

昭和56年4月1日制定
平成28年4月1日改正

(目 的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学クラブハウス（以下「施設」という。）の使用について、運営上の必要な事項を定める。

(管理責任者)

第2条 本施設の管理運営は、学長のもと、事務局長（以下「管理責任者」という。）が行う。

- 2 管理責任者は、本施設の管理、運営及び施設整備に関する業務を行う。

(利用者の範囲)

第3条 本施設を利用できる者の範囲は、本学学生・教職員、及び学長が許可した者とする。

(優先使用)

第4条 本学の行事に使用する場合は、これを優先する。

(利用手続)

第5条 本施設の利用手続及び利用方法については、別に定める。

(改 正)

第6条 この規程は、管理責任者の発議により、学長の承認をもって改正する。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

東北医科薬科大学駐車（輪）場使用規程

昭和61年4月1日制定
平成17年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成28年4月1日改正

第1条 この規程は、本学が設置する駐車（輪）場の適正な使用及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 駐車（輪）場及び駐車（輪）できる車両等（車両等の種別は、道路交通法に定める扱いによる。）の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1駐車場（研究棟 北側）
四輪自動車のみ
- (2) 第2駐車場（薬用植物園北側）
四輪自動車のみ
- (3) 第1駐輪場（講義棟 南側）
自転車のみ
- (4) 第2駐輪場（講義棟 南側）
自動二輪車、原動機付自転車及び自転車
- (5) 第3駐輪場（講義棟 玄関前）
自転車のみ
- (6) 第4駐輪場（学生ホール1F）
自転車のみ
- (7) 第5駐輪場（学生ホール北側）
自動二輪車及び原動機付自転車
- (8) 第6駐輪場（図書館・情報センター西側）
自転車のみ
- (9) 第7駐輪場（中央棟 南側）
自動二輪車及び原動機付自転車
- (10) 第8駐輪場（中央棟 南側）
自動二輪車及び原動機付自転車
- (11) 第9駐輪場（RIセンター西側）
自動二輪車、原動機付自転車及び自転車

第3条 駐車（輪）場を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生（ただし、四輪自動車の使用は禁ずる。）
- (3) 学長が特に使用を認めた者

第4条 駐車（輪）場を使用する者は、次の各号に定める事

項を遵守しなければならない。

- (1) 第1及び第2駐車場の使用を希望する教職員は、使用許可証の交付を受けること。
- (2) 指定車種以外の車両の使用は、許可しない。
- (3) 駐車（輪）場に設置されている設備を、みだりに操作、移動、搬出などの行為をしてはならない。
- (4) 緊急時又は大学の行事等のため、使用規制措置があるときは、その指示に従うこと。
- (5) 火災、その他事故等が場内で発生したときは、直ちに駐車（輪）場管理担当部署（勤務時間外にあつては警備員）に速やかにその事実を報告すること。

第5条 駐車（輪）場の設備器具等を汚破損、紛失した者は、その損害を弁償しなければならない。

第6条 駐車（輪）場において、盗難及び事故等が生じた場合、大学は一切の責を負わないものとする。

第7条 駐車（輪）場の整備及び保守に関する業務は、財務部管財課が行う。

2 教職員の駐車（輪）場の使用に関し、必要な業務（駐車許可など）は、財務部管財課が行う。

3 学生の駐車（輪）場の使用に関し、必要な業務（駐輪指導など）は、学務部学生課が行う。

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、別に定める。

第9条 この規程の改正は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

東北医科薬科大学駐車（輪）場利用心得

1 この駐車（輪）場は、本学教職員、本学学生以外は使用することができない。

2 使用にあつては、指示に従い、指定の場所に整然とおくこと。

3 使用時間は本学の定めるところによる。

4 場内は、すべて禁煙とし、事故防止に努めること。

5 場内における、盗難、破損などの事故の責任は負わない。

6 場内に車輛以外の物件を置いた場合、および場内に引続き1ヶ月以上放置の車輛は廃棄処分する。

図書館利用規程

昭和36年3月6日制定
平成5年4月1日改正
平成11年4月1日改正
平成15年4月1日改正
平成16年4月1日改正
平成17年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成30年4月1日改正
平成31年4月1日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学附属図書館規程第16条に基づき、東北医科薬科大学附属図書館（以下「図書館」という。）が管理する図書館資料（以下「資料」という。）の利用について定めるものとする。

(利用資格)

第2条 図書館を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員（非常勤講師を含む）
 - (2) 本学の学生、研究員、研究生等
 - (3) 学外利用者が館長が許可した者
- 2 図書館の利用にあたっては、学生証又は教職員証をもって利用証とする。ただし、学外利用者は、所属機関の図書館（室）の発行する紹介状、又は身分を証明するものを提示するものとする。

(開館時間)

第3条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 小松島本館
 - イ 平日 午前8時30分～午後7時00分
ただし、午後5時00分～午後7時00分は、カウンター業務（閲覧・貸出し・返却・複写）のみとする。
 - ロ 土曜日 午前9時00分～午後3時00分
ただし、終日カウンター業務（閲覧・貸出し・返却・複写）のみとする。
 - (2) 福室分館
 - イ 平日 午前8時30分～午後10時00分
ただし、午後5時15分～午後10時00分は、無人開館とする。
 - ロ 土曜日・日曜日 午前8時30分～午後5時00分
ただし、終日無人開館とする。
- 2 開館時間は、特別の行事、図書館業務の都合等により変更することがある。

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 小松島本館
 - イ 日曜日
 - ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

ハ その他の臨時休館日（その都度学内に掲示する。）

(2) 福室分館

- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- ロ その他の臨時休館日（その都度学内に掲示する。）

(利用方法)

第5条 図書館の利用方法は、次のとおりとする。

- (1) 館内閲覧
 - (2) 館外貸出し
 - (3) 文献複写
 - (4) 他大学等の資料等の利用
- 2 前項の利用にあたっては、学生証又は教職員証を携帯し、係員の要求があるときは何時でも提示しなければならない。

第2章 館 内 閲 覧

(閲覧室)

第6条 閲覧室内の図書・資料は、館内で自由に閲覧できる。ただし、視聴覚資料については、所定の手続きを経て閲覧することができる。

(閉架書庫)

第7条 閉架書庫への入室は、第2条第1項に示す者に限る。

(持ち込み禁止)

第8条 閉架書庫入室の際は、文具以外の携帯品の持ち込みを禁止する。

(返 却)

第9条 閲覧後の図書は、速やかに各自が元の書架に戻すものとする。

第3章 館 外 貸 出 し

(館外貸出し)

第10条 図書館所蔵の図書は、原則として第2条第1項(1)(2)に示す者に限り、館外へ貸出すことができる。

(貸出し手続き)

第11条 館外貸出しを受ける時は、学生証又は教職員証と資料をカウンターに提出し、所定の手続きを受けた後図書の貸出しを受けるものとする。

(貸出し冊数・期間)

第12条 館外貸出し冊数・期間は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員(非常勤講師を含む) 7冊 30日間
 - (2) 本学大学院学生・研究員・研究生 7冊 30日間
 - (3) 本学学部学生 5冊 14日間
- 2 引き続き貸出しを希望する者は、所定の手続きを経て1回に限り期間を更新することができる。
 - 3 館長は、論文作成など特殊の事情があると認めたものについては、第1項の規定にかかわらず別段の取扱いをすることができる。

(貸出し禁止)

第13条 次の資料は、館外貸出しを禁止する。

- (1) 禁帯出図書、辞書、百科辞典、名簿、地図、新聞
 - (2) 新着雑誌については着後1ヶ月
 - (3) その他、図書館で指定した資料
- 2 館長は、特殊な事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず貸出すことができる。ただし、1週間を超えることはできない。

(貸出し本の返却)

第14条 館外貸出しを受けた図書が期間を満了した場合は、直ちに返却しなければならない。

第4章 文 献 複 写

(文献複写)

第15条 利用者は、調査研究の目的に限り、図書館所蔵の文献の複写を行うことができる。

- 2 図書館内で行う複写は、本章に定めるものに限る。

(著作権法の適用)

第16条 文献複写にあたっては、図書館の定める手続きに従い、著作権法を遵守しなければならない。

- 2 文献複写に伴う一切の責任は、当該利用者が負うものとする。

(複写料金)

第17条 文献複写は有料とし、所定の料金を徴する。

第5章 相 互 利 用

(他大学等の資料等の利用)

第18条 第2条第1項(1)(2)に示す者が、他大学等図書館の所蔵する資料の利用を希望する場合は、当該機関が認める場合に限り、図書館から紹介状を発行する。

(他大学等への便宜の供与)

第19条 他大学等から図書館利用の申し出があるとき、館長は、本学の利用状況を考慮のうえ、資料の閲覧及び複写を許可することができる。

(規程の適用)

第20条 他大学等の図書館の利用に際しては、当該大学の規定に従うものとする。

第6章 雑 則

(賠償責任)

第21条 利用者が、館内の備品及び利用中の資料を汚損又は紛失した時は、直ちに届け出て、同一の資料又はそれに相当する金額を弁償するものとする。

(利用停止)

第22条 返却日を超過しても返却を怠る者には、図書の返却を求めるとともに適当期間の図書館の利用を停止することがある。

(規 律)

第23条 利用者は、図書館利用に関する所定の手続きのほかに、次の事項を守らなければならない。

- (1) 館内においては静粛を旨とし、音読、談話、喫煙、飲食等、他の利用者の妨害となる行動をとらないこと。
- (2) 資料等は、教育・研究上貴重であり、大切に取り扱い、切り取り、書込み、汚損などを厳禁とする。
- (3) 借受中の図書は、転貸してはならない。
- (4) 卒業、退学等第2条の資格を失った場合、貸出期間中であっても借用中の資料は直ちに返却すること。休学者においても同様とする。
- (5) 図書館利用規程に反する者は、退館させ、図書館の利用を適当期間差し止める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、館長の発議により図書委員会の議を経、大学運営会議の意見を徴し、学長を経て、理事長の承認を得て行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年3月6日から施行する。
附 則 (平成5年4月1日)
- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、従前の学生図書閲覧規定を一部改正補則し、図書館利用規程と改称したものである。
附 則 (平成11年4月1日)
- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
附 則 (平成15年4月1日)
- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
附 則 (平成16年4月1日)
- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
附 則 (平成17年4月1日)
- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 (平成19年4月1日)
- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成28年4月1日)
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
附 則 (平成30年4月1日)
- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
附 則 (平成31年4月1日)
- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附属薬用植物園規程

昭和55年4月1日制定
平成19年4月1日改正
平成28年4月1日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学学則第40第条2項の規定に基づき、東北医科薬科大学附属薬用植物園（以下「薬用植物園」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 薬用植物園は、薬用植物を栽培し、教育及び学術研究に資することを目的とする。

(職 員)

第3条 薬用植物園に、園長及びその他必要な職員を置く。

(園 長)

第4条 園長は、教授又は准教授のうちから学長が適任者を選び、理事長が任命する。

2 園長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 園長は、薬用植物園の業務を管理する。

(運営委員会)

第5条 薬用植物園の管理運営に関する重要な事項を審議するため、東北医科薬科大学附属薬用植物園運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(施行細則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附属分子生体膜研究所規程

平成18年6月1日制定
平成26年1月25日改正
平成28年4月1日改正

第1条 この規程は、東北医科薬科大学組織規程第11条第5項の規定に基づき、東北医科薬科大学附属分子生体膜研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営に関する事項について定める。

第2条 研究所は、生体膜の生物学的機能と疾患に関する総合的研究を行い、本学の医学、薬学及び生命科学研究所の向上を図り、人類の医療に貢献することを目的とする。

第3条 研究所は、前条の研究分野に属する次の教室で構成する。

- (1) 薬学部 分子認識学
- (2) 薬学部 機能病態分子学
- (3) 薬学部 生体膜情報学
- (4) 薬学部 細胞制御学

2 研究所の構成員は、前項の教室に所属する助手以上の教員とする。

3 研究所長が研究上必要と認めた場合は、前項以外の者を構成員とすることができる。

第4条 研究所長は、研究所を代表し、研究及び運営を統轄する。

2 研究所に、研究の指導、助言を受けるため、顧問を置くことができる。

3 研究所に、名誉所長を置くことができる。

4 顧問及び名誉所長は、学長からの推薦により理事長が任命する。

第5条 第3条第1項の各教室の教授は、各教室を主宰運営するとともに、研究所長に従って教室間の連携を図り、研究成果を上げるよう努めるものとする。

第6条 研究所の経費（人件費を除く）は、各教室に対する予算及び各種助成金によって支弁する。

第7条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、平成18年6月1日より施行する。

附 則（平成26年1月25日）

1 この規程は、平成26年1月25日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

修学資金貸与規程

(1) 東北地域医療支援修学資金貸与規程（資金循環型・宮城県枠）

平成27年9月18日制定
平成29年3月1日改正
令和2年3月1日改正

（趣 旨）

第1条 この規程は、東北医科薬科大学（以下「本学」という。）が実施する「修学資金枠 A方式 東北地域医療支援修学資金（宮城県）」の入学試験に合格し、本学の医学を履修する課程に入学する者であって、卒業後の一定期間、宮城県内の医療機関に勤務する意思を有する者（以下「修学生」という。）に対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

（貸与対象者）

第2条 この修学資金の貸与を受けることができる者は、本学医学部に在籍する修学生で、地域医療に対し強い熱意と意思を有し、宮城県知事が指定する宮城県内の自治体病院・診療所等（以下「指定医療機関」という。）での診療業務に従事することを希望する者とする。

2 この修学資金の貸与を受ける修学生は、他の自治体等の就業義務を伴う修学資金制度を利用することはできない。

（申請・借入証書の提出）

第3条 修学資金の貸与を受けようとする修学生は、修学資金貸与申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）を東北医科薬科大学理事長（以下、「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 修学資金の貸与を認められた修学生は、貸与を受けた修学資金の貸与契約書（別記第3号様式）を連帯保証人と連署のうえ、貸与を受けた日に理事長に提出しなければならない。

（修学資金の額）

第4条 修学資金の貸与の額は、年額5,000,000円とする。（6年間計30,000,000円）

（修学資金の貸与期間）

第5条 修学資金の貸与の期間は、貸与を決定された日の属する年度の4月から大学を卒業した日の属する年度の3月までとする。

（貸与の方法）

第6条 修学資金は、各年度の授業料、施設設備費及び教育充実費に充当することとし、2,500,000円を当該年度の4月末までに、2,500,000円を当該年度の10月末までに貸与する。

2 貸与については、理事長が修学生に代わって授業料等の経費を大学に納入し、その領収証書を修学生に交付することによって行うものとする。

この場合、修学生は修学資金受領書（別記第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 3 修学生が「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に定める授業料等減免対象者に認定された場合、理事長は第3条第2項に規定する貸与契約書（別記第3号様式）第1条に定める、学費種類ごとの貸与金額を変更する覚書（別記第5～7号様式）を修学生と締結する。
- 4 前項で修学資金の年額が減免後の授業料等の年額を上回ることとなった場合は、理事長はその上回った金額を修学生が指定する口座に振込する。

（連帯保証人）

第7条 修学資金の貸与を受けようとする修学生は、連帯保証人2名を立てなければならない。また、連帯保証人のうち1人は、父又は母（父母がともにない場合は、兄弟又はこれに代わる者。）、他の1人は独立の生計を営む者であること。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた修学生と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 修学資金の貸与を受けようとする修学生が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人はその修学生の法定代理人としなければならない。
- 4 本学は、修学資金の貸与を受けようとする修学生及びその連帯保証人となろうとする者と、原則として面接により本人確認及び借入意思確認、保証意思確認を行うものとする。

（貸与の決定）

第8条 理事長は、第3条の申請書を受理したときは、速やかに貸与の適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

（保険への加入）

第9条 修学生は、貸与開始時から第12条に規定する指定医療機関への勤務が終了に至る期間を対象に、自らを被保険者、父母又はこれに代わる者を受取人とし、保険金額30,000,000円とする保険に加入しなければならない。

（決定の取消し）

第10条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第8条の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき

- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 貸与の決定後又は開始後に修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(貸与の停止)

第11条 理事長は、修学生が留年又は休学し、又は停学の処分を受けたときは、その期間の修学資金の貸与を停止する。この場合において、当該授業料等を免除された期間に対応する授業料相当分等で既に貸与されたものがあるときは、当該授業料相当分等は、その後順次貸与されるべき授業料相当分等として貸与されたものとみなす。

- 2 理事長は、修学生が正当な理由なくして第16条に規定する書類等を提出しない場合には、貸与を停止することができる。
- 3 前2項の規定により貸与を停止された者が、進級・復学し、又は当該書類を提出した場合は、修学資金の貸与を再開する。

(返還債務の当然免除)

第12条 理事長は、修学生が次に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得し、その後直ちに臨床研修病院において医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する2年間の臨床研修(以下「臨床研修」という。)を経た後、直ちに指定医療機関に10年間勤務したとき。

ただし、別に定める一定の条件を満たした場合は、指定医療機関での勤務を8年間に短縮できるものとする。

- 2 前項の場合において、休職(育児休業及び介護休業を含む)又は停職の期間がある場合は、休職又は停職の期間の開始の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を勤務した期間から控除するものとする。
- なお、これによることができない事例が発生した場合には、別途、理事長が取扱を決定できるものとする。

(返還債務の裁量免除)

第13条 理事長は、理事会の議を経て、修学生の死亡及び高度障害状態に該当したとき(第9条に規定する保険の適用外となった場合に限る)、その他やむを得ない理由により、その返還の債務を免除することが適当と認めた場合は、前条の規定にかかわらず、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができるものとする。

(返還及び利息)

第14条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が生じた日から1月以内に、貸与

を受けた修学資金の全額と貸与を受けた日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10%の割合の利息を一括で返還しなければならない。

- (1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- (2) 大学を卒業し、臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関に勤務しなかったとき。
- (3) 第12条に定める返還の債務を免除する期間に達する前に指定医療機関の医師でなくなったとき。
- (4) 退学又は除籍によりこの契約を解除されたとき。

2 修学生は、正当な理由なくして修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、前項に定める合計額に加え当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、貸与を受けた修学資金のそれぞれの額に対し年15%の割合で計算した延滞利息を支払うものとする。

3 万一、修学生が死亡した場合又は高度障害状態に該当したとき、本学は第9条に定める保険金の受取人から債務全額の弁済を受けることにより、修学生の債務を回収する。

なお、修学生が死亡した場合又は高度障害状態に該当したときにおける債務額は、貸与を受けた金額のみとする。

4 修学生は、第1項及び第2項の規定により修学資金の返還を請求され、強制執行の手続をとられても異議を申立てることができない。

(返還の債務の履行猶予)

第15条 理事長は、修学生に災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、その事由の継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(書類の提出及び届出)

第16条 修学生は、休学、停学、留年又は退学したときは、直ちに、休学(停学、留年、退学)届(別記第8号様式)によりその旨を理事長に届け出なければならない。

2 修学生は、復学したとき又は留年した後に進級したときは、復学した日又は進級した日から1月以内に、復学(進級)届(別記第9号様式)によりその旨を理事長に届け出なければならない。

3 修学生は、大学を卒業した後、毎年4月1日現在における就業等の状況を同年4月末日までに、現況届(別記第10号様式)を理事長に届け出なければならない。

4 修学生は、修学資金の返還前に本人又は連帯保証人の氏名、住所、職業その他重要と認められる事項に異動があったときは、直ちに異動届(別記第11号様式)によりその旨を理事長に届け出なければならない。

- 5 修学生は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は理事長が不相当と認めてその変更を求めたときは、直ちに別に保証人を定め、連署のうえ、その旨を理事長に届け出なければならない。
- 6 修学生が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに死亡を証明する書類を添えて、その旨を理事長に届け出なければならない。
- 7 修学生は、第12条に定める返還の債務を免除に該当するに至ったときは、1月以内に、返還債務免除申請書（別記第12号様式）により、その旨を理事長に申請し、承認を受けなければならない。

（改 正）

第17条 本規程の改正は、本学法人理事会の議決を得て行う。

附 則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。

附 則（平成29年3月1日）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（令和2年3月1日）

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

(2) 東北地域医療支援修学資金貸与規程（資金循環型・東北5県枠）

平成27年9月18日制定
平成29年3月1日改正
令和2年3月1日改正

（趣 旨）

第1条 この規程は、東北医科薬科大学（以下「本学」という。）が実施する「修学資金枠 A方式 東北地域医療支援修学資金（宮城県以外の東北5県）」の入学試験に合格し、本学の医学を履修する課程に入学する者であって、卒業後の一定期間、青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県（以下「宮城県を除く東北5県」という。）内の医療機関に勤務する意思を有する者（以下「修学生」という。）に対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

（貸与対象者）

第2条 この修学資金の貸与を受けることができる者は、本学医学部に在籍する修学生で、地域医療に対し強い熱意と意思を有し、宮城県を除く東北5県のいずれかの県の医療機関での診療業務に従事することを希望する者とする。

2 この修学資金の貸与を受ける修学生は、他の自治体等の就業義務を伴う修学資金制度を利用することはできない。

（申請・借入証書の提出）

第3条 修学資金の貸与を受けようとする修学生は、修学資金貸与申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）を東北医科薬科大学理事長（以下、「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 修学資金の貸与を認められた修学生は、貸与を受けた修学資金の貸与契約書（別記第3号様式）を連帯保証人と連署のうえ、貸与を受けた日に理事長に提出しなければならない。

（修学資金の額）

第4条 修学資金の貸与の額は、年額5,000,000円とする。（6年間計30,000,000円）

（修学資金の貸与期間）

第5条 修学資金の貸与の期間は、貸与を決定された日の属する年度の4月から大学を卒業した日の属する年度の3月までとする。

（貸与の方法）

第6条 修学資金は、各年度の授業料、施設設備費及び教育充実費に充当することとし、2,500,000円を当該年度の4月末までに、2,500,000円を当該年度の10月末までに貸与する。

2 貸与については、理事長が修学生に代わって授業料等の経費を大学に納入し、その領収証書を修学生に交付することによって行うものとする。

この場合、修学生は修学資金受領書（別記第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

3 修学生が「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に定める授業料等減免対象者に認定された場合、理事長は第3条第2項に規定する貸与契約書（別記第3号様式）第1条に定める、学費種類ごとの貸与金額を変更する覚書（別記第5～7号様式）を修学生と締結する。

4 前項で修学資金の年額が減免後の授業料等の年額を上回ることとなった場合は、理事長はその上回った金額を修学生が指定する口座に振込する。

（連帯保証人）

第7条 修学資金の貸与を受けようとする修学生は、連帯保証人2名を立てなければならない。また、連帯保証人のうち1人は、父又は母（父母がともにない場合は、兄姉又はこれに代わる者。）、他の1人は独立の生計を営む者であること。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた修学生と連帯して債務を負担するものとする。

3 修学資金の貸与を受けようとする修学生が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人はその修学生の法定代理人としなければならない。

4 本学は、修学資金の貸与を受けようとする修学生及びその連帯保証人となろうとする者と、原則として面接により本人確認及び借入意思確認、保証意思確認を行うものとする。

（貸与の決定）

第8条 理事長は、第3条の申請書を受理したときは、速やかに貸与の適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

（保険への加入）

第9条 修学生は、貸与開始時から第12条に規定する医療機関への勤務が終了に至る期間を対象に、自らを被保険者、父母又はこれに代わる者を受取人とし、保険金額30,000,000円とする保険に加入しなければならない。

（決定の取消し）

第10条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第8条の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 貸与の決定後又は開始後に修学資金の貸与を受けることを辞退したとき

- (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(貸与の停止)

第11条 理事長は、修学生が留年又は休学し、又は停学の処分を受けたときは、その期間の修学資金の貸与を停止する。この場合において、当該授業料等を免除された期間に対応する授業料相当分等で既に貸与されたものがあるときは、当該授業料相当分等は、その後に順次貸与されるべき授業料相当分等として貸与されたものとみなす。

- 2 理事長は、修学生が正当な理由なくして第16条に規定する書類等を提出しない場合には、貸与を停止することができる。
- 3 前2項の規定により貸与を停止された者が、進級・復学し、又は当該書類を提出した場合は、修学資金の貸与を再開する。

(返還債務の当然免除)

第12条 理事長は、修学生が次に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得し、その後直ちに臨床研修病院において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する2年間の臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た後、直ちに理事長が当該県の意見を勘案のうえ指定する医療機関に8～10年間勤務したとき。

- 2 前項の場合において、休職（育児休業及び介護休業を含む）又は停職の期間がある場合は、休職又は停職の期間の開始の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を勤務した期間から控除するものとする。

なお、これによることができない事例が発生した場合には、別途、理事長が取扱を決定できるものとする。

(返還債務の裁量免除)

第13条 理事長は、理事会の議を経て、修学生の死亡及び高度障害状態に該当したとき（第9条に規定する保険の適用外となった場合に限る）、その他やむを得ない理由により、その返還の債務を免除することが適当と認めた場合は、前条の規定にかかわらず、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができるものとする。

(返還及び利息)

第14条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が生じた日から1月以内に、貸与を受けた修学資金の全額と貸与を受けた日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10%の割合の利息を一括で返還しなければならない。

- (1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- (2) 大学を卒業し、臨床研修を修了した後直ちに指

定医療機関に勤務しなかったとき。

- (3) 第12条に定める返還の債務を免除する期間に達する前に指定医療機関の医師でなくなったとき。

- (4) 退学又は除籍によりこの契約を解除されたとき。

- 2 修学生は、正当な理由なくして修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、前項に定める合計額に加え当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、貸与を受けた修学資金のそれぞれの額に対し年15%の割合で計算した延滞利息を支払うものとする。

- 3 万一、修学生が死亡した場合又は高度障害状態に該当したとき、本学は第9条に定める保険金の受取人から債務全額の弁済を受けることにより、修学生の債務を回収する。

なお、修学生が死亡した場合又は高度障害状態に該当したときにおける債務額は、貸与を受けた金額のみとする。

- 4 修学生は、第1項及び第2項の規定により修学資金の返還を請求され、強制執行の手続をとられても異議を申立てることができない。

(返還の債務の履行猶予)

第15条 理事長は、修学生に災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、その事由の継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(書類の提出及び届出)

第16条 修学生は、休学、停学、留年又は退学したときは、直ちに、休学（停学、留年、退学）届（別記第8号様式）によりその旨を理事長に届け出なければならない。

- 2 修学生は、復学したとき又は留年した後に進級したときは、復学した日又は進級した日から1月以内に、復学（進級）届（別記第9号様式）によりその旨を理事長に届け出なければならない。

- 3 修学生は、大学を卒業した後、毎年4月1日現在における就業等の状況を同年4月末日までに、現況届（別記第10号様式）を理事長に届け出なければならない。

- 4 修学生は、修学資金の返還前に本人又は連帯保証人の氏名、住所、職業その他重要と認められる事項に異動があったときは、直ちに異動届（別記第11号様式）によりその旨を理事長に届け出なければならない。

- 5 修学生は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は理事長が不適当と認めてその変更を求めたときは、直ちに別に保証人を定め、連署のうえ、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 6 修学生が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに死亡を証明する書類を添えて、その旨を理事長に届け

出なければならない。

- 7 修学生は、第12条に定める返還の債務を免除に該当するに至ったときは、1月以内に、返還債務免除申請書（別記第12号様式）により、その旨を理事長に申請し、承認を受けなければならない。

（改 正）

第17条 本規程の改正は、本学法人理事会の議決を得て行う。

附 則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。

附 則（平成29年3月1日）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（令和2年3月1日）

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

(3) 東北地域医療支援修学資金貸与規程（資金費消型・東北5県枠）

平成27年9月18日制定
平成29年3月1日改正

（趣 旨）

第1条 この規定は、東北医科薬科大学（以下「本学」という。）が実施する「修学資金枠 B方式 東北地域医療支援修学資金（宮城県以外の東北5県）」の入学試験に合格し、本学の医学を履修する課程に入学する者であって、卒業後の一定期間、青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県（以下「宮城県を除く東北5県」という。）内の医療機関に勤務する意思を有する者（以下「修学生」という。）に対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

（貸与対象者）

第2条 この修学資金の貸与を受けることができる者は、下記の（1）および（2）を満たす者とする。

（1）本学医学部に在籍する修学生で、地域医療に対し強い熱意と意思を有し、宮城県を除く東北5県のいずれかの県の医療機関での診療業務に従事することを希望する者

（2）宮城県を除く東北5県のいずれかの修学資金制度に申し込む者で、各県の制度の要件を満たす者

（申請・借入証書の提出）

第3条 修学資金の貸与を受けようとする修学生は、修学資金貸与申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）を東北医科薬科大学理事長（以下、「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 修学資金の貸与を認められた修学生は、貸与を受けた修学資金の貸与契約書（別記第3号様式）を連帯保証人と連署のうえ、貸与を受けた日に理事長に提出しなければならない。

（修学資金の額）

第4条 修学資金の貸与の額は、年額2,500,000円とする。（6年間計15,000,000円）

（修学資金の貸与期間）

第5条 修学資金の貸与の期間は、貸与を決定された日の属する年度の4月から大学を卒業した日の属する年度の3月までとする。

（貸与の方法）

第6条 修学資金は、各年度の授業料、施設設備費及び教育充実費に充当することとし、1,250,000円を当該年度の4月末までに、1,250,000円を当該年度の10月末までに貸与する。

2 貸与については、理事長が修学生に代わって授業料等の経費を大学に納入し、その領収証書を修学生に交付することによって行うものとする。
この場合、修学生は修学資金受領書（別記第4号様

式）を理事長に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第7条 修学資金の貸与を受けようとする修学生は、連帯保証人2名を立てなければならない。また、連帯保証人のうち1人は、父又は母（父母がともにない場合は、兄弟又はこれに代わる者。）、他の1人は独立の生計を営む者であること。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた修学生と連帯して債務を負担するものとする。

3 修学資金の貸与を受けようとする修学生が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人はその修学生の法定代理人としなければならない。

4 上記の各条項にかかわらず、各県の修学資金を利用する場合は連帯保証人の要件は各県の制度に従う。

5 本学は、修学資金の貸与を受けようとする修学生及びその連帯保証人となろうとする者と、原則として面接により本人確認及び借入意思確認、保証意思確認を行うものとする。

（貸与の決定）

第8条 理事長は、第3条の申請書を受理したときは、速やかに貸与の適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

（保険への加入）

第9条 修学生は、貸与開始時から第12条に規定する医療機関への勤務が終了に至る期間を対象に、自らを被保険者、父母又はこれに代わる者を受取人とし、保険金額15,000,000円とする生命保険に加入しなければならない。

（決定の取消し）

第10条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第8条の規定による決定を取り消すものとする。

（1）退学したとき

（2）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき

（3）学業成績が著しく不良になったと認められるとき

（4）死亡したとき

（5）貸与の決定後又は開始後に修学資金の貸与を受けることを辞退したとき

（6）その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

（貸与の停止）

第11条 理事長は、修学生が留年又は休学し、又は停学の処分を受けたときは、その期間の修学資金の貸与を停止する。この場合において、当該授業料等を免除さ

れた期間に対応する授業料相当分等で既に貸与されたものがあるときは、当該授業料相当分等は、その後順次貸与されるべき授業料相当分等として貸与されたものとみなす。

- 2 理事長は、修学生が正当な理由なくして第16条に規定する書類等を提出しない場合には、貸与を停止することがある。
- 3 前2項の規定により貸与を停止された者が、進級・復学し、又は当該書類を提出した場合は、修学資金の貸与を再開する。

(返還債務の当然免除)

第12条 理事長は、修学生が次に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

いずれかの県の修学資金の貸与を受けた場合は、大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得し、その後直ちに臨床研修病院において医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する2年間の臨床研修(以下「臨床研修」という。)を経た後、直ちに当該県の指定する医療機関に勤務し、本学制度に合わせて利用する宮城県を除く東北5県の修学資金制度で定める期間以上在職したとき。

ただし、宮城県を除く東北5県の修学資金制度に採用されず、本学からの修学資金のみとなった場合は臨床研修期間を含め、6年間在職したときとする。

- 2 前項の場合において、休職(育児休業及び介護休業を含む)又は停職の期間がある場合は、休職又は停職の期間の開始の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を勤務した期間から控除するものとする。

なお、これによることができない事例が発生した場合には、別途、理事長が取扱を決定できるものとする。

(返還債務の裁量免除)

第13条 理事長は、理事会の議を経て、修学生の死亡及び高度障害状態に該当したとき(第9条に規定する保険の適用外となった場合に限る)、その他やむを得ない理由により、その返還の債務を免除することが適当と認めた場合は、前条の規定にかかわらず、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができるものとする。

(返還及び利息)

第14条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が生じた日から1月以内に、貸与を受けた修学資金の全額と貸与を受けた日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10%の割合の利息を一括で返還しなければならない。

- (1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
- (2) 大学を卒業し、臨床研修を修了した後、直ちに指定医療機関に勤務しなかったとき。

(3) 第12条に定める返還の債務を免除する期間に達する前に指定医療機関の医師でなくなったとき。

(4) 退学又は除籍によりこの契約を解除されたとき。

(5) 各県の修学資金について、繰り上げ返済もしくは一括返済するとき。

- 2 修学生は、正当な理由なくして修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、前項に定める合計額に加え当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、貸与を受けた修学資金のそれぞれの額に対し年15%の割合で計算した延滞利息を支払うものとする。

- 3 万一、修学生が死亡した場合又は高度障害状態に該当したとき、本学は第9条に定める保険金の受取人から債務全額の弁済を受けることにより、修学生の債務を回収する。

なお、修学生が死亡した場合又は高度障害状態に該当したときにおける債務額は、貸与を受けた金額のみとする。

- 4 修学生は、第1項及び第2項の規定により修学資金の返還を請求され、強制執行の手続をとられても異議を申立てることができない。

(返還の債務の履行猶予)

第15条 理事長は、修学生に災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、その事由の継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(書類の提出及び届出)

第16条 修学生は、休学、停学、留年又は退学したときは、直ちに、休学(停学、留年、退学)届(別記第5号様式)によりその旨を理事長に届け出なければならない。

- 2 修学生は、復学したとき又は留年した後に進級したときは、復学した日又は進級した日から1月以内に、復学(進級)届(別記第6号様式)によりその旨を理事長に届け出なければならない。

- 3 修学生は、大学を卒業した後、毎年4月1日現在における就業等の状況を同年4月末日までに、現況届(別記第7号様式)を理事長に届け出なければならない。

- 4 修学生は、修学資金の返還前に本人又は連帯保証人の氏名、住所、職業その他重要と認められる事項に異動があったときは、直ちに異動届(別記第8号様式)によりその旨を理事長に届け出なければならない。

- 5 修学生は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は理事長が不適当と認めてその変更を求めたときは、直ちに別に保証人を定め、連署のうえ、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 6 修学生が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに死

亡を証明する書類を添えて、その旨を理事長に届出なければならない。

- 7 修学生は、第12条に定める返還の債務を免除に該当するに至ったときは、1月以内に、返還債務免除申請書（別記第9号様式）により、その旨を理事長に申請し、承認を受けなければならない。

（改正）

第17条 本規程の改正は、本学法人理事会の議決を得て行う。

附 則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。

附 則（平成29年3月1日）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

医学部授業資料共有フォルダ利用ガイドライン

平成28年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 本ガイドラインは、東北医科薬科大学（以下「本学」という。）医学部の授業資料共有フォルダ（以下「共有フォルダ」という。）の利用について、必要な事項を定めるものである。

(目的・利用)

第2条 本学情報科学センターのファイルサーバー上に共有フォルダを設置し、医学部の講義、演習、実習及び実験科目の担当者が作成した資料（以下「授業資料」という。）を収集・保存及び公開することによって、担当者間の情報共有と科目間の水平的及び縦断的統合の推進を図るとともに、学生の自主的学習を支援することを目的とする。

2 授業資料の利用は、次の各号に掲げる範囲とし、学内限定のネットワークにおいてのみ公開するものとする。

- (1) 医学部及び教養教育センターの専任教員による相互参照のための利用
- (2) 医学部の授業の過程に供する利用
- (3) 医学部学生による予習及び復習のための利用
- (4) 医学教育推進センターによる学生への学修指導及び教員教育（FD）のための利用
- (5) 大学機関別認証評価及び医学教育分野別評価のための利用

(管 理)

第3条 共有フォルダの管理は、情報科学センターが行う。

2 共有フォルダの適切な管理を行うため、情報科学センターに実務管理担当者を置く。

(運 用)

第4条 共有フォルダの運用は、情報ネットワーク利用規程及び情報科学センター規程に基づいて行う。

2 医学部の授業資料については、学生の予習に供するため、授業担当者が授業実施日の前日までに、電子媒体により共有フォルダに掲載するものとする。ただし、授業の構成上必要な場合はこの限りでない。

3 医学部の兼任及び兼任教員が担当する授業資料については、教務課又は医学部事務室が収集するものとし、共有フォルダに保存する。

4 フォルダ及びファイルの構成のルール等は、別表1のとおりとする。

(利用権限の設定)

第5条 共有フォルダ内の授業資料を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医学部及び教養教育センターの専任教員
- (2) 医学部の学生（科目等履修生は含まない。）
- (3) 教務課、医学部事務室及び医学教育推進センターの専任職員

(4) その他教務委員長が適当と認めたる者

2 共有フォルダに付与する詳細な利用権限は、別表2のとおりとする。

(免責事項)

第6条 共有フォルダに保存された授業資料の不適切な利用に起因する損害等の責任は当該利用者へ帰するものとし、本学は責任を負わないものとする。

(その他)

第7条 共有フォルダの管理及び運用について必要な事項は、情報科学センター運営委員会及び医学部教務委員会が協議し、別に定めるものとする。

附 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

別表1

フォルダ及びファイル構成ルール			
 入学年度	 学年	 授業科目名	 ファイル
	 ⋮	 ⋮	 ⋮
			
入学年度	西暦下2桁+M		
学 年	1年次から6年次		
授業科目名	科目名をシラバス記載のとおり、正確に記入すること		
ファイル	命名については、使用日等わかりやすく簡潔に記すこと		

別表2

	保存	編集	閲覧	削除
医学部及び教養教育センターの専任教員 (担当科目のみ)	○	○	○	○
医学部及び教養教育センターの専任教員 (担当科目以外)	×	×	○	×
医学部の学生	×	×	○	×
教務課、医学部事務室及び医学教育推進センターの専任職員	○	○	○	○
その他教務委員長が適当と認めたる者	×	×	○	×

東北医科薬科大学

<小松島キャンパス>

〒981-8558

仙台市青葉区小松島四丁目4番1号

TEL 022 (234) 4181 (代)

FAX 022 (275) 2013

<福室キャンパス>

〒983-8536

仙台市宮城野区福室一丁目15番1号

TEL 022 (290) 8850 (代)

FAX 022 (290) 8860

URL <http://www.tohoku-mpu.ac.jp>



所在地 <小松島キャンパス>

〒981-8558 仙台市青葉区小松島 4 丁目 4 番 1 号

TEL

022-234-4181 (代表)

FAX

022-275-2013

所在地 <福室キャンパス>

〒983-8536 仙台市宮城野区福室 1 丁目 15 番 1 号

TEL

022-290-8850

FAX

022-290-8860

URL

<http://www.tohoku-mpu.ac.jp>